

四 政 要

和漢皇代記 各一卷

内閣一本、彰考館一本、前田一本には、各の字なし。

和漢帝皇の歴代を記したるものなるべけれど、今傳はりたるものあるをきかず。梅城録、名匠略傳に引きたるものに、和漢年代記あれど、この書とは別のものなるべし。また單に皇代記と稱したるものあり。和漢の二字なけれど、或はこの書の中ならんか。皇代記として世に傳はりたるもの、及び古書に引きたるもの三種あり。

一 平安朝のものにして、袋草子、顯昭古今和歌集序注、顯注密勘十九、萬葉時代難事に引きたるものあり。

二 鎌倉時代中期前のものなり。高祖遺文錄三に引きたるものにて、中に

南都山門三井度々經奏聞、法然撰擇之邪義、爲亡國之基旨、依訴申、人王八十三代土御門院御宇承

元元年三月上旬、專修念佛之張本、安樂、住蓮等捕縛、忽被刎頭畢、法然房源空沈遠流之重科畢、其時攝政左大臣家實ト申ハ、近衛殿ノ御事也、此事皇代記ニ見エタリ、

その日蓮以前のものなるを知るべし。

三 群書類從に收めたる皇代記二卷なり。後宇多天皇を新院とし、伏見天皇を當院と記したれば、伏見、後伏見、兩代の頃になりたるものなり。

三種の皇代記は、いづれも本朝のみにて、支那歴代の事見えざれば、別種のものならんか。

弘帝範 三卷 參議大江音人撰

群書類從本、及びその他数本には、卷數を註せず。

今傳はらず。唐太宗の撰びたる帝範に就いて記し、帝王學の參考となるべき事どもを撰述したるものなるべし。この書の事は、

三代實錄に、元慶元年十一月三日庚子、參議從三位行左衛門督大江朝臣音人薨去云々、音人別奉勅撰群籍要覽四十卷、弘帝範三卷、又有勅、與參議刑部卿菅原朝臣是善、撰定貞觀格式、其上表並式序、皆音人之辭也、

と見えたり。音人は、本主の子にて、

扶桑略記に、音人者、右京人、備中權介正六位上本主之長子也、音人内性沈靜、外似質訥、爲人廣眉大目、儀容魁偉、音聲美大、其有風度、中略、薨時六十七、

と記せり。然るに、日本見在書目錄雜家の部にも、弘帝範三卷とあれば、支那撰述にも、同名にして、卷數も同じき書ありしにや。但し見在書目錄には、著者を註せず、且つこの外にも、本朝の書籍のまぎれ入りたるもの二三あれば、この書もまた、まぎれ入りたるものなるべし。

日本事始 二卷 記天象、地儀、草木、禽獸類日本始、

我國に於ける事物の起原を書きたるものなり。下の雜抄の篇に載せたる本朝事始と同書なるが如しと雖も、本朝事始は一卷にして、この書と卷數あはねば、別のものなるべし。この書は、世に傳はりたるものあるをきかざりしが、前田侯爵家藏本に、日本事始と名づけたる寫本二卷あり。その篇目は、

卷一 諸社 神事 佛法 釋門事始

卷二 佛事 天象 地祇 草木 鳥獸 雜物 書藝

にて、もとは書名もなく、

奥書に、以官庫之本、命宗林居士而令寫之、不可外見而已、

明應龍集戊午季冬

槐下桑門花押

とあるのみ。これを日本事始としたるは、前田綱紀にて、

跋文に、加能越三國主虎賁中郎將菅公、信儒好學、經史子集目無不悉藏蓄焉、暇日大搜本朝舊記、偶得一書於古寺、無題目無序引、混雜于尋常殘簡遺編之中、既不悟爲何書、豈知爲希世之物哉、公之一覽之、頗覺匪直之物、參校本朝目、則天象

- 諸社 神事 佛法 釋門事始
- 一 同燒失事 一八幡宮事
 - 一 同御針并諸國寺靈像事
 - 一 賀茂社
 - 一 手野社
 - 一 春日社
 - 一 大神社
 - 一 大和社
- 一 廣教龍田社

日本事始 (藏氏爲利田前爵侯)

地儀艸木禽獸之類記其始、所謂日本事始、蓋其此書乎、飛檄告僕老爺、弘文院學士訂其真偽、老爺見之以信其書、且感公之誠鑒不遺、至寶得時也、固請寫之、以備家珍、公亦約證一語于卷末、未幾老爺罹疾終不起矣、今茲之夏、公使僕記其事、嘗聞應仁亂後載籍烏有、一條家之書纔存于洛外妙覺寺矣、此書雖闕作者、然

卷頭華押存妙覺寺常主日典七字、則一條遺書決而無疑乎、嗚呼此書不遇公之明視、則爲塵芥所汚、爲蟬蠹所食、永隱而不顯乎、公之好學、其餘惠及不亦可乎、於是乎跋、

天和二年壬戌六月

東武學整宇林齋作書

と記せり。この書には、本朝月令、古事談、江談、先代本紀、春日縁起、石上縁起、熊野御垂跡記、藤氏南家傳、弘決俗典鈔、年代述記等を引載せり。また日吉祭の條に、「臨時祭建保元年十月十一日始、」とあり。法界寺の條に、建保四年七月廿一日供養の事を記したるによれば、建保以後の著なる事明なり。その外後人の註記頗る多く、八宗傳來の條には、一條兼良の樵談治要の文をのせたり。

事始略抄 一卷

日本事始を抄略せしものなるべし。通憲入道藏書目錄に、「本朝事始畧抄二局、」と記したるは、卷數も合はざれば、同じきものにあらざるにや。今傳はらざれば、明ならず。

別式 二十卷 神祇伯石川年足撰

奈良朝に於ける諸司の式、及び儀式にて、弘仁、貞觀、延喜三代式の類なり。この書今は傳はらず、但し下に「古式二十卷」と見えたるものあり。卷數も同じく、本朝法家文書目錄には、「古式二十卷」のみにて、別式をのせざれば、同書なるべし。この書の事は、

續日本紀に、天平寶字三年六月丙辰、是日百官及師位僧等奉去五月九日勅、各上封事以陳得失、正三位中納言兼文部卿神祇伯勳十二等石川朝臣年足奏曰、臣聞治官之本、要據律令、爲政之宗、則須格式、

方今科條之禁、雖著篇簡、別式之文、未有制作、伏乞作別式與律令並行、

同六年九月乙巳、御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勳十二等石河朝臣年足薨、時年七十五、○中年足

者、後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫平城朝左大辨從三位石足之長子也、率性廉勤、習於治體、○中

勝寶五年授從三位、累遷至中納言、兼文部卿神祇伯、公務之閑、唯書是悅、寶字二年授正三位、轉御史

大夫、時勅公卿各言意見、仍上便宜、作別式二十卷、各以其政繫於本司、雖未施行、頗有據用焉、

と見えたり。別式は、續日本紀、令義解に散見したるものにて、蓋し時々制定せられたる別式の文を纂修

したるものならんか。續日本紀に見えたる別式は、「文武天皇二年八月癸丑、定朝儀之禮、語具別式」の類

にて、この外、國司巡行並遷代時、給糧馬脚夫之法、和銅五年五月調庸斤兩及長短之法、養老元年四月宮人職員、天平寶

月、等あり。なほ令義解に、「依別式」と記したるは、諸祭供神及禮儀齋日、神祇國大小、令三關兵士之數、

軍防元日國司廳食物、令牧馬牛死及責課者、令京官五位以上喪即使殯歛、令太政大臣以外の葬具、及

び遊部、同廳上及び曹司座令正月中旬大射上等なり。この外、令集解には、職員令神祇官の條に三處、太

政官の條に二處、式部省、大藏省及び後宮、職員令、田令、學令、宮衛令、儀制令、厩牧令、喪葬令等に、各一

處見えたと、多くは、「依別式」の文にて、未だ本文をのせたるものを見ず。

民部省例 民部卿和氣清麻呂撰

今傳はらず。民部省にて行ひたる省例を纂修したるものなるべし。

日本後紀に、延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、
○中 高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂、○中 清麻呂練於庶務、尤明古事、撰民部省例二十
卷、于今傳焉、奉中宮教、撰和氏譜奏之、帝甚善之、○中 薨時贈正三位、年六十七、

とあり。今傳本なく、僅に延暦交替式に一條をのせ、藤原保則傳に一例をあげたるのみ。また田令集解
に、民部例とあるものも、この書なるべし。

政事要略 百三十卷 記公務、交替、國文、紕彈雜事、至要、臨時雜事等、惟宗允亮撰

年中恒例、その他の朝儀、及び制度、吏務等の事どもを記したるものなり。諸書を引證列記して、考説
を加へたり。

この書の古寫本は、侯爵前田利爲氏の所藏にかゝるもの最も古く、卷廿五、卷六十、卷六十九の三卷あ
り。金澤文庫の舊藏にして、昭和九年國寶に指定せられたり。刊本は、改定史籍集覽、及び新訂増補國
史大系、日本經濟大典に收めたり。

この書に就いては、大正四年十一月、史學雜誌第二十六編第十一に拙考を載せれば、これを修訂し
て、左に掲載す。

政事要略卷第五 年中行事第五

十月

朔日現告朔事

同日旬事 上見月朔。

同日及土二日者朝座事 見三月朔日

同日諸司省內進奏者達并告朔祭事

同日奏於殿次嚴忌事 殿次奏者達并奏事
見三月朔日

二日官人冬衣服更事 見四月二日

同日奏于候斯守奈官田稻實上定父事

政事要略 (藏氏爲利田前爵侯) 略要事政

も浩瀚なるものにして、著名なる令宗允
亮、藤原通憲の手になれるものなれば、法
制史研究家にとりては、最も必要なる良
書なりしこと、言ふを俟たざるなり。惜
いかな、今は殆ど亡佚して、法曹類林の如
きは、七百三十卷の中残存せるものは、僅
に四卷に過ぎず。政事要略も、百三十卷
の中、世に傳はりしは、二十六卷のみなれ
ど、その中には、重要な材料多く、引證

せる古書には、珍らしきもの尠からざるを以て、試にこれが考説を記して、識者の教を乞はんとす。

著者及び編輯の年代 この書の著者は、中右記を始め本朝書籍目録、源語秘決等、いづれも令宗允亮なるよしを記せり。また本書卷廿二に、「余寛弘四年、出爲河内守、五年九月、住大縣郡、」と見えたるは、勘仲記正應元年正月五日の條に、「寛弘三年左佐從四位下允亮、同年^{〇四}正月□日任河内守、」とあるにあへば、著者の允亮なる事は疑なかるべし。允亮は、本姓惟宗朝臣にして、惟宗公方の孫なり。圓融、華山、一條の三朝に歷仕し、明法博士、勘解由次官、檢非違使、左衛門權佐、大判事等を歴て、河内守となり、從四位下に叙せられたり。長徳四年の頃、令宗朝臣の姓を賜はりて、碩學の譽高く、朝家より勘文を徵されし事多く、諸家より諮問を受けし事尠からず。されば、大江匡房は、これを稱揚して、續本朝往生傳に、「天下之一物也、」と記せり。

さて、允亮が、この書を書いたるは、何時の頃なりしか、本書卷廿六に、「今上正暦四年十一月一日云々、」と記したるによれば、一條天皇の御代に撰びたるものなる事は明なり。前記の如く、寛弘五年九月、允亮が河内守にて、同國大縣郡に住せし事見え、卷廿三に、寛弘五年、藤原道長、中宮彰子の御懷妊によりて、放生會を行ひし事を載せて、それより以後の年記にかゝるものなければ、その頃の撰なるべし。但し、

卷七十に、爰奉呪咀皇后事、寛弘六年二月發覺、拷訊陰陽師、斷定罪名等、遠祖先公之行、當時相府不

欽歎、但呪咀之起、事依皇后結斷之文、可謂難儀、爲示後學、載于左、

とありて、令宗允正、美麻那眞節が、源爲文、同方理夫妻、高階光子、及び僧圓能等の罪名勘文等を載せたり。陰陽師は僧圓能にして、當時相府は、皇后の父藤原道長をいひ、遠祖先公は、令宗允正をいへり。允正は系譜詳ならねど、當時允亮と並び稱せられ、同じく令宗の姓にて、偏諱も同じければ、允亮の弟なるべし。允正の勘文は、この外卷六十九、卷七十にも載せたれども、此の如く、允正を遠祖先公と記したるは、允正の子孫が筆録せしものなれば、一條天皇の御代より以後に追記せしものなるべし。現存廿六卷の中、追記の痕跡ありしは、この一ヶ所のみなれど、亡佚せしもの、の中には、この外にも、所々に追記したるものありしならん。

卷數及び内容 この書の卷數は、百三十卷なりし事も、中右記、及び本朝書籍目録に記せり。されど、闕卷甚だ多く、金澤文庫に傳へたるものは十九卷ありし事、退私録に見え、群書一覽には、殘闕九卷として、廿八、廿九、五十三、五十四、六十、六十一、八十一、八十四の目録を掲げたり。近年史籍集覽に收めて刊行せしものは、二十六卷ありて、屋代弘賢、勢多章甫、佐藤誠實の校本、及び東京帝國大學、帝國圖書館等の諸本を以て校訂したるものなれば、まづはと、のひたりといふべきか。この書の内容は、本朝書籍目録に、「記公務、交替、國文、糺彈雜事、至要臨事雜事、」と見えたりしが、現存廿六卷に載せたる項目の概要を記すれば、左の如し。

第廿二	年中行事廿二	八月上
第廿三	同	廿三 八月下
第廿四	同	廿四 九月
第廿五	同	廿五 十月 十一月一
第廿六	同	廿六 十一月二
第廿七	同	廿七 十一月三
第廿八	同	廿八 十一月四 十二月上
第廿九	同	廿九 十二月下
第三十	同	三十 御書事
第五十一	交替雜事十一	調庸未進事
第五十三	同	十三 雜田事 田租未納主率徵填事 在徵填率分事
第五十四	同	十四 器仗戎具事 修理神社事 修官舍事 溝池堰堤事
第五十五	同	十五 馬牛事 講讀師事 國分二寺事
第五十六	同	十六 定額寺事 四度使事
第五十七	同	十七 雜公文事上

第五十九	同	十九 雜係事 獨除事 事力事 遷替送丁事 官物事 禁斷犯用官物事・ 赦書事 賻物事
第六十	同	二十 損不堪佃田事 例損戸率事 損戸交易事 定戸等第事 雜事
第六十一	糺彈雜事一	檢非違使雜事上
第六十七	同	七 男女衣服並資用雜物事
第六十九	同	九 致敬拜禮下馬事
第七十	同	十 從者員數事 馬鞍裝束事 蠱毒厭魅及巫覡等事 出棄病人及小兒 事 應鷄事 馬牛及雜畜事 闕遺亡失物事
第八十一	同	廿一 斷罪下
第八十二	同	廿二 罪名並贖銅八虐六議事 議請減贖事 用蔭事 等親事
第八十四	同	廿四 自首覺舉事 告言三審誣告等事
第九十五	至要雜事五下	學校事下

即ち年中行事、糺彈雜事の一部、交替雜事の半、及び至要雜事の一部に過ぎず。書籍目録には、年中行事の事見えずして、この外、公務、國文、臨時雜事あり。公務は卷廿七、卷五十五、卷五十七、卷六十等に其名見えて、卷廿七、卷五十七には、公務要事とあり。臨時雜事は、卷六十七に臨時雜事中とあれば、上中下

に分ちたるものと見ゆ。國文は書中に見えざれば詳ならねど、誤字にてもあらんか。また卷五十四には、兵要雜事の名見えたれば、他にも知られざりし部目の名あるべし。また年中行事も、卷廿九にて、最末なるは十二月の追儺なるに、卷三十に載せたる御晝事をも、年中行事としたるは如何ぞや。これはもと、公務第一なりしを、部目の缺損したるによりて、前卷が年中行事なれば、後人が誤りて年中行事としたるものか。江次第卷五に、卷三十三に別納租穀の章を記せるよし見えたるは、卷四十三の誤寫なるべし。されば、卷三十以下は、公務にして、卷四十一より、卷六十までの二十卷は、交替雜事、卷六十一より、卷八十四、八十五のあたりまでの廿餘卷は、糺彈雜事、それより以下が至要雜事、兵要雜事、臨時雜事等なるべし。但し至要雜事は、卷九十五が五下にして、左大史小槻季繼記にと、節刀事、政事要略九契事、九十九略至要雜事とあれば、卷八十五六より、卷八十八九あたりが、その始にして、卷九十九以下に及べり。また柱史抄に、滋野貞主が、宣命譜を造りて上りたる事を、政事要略卷百六に載せたる由見えたるも、蓋し至要雜事の中にあらんか。尙本書に見えたる小部目には、公務の中に給復、卷五十五に見ゆ、不堪佃田、損田坪付帳、卷六等の部あり。至要雜事の中に、雜部、卷八十一あり。兵要雜事の中に、兵士軍團、卷五十四等の部あり。臨時雜事の中に、佛寺部、卷五十六禁色雜袍、卷六十七あり。また交替雜事の中なるべく思はるゝものに、公文、卷五十三封戸租調、卷五十三損戸交易、卷五十三諸寺交易解由、卷五十五官舎、卷五十四院司辨濟、卷五十五出舉出納、卷五十九等の部あり。糺彈雜事の中なるべく思はるゝものに、禁法、卷八十一、卷八十四、訴訟、卷八十一赦降、卷五十九、鬭亂、卷八十一鬭入、卷八十四追捕、卷八十一拷掠、同看督使、

卷六十一、卷六十一、等の部あり。この外、神社、卷五十四神事、卷六十六僧尼行事、卷六十六國郡、卷五十三嫁娶、卷八十二、京中賑給、卷六十六驛馬、卷七十七金銀、同上諸門、同上等の部あれど、孰れの部目に屬せるものか詳ならず。本書亡佚せるもの、中、その遺文を古書に引きたるものは、上に掲げたる江次第、柱史抄の外、令抄僧尼令の條に、詐聖の文を載せたるは、僧尼行事の部の中なるべく、明文抄人事部に、侍中式の殿上非違糺彈の文を引きたるは、糺彈雜事の中なるべし。また同書に、内侍所、及び百度食、右府生竹田種理夢物語等の文を引きたるものあり。香藥抄裏書に、第六十三として、日本紀に見えたる聖德太子の四天王像を作り給ひし事をのせたるものあり。小野宮年中行事に、允亮記と題して、禁色に對する應例を掲げたるは、禁色雜袍の中なるべく、この外、類聚に允亮説として、觸穢に關することを引きたるは、臨時雜事の中なるべし。また經俊卿記正嘉元年閏三月一日の條に、養子財産讓與に關する事を引きたるものもまた同じ。年中行事秘抄、花鳥餘情、源語秘決、江次第抄等にも、處々に引用したるものあれど、年中行事の中なるもの多く、その他は、概ね既刊に收めたるところのものゝみなりき。此の如く、本書は、神社佛寺を始め、典禮、儀式、田制、租法、學事、兵事、司法、警察等、政務に關するあらゆる制度事例を掲げたるものにして、各部目に國史律令格式以下、和漢の典籍を臚列して、處々に著者の私案を加へ、或は先輩、及び著者が、諮問質疑に應じたる問答、勘文をも掲げ、或は父祖、及び人々より聞きたる談話等をも記せり。その引證したる事例には、國史に漏れたるものあり。殊に六國史以後に於ける紀事は、概ね他書に載せざり

しもの多く、根本史料とするに足れり。官符類の中にも、三代格になきもの尠からず。就中三代格以後、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融、花山、一條の七代に於ける詔勅官符の如きは、他に見えざりしもの、みなれば、最も貴重なるものなり。殊に宇多天皇の御代の阿衡に關する史料の如きは、悉く儒家の勘文と、御日記とを収めたれば、本書ならでは、その顛末を知悉すべきものあらず。また醍醐天皇の御代、檢非違使が、「大空に照る日の色をいさめては」の歌に感じて、女藏人内匠の紅衣を著したる罪を糺明せざりし物語は、新古今集に見えて、著名なれど、實はこの書卷十六より出でたるものなり。また天智天皇の崩御に就いての異説も、扶桑略記に見えたれど、この書卷十九によりたるものなり。か、れば、本書完備して傳はりたらんには、歴史法制に關する珍らしき材料は、極めて夥多なるべし。

引用書 此の書に引證したる内外の典籍は、百餘部にも上りて、今日亡佚して、殘闕となりたるもの頗る多し。本朝の書七十二部の中、現存したるものは、古事記、日本紀、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、古語拾遺、舊事本紀、延喜式、延曆交替式、内裏式、貞觀儀式、姓氏錄、興福寺緣起の十四部に過ぎず。殘闕したるものは、日本後紀、類聚國史、令義解、律、令集解、貞觀交替式、西宮記、九條年中行事、寬平遺誠の九部にして、中にも、令義解、律、令集解、寬平遺誠、西宮記等には、この書によりて、缺逸したる遺文を補ふべきもの尠からず。この外、亡佚して、傳本なきものは、四十九部あり。その中

右官吏記卷廿五、廿八

曆錄卷十四

外記日記卷廿三、廿八

宇多天皇御日記卷三

吏部王記卷廿二、廿三、廿四、廿五、廿六、廿七

弘

仁格、貞觀格、延喜格處々にあり

弘仁式、貞觀式處々にあり

律集解卷廿五、廿九、三十、五十九、六十、七十一、八十一、八十二、八十四、九十五

天長格抄卷廿四

官曹事類卷廿四、廿八

彈例卷六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十

八十一例卷六十七、六十八、六十九、七十

檢非違使卷六十七、六十八、六十九、七十

使應續類聚卷十七

延喜例卷六

藏人式卷廿二、廿三、廿四、廿五、廿六、廿七、廿八、廿九、三十

清涼記卷廿二、廿三、廿四、廿五、廿六、廿七、廿八、廿九、三十

裝束記文卷廿四、廿五、廿六、廿七、廿八、廿九、三十

律疏卷廿五、廿六、廿七、廿八、廿九、三十

辨官記卷八

檢非違使私記卷七

勘解由使勘判抄卷廿七、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十

吉備大臣私教類聚卷七、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十

善家集卷五十四、六十、七十九、八十

神祇記文卷四

は、本朝書籍目録、通憲入道藏書目録、その他の諸書にも見えたと、この書にのみ見えて、他の諸書に見えざるもの左の十三部あり。即ち

律疏骨便錄卷八十一、九十五

内侍式卷廿六

交替式私記卷五十一、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九

講書私記卷六、十七

近衛陣雜例卷九

喜裝束記文卷六

類聚卷六

看督使卷六

年代記卷九

聖德太子傳卷五十五、六十一

百濟王本系帳卷十五

多米

宿禰本系帳卷六

多米氏系圖卷六

この外唐曆卷六十、六十七、貞觀實錄卷六、天地災記卷六等の珍書尠からず。此の如く、この書は、世に傳はらざりし和漢の典籍を引載したところ多ければ、また古書の逸文を集めたるものとしても、尊重すべきものなり。

本書の流布及び古本 本書は、前述の如く、一條天皇の御代になりしものなれど、久しく聞えざりしが、堀河天皇の御代に至りて、漸く世に知らるゝに至れり。

後二條師通記に、寛治五年八月十一日丁卯、政事要略六七帙、借請顯實許云々、また、

中右記寛治八年十一月二日の裏書に、件靈劔二柄圖、權中將顯實所被持也、彼家相傳也、明法博士允亮所抄政事要略百世局云々、中詳見也、爲一本書、不在他家、

と見えて、顯實の家に相傳したるのみなりしを、後二條師通の、借覽せしものにて、中右記に、「爲一本書、不在他家」とあるにて、傳本の稀なりしを知るべし。顯實の家に傳はりし由來は、詳ならねど、尊卑分脈を檢するに、顯實は、小野宮右大臣實資の曾孫にして、權中納言資仲の子なり。實資は、著者允亮と同時の人にして、實資の依囑によりて、著者が官馬私馬に就いての事を勘申せし事、卷廿二、及び卷七十に見え、著者が、屢實資を訪問して、法律上の諮問に應答し、齋院御禊の際、實資より、鹿毛馬を借用したる事、小右記に見えたり。これによりて、著者と實資との親交の厚かりし事を推知すべく、且つ實資の著小野宮年中行事には、允亮記として、この書を引證したるを見れば、實資特にこれを借覽したるものなるべく、よりて一本を書寫して、これを子孫に傳へたるものならんか。小野宮家は、實資の祖父實賴以來、小野宮流と稱して、累代朝家の典禮に明なりしかば、顯實も亦、其の末流を汲みで、世の識者と呼ばれし事、中右記に見えたり。蓋し小野宮一家が、有職の家として、世人に稱へられしは、實賴以來、一家相傳の秘事口傳ありしが故ならんも、一は政事要略の如き、重要な良書を秘藏したるによらずんばあらず。

尙この書の如何に世に重せられしかは、左大史小槻季繼記に、「匡房、通俊卿、偏以政事要略爲才學、」とありて、大江匡房、藤原通俊の如き一代の學者も、この書を規模となし、にても推測するを得べきなり。匡房の著江次第は、後二條師通の命によりて、撰びたる事は、富家語談、江次第抄に見えたれば、師通が、顯實に就いて、これを借覽したるは、故なきにあらざるなり。此の如く、此の書は、小野宮家に傳へたる一本のみなりしが、後には、他家にも秘藏せし事、世に聞ゆるに至れり。

中右記に、康和四年九月十一日、參鳥羽、召御前、○中被語、仰云、中宮大夫屬正則許、政事要略云文候之由風聞、早可召取歟、我朝一本而已、

と見えたり。中宮大夫屬正則は如何なる人か姓氏詳ならず。且つその傳來に就いても、徵すべきものなし。小野宮家に就いて寫したるものか、或は直接に著者の家より借りて謄寫したるものか。「參鳥羽」は、白河法皇の離宮に參ありしにて、此の時法皇は、この書の事を聞食して、これを召取るべきよし仰せられしなり。此の如く、この書は、堀河天皇の御代の頃より、漸く流布するに至り、大江匡房の江次第、藤原通憲の法曹類林の如きは、この書によりたるところ多く、其の他の諸書にも、此の書を引證せるもの尠からず、北條實時父子が、金澤文庫にも、此の書を藏したりき。然るに、いつしか缺卷となりて、今世に傳はりたるは、僅に五分の一に過ぎず。惜みてもありある事なり。

此の書の古寫本は、金澤文庫にありしもの、外は、世に聞えしものなく、同文庫の本も、後には残り少

くなりて、江戸時代の始には、十九卷ありしといへり。新井白石の

退私録に、神君御代になり、五山の僧學校に仰せて、金澤文庫をひらき、藏書を披閱せしめて、脱卷なき全本をば、公儀まで御差上、残りし書どもは、民間に出る、此時、政事要略脱卷ありて、只十九卷ありしを、先生の家に持來り、價金五十兩と云、其書の筆者名ある人々なるが故なり、先生は家に居給はず、舍弟二十兩まで價をつけられしなり、其後殊にすぐれたる筆者のありし卷を三卷拔出して、さる大名へ賣り、残りし分は、醍醐殿の方へ求められしなり、と見えたり。先生は白石の師木下順庵にて、さる大名は、前田綱紀ならんか。

松雲公小傳には、政事要略四卷 惟宗允亮の撰にして、もと百三十卷ありしが、佚損して、世に流布するもの僅に二十六卷なり、こゝに擧ぐるは、嘉元二年の古寫本にして、卷廿五、卷六十、卷六十九、及び卷數の明かならざるもの一卷を存し、金澤文庫の黒印あり、卷數の知れざるは、流布本に見えざる佚卷の偶こゝに存するものなり、

とありて、前田侯爵家に所藏せらるゝものは四卷なれば、退私録にいへる所と卷數あはず。殊に卷數不明の一卷は、流布本にも見えざるものなるよしにて、げにも珍らしければ、一日侯爵家を訪うて、これを一覽したり。卷數不明のものは、卷首缺損したりしが、考選に關する問答勘文の類を載せたるものにて、識語に「嘉元二年六月日、書寫校合畢、」とあり。されど、允亮以後の明法博士なる令宗道成の勘文を掲

げ、其の體裁も政事要略と同じからず、法曹類林に酷似したる所あれば、試みに法曹類林を検するに、卷二百の識語に、「嘉元二年六月八日書寫校合畢、貞顯」と記して、年月も同じく、内閣文庫所藏同書卷百九十七の缺を補ふべきものなり。零本ならざれど、他の三卷は、奥書こそなければ、其の筆蹟は嘉元よりは古く、平安朝末を下らざるものにして、現存政事要略中、最古の寫本なるべく、最も貴重なるものなり。

柱下類林 三百六十卷 藤原敦基撰

柱下は、内記の唐名にて、内記は、詔勅宣命を草し、位記を書く事を掌るものなれば、内記の職務に關する事を分類したるものなり。二條良基の

百寮訓要抄大内記の條に、柱下類林とて、百卷ばかりの文あり、是も内記のつかさどる所の詔勅宣命をあつめたるものなり、

と見えたるにて知るべし。著者敦基の事は、國後抄の項(一〇九)に載せたり。

この書の事は、承保二年十月、關白師實、左大將を辭したる時の上表に對する勅答の有無をば、この書を引證して、土御門右大臣師房に尋ね、師房もまた、この書を一覽したる事、師房の子俊房の水左記に見えたり。また承暦四年八月、師實、權中納言源經信をして、大臣召の時の宣命に、參議以上をも載せたる事の有無を、この書によりて、調査せしめたる事、經信の帥記に見えて、「開見類林之處、大臣召時、若被

補參議以上之時、皆載宣命了、中被補太政大臣之例二度也、一度宣命不載參議、」と記せり。これによれば、この書は、承保二年以前になりしものにて、當時博識を以て世に聞えたる師房、經信及び師實等の間に知られたるものなりしを知るべし。然るに、著者敦基は、承保二年三十二歳なれば三十歳未滿の頃に纂修したるもの、如し。されど、敦基の著なるよしは、この書籍目錄以外には、徴すべきものなく、年齢の上にて、多少考ふべきところあれば、或は、敦基の父明衡などの編修したるものならんか。或は古く内記の編修したるものを、時々これに追加したるものにして、敦基の追加したところもあるによりて、この書籍目錄に敦基の著としたるものか。この後通憲入道藏書目錄に、二局と見え、玉葉承安二年五月齋宮卜定の條にも、この書を参照したること見えたり。また藤原俊憲の貫首秘抄には、この書は、律令格式、儀式と同じく、職事の必ず所藏すべきものなるよしを記し、藤原經光の如きは、民經記に、天福元年三月廿五日、今日校合柱下類林、儒弁第一至要也、仍此間忘他事、所致沙汰也、四月廿二日、柱下校合、儒弁之至要書也、仍以夜繼日所結構也、廿五日、柱下類林書寫校合事、忘他營所奔波也、と見えたり。以て其の世に重んぜられたるを知るべし。

この書は、今傳はりたるもの一卷あり。伏見宮家御所藏なり。十七帙第三儲君部にて、「自延暦七年、至正元元年東宮元服祝文、」とあり。第三皇子加元服祝文、及び延暦七年正月十五日皇太子安殿親王元服

の宣命以下、正元元年八月廿八日、皇太子恒仁親王御元服までの宣命をのせたり。されど、この書は、白

紙書林
自延暦七年正月十五日
皇太子安殿親王元服

東宮元服祝文

第三皇子加元服祝文

推明且冬古日良辰敬酌礼典加元服

一以量推之頃成人之則有孝子家

有由千國勢壽命之運運係極福之表

既飲哉戒之不升失位

東宮元服 皇太子安殿親王元服

天皇詔旨 勅人令 天下云云奉聞

宣云月十五日皇太子加元服係此慶之在案

柱下類林

の中にあり。されば、同部類卷一、卷二に載せたる應和三年、永承元年、久壽二年等の御元服を載せたる

ものも、その體裁同じきを以て推考するに、蓋しこの書儲君部の一部分なりしものならんか。

諸道勘文 二百卷

朝家有重事之時、仰諸道博士、被召勘文、或云、仗儀類集成數卷、中原師安撰

國家事ある時、諸道の博士等をして、その事例を調査せしめたる勘申の文を編集したるものなり。仗儀は仗座の儀にて、陣の定ともいふ。公卿衛府の陣に出座して、評定するをいひ、勘申の文によりて、議したるものを類集したるよしなり。通憲入道藏書目錄に、「一合第九十三櫃類聚諸道勘文一局、一合第九十五櫃類聚諸道勘文第八帙十局」と見え、貫首秘抄にも、類聚諸道勘文とありて、類聚の二字を冠したるものあり。この書は、唯勘文を順次編集したるものにて、別のものなるべく、類聚諸道勘文は、蓋し仗儀類集とあるものにか。なほ考ふべし。

この書今傳はりたるは、群書類從に收めたるもの二卷あり。一卷は卷首缺けて、卷數詳ならず。八幡神體の改造に關する保延六年の陰陽、天文兩道の勘文なり。一卷は、彗星に關する天延、康平、天喜、長治、天仁、永久等の勘文にして、卷四十五とあり。この中、長治三年正月、大外記中原の彗字本類事の勘文の下に、予と註したり。予は著者にして、他の長治三年正月の勘文には、大外記中原師遠とあるによれば、師遠の著なるが如し。或はもと師遠の著なりしが、後に師安の類集したるによりて、師安の著としたりものならんか。

この外、明文抄人事部下に、「諸道勘文賴隆狀」として、天曆三年五月廿三日神祇官の勘文を載せたるも亦、この書なるべし。

師遠は、大内記中原師平の子にして、大治五年八月卒し、師安は、師遠の子にして、久壽元年九月歿したり。中原氏系圖に、師遠の下に、「正五上、大内記、天文密奏、」と註し、師安の下に、「正四下、大外記、」と註したり。

續諸道勘文

諸道勘文の後を承けて、編修したるものなるべし。今傳はらざれば、編者明ならねど、これも中原氏の人の撰びたるものなるべし。寶生院所藏に、諸道勘文一冊あり。鎌倉時代末期の寫にて、中に、長寛、治承等のものあり。諸道勘文の後を承けたるものなるべく、この續諸道勘文と同じきものならんか。

雜例抄 廿卷 或十三卷、大外記師重抄

今傳はらねば、詳ならねど、外記其の他に於ける應務の雜例等を抄纂したるものなるべし。外記の雜例は、通憲入道藏書目錄に、「一合第一百一櫃外記雜例一部四局、同雜例一局、同雜例一卷上」とあり。また

西宮記、撰集秘記、及び清解眼抄、義經畏申記に引きたる雜例は、近衛府、檢非違使等に關するものなり。この外除目抄には、「見雜例抄任官卷」とあれば、除目に關するものもありしなり。

著者師重は、新抄の條に記したるが如く、承久二年に没したれば、この書を編修したるは、文治、建久より以前にあらざる事を推知すべし。然るに、雜例の名は、西宮記、撰集秘記、通憲入道藏書目錄等に見えて、院政時代以前にあれば、師重の撰びたるは、是等を纂修したるものなるべし。なほこの書の事は、

玉葉に、元暦元年八月一日丁亥、大外記師尙、持參先日所尋召之事等、隨聞抄、並雜例抄等也、各秘藏書也、

二年正月十三日丁酉、入夜大外記師尙來、申靈夢之事、件事旨趣者、去年之冬之頃、依尋召、借進秘藏抄物、雜例抄師元自抄、然間稱有靈夢告、第四以後不借進、

とあり。師尙は師重の父にして、師元の子なり。これによれば、師重の祖父師元にも、雜例抄の撰ありしを知るべし。また

見忌抄車忌事の條に、大外記師光抄雜例中神事部云、第六卷臨時奉幣部、

など記せり。師光は師重の子にして、師光もまた、雜例抄の著ありしが如し。或は元光の文字誤り易ければ、師光は、師元の誤寫にてもあらんか。尙

玉葉文治二年正月十八日の條に、大外記師尙持來父師遠所抄出之雜例一卷、依去年召也、

とある雜例も、雜例抄と同じきものなるべく、これによれば、師元の父師遠も亦、雜例抄の著ありしな

り。此の如く、中原氏は、師遠、師元の父子、及び師重、師光の父子四代、別々に雜例抄を編修したるが如し。或はもと師遠などの纂修したるものありしを、その子孫が、代々増補せしものにして、別々のものにあらざりしにや。卷數に二十卷なるもあり、十三卷なるもあるは、追加したるものと、然らざるものによりて、同じからざりしものならんか。

玉葉に、承安四年二月廿四日、午時許大外記賴業來、○中賜雜例二卷、立部注加近例等、可進由仰之了、とあり。賴業は、清原氏にて、たゞ雜例とあれば、中原氏編修のものとは、同じからざるものなり。この外、

玉葉に、承久二年五月三日、三品光盛卿、借與基親入道雜例抄三卷、

とある基親は、平氏なれば同名異書なり。此の如く雜例抄と稱する書は、他にもあれど、今はいづれも、世に傳はりたるものあらず。

官曹事類目錄 卅卷 延暦廿二年二月十三日

文武天皇元年より、桓武天皇延暦十年までに於ける雜例どもを分類して、編纂したるものにて、續日本紀編修の際、同書に收めざりしものを採録せり。官曹は、辨官の曹司、事類は事例の類聚にて、辨官の曹司にて取り扱ふべき事例なり。目錄とあれど、目錄のみにては、卷數多きに過ぎたり。類聚符宣抄以

下の諸書に、目錄の二字なきを以て、これを證すべし。蓋し、この書籍目錄の著者は、この書を一見したるものにあらず。唯本朝法家文書目錄に載せたるまゝを採録したるものならん。法家文書目錄には、次の如く、官曹事類目錄として、この書の篇目を擧げたるにて、官曹事類目錄を一部の書名としたるものにあらざるを知るべし。また卷數も、三十二卷としたる本あれど、本朝法家文書目錄、及び類聚符宜抄にも、三十卷とあり。なほ

この書編纂の由來、及びその篇目は、

本朝法家文書目錄に、官曹事類目錄一部三十卷 延曆廿二年二月十五日、左大臣菅野真道等奏

- | | | | | | |
|-------------------------|----------------------|---------------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 第一 神事部
六十八條 | 第二 齋王部上
九十九條 | 第三 齋王部下
九十九條 | 第四 佛事部百
十六條 | 第五 齋會部八
十三條 | 第六 釋奠部八條
國忌部廿三條
僧綱部廿四條
高僧部五條 |
| 第七 供御部八
十五條 | 第八 國部部五十條
倉廩部廿六條 | 第九 善政部十一條
實賜部十條 | 第十 封田部六
十五條 | 第十一 律法部
十一條 | 第十二 官位部十一條
位祿部五條
季祿部廿五條
上日部 |
| 第十三 公卿部力部六十五條
馬料部十二條 | 第十四 祿部
十一條 | 第十五 養部八條
國忌部廿三條
僧綱部廿四條
高僧部五條 | 第十六 調庸部
百廿條 | 第十七 衣冠部五條
衣冠部五條 | 第十八 義倉部七條
國忌部廿六條 |
| 第十九 春米部十一條
糶部九條 | 第二十 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第二十一 衣冠部五條
衣冠部五條 | 第二十二 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第二十三 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第二十四 義倉部七條
國忌部廿六條 |
| 第二十五 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第二十六 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第二十七 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第二十八 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第二十九 義倉部七條
國忌部廿六條 | 第三十 義倉部七條
國忌部廿六條 |

事類者、續日本紀之雜例也、起文武天皇元年歲在丁酉、至聖朝廷曆十年辛未、將一百世歷八朝、行事既多、綜緝稍廣、若夫事合書策、理開垂訓、則備加討論、載之於紀、進諸秘府、以爲彝典、元會之禮、大嘗之儀、隣國入朝、朝廷出使、如此之類、別記備存、爲事煩多、不復於此、至如米鹽、碎簡牘常語、式文古朴而難解、或理蒙籠而不明、然而既經行、用事須司存、故全取本案、別成卷帙、以類相附、令易披尋、合三十卷、名曰官曹事類、藏之曹司、以備引閱、開卷而了故事矣、無訪張純、觸類而辨朝章、無待胡廣、凝議無滯、指掌有歸、其目如右、

延曆廿二年二月三日

勘解由主典賀茂縣主立長

左大辨兼左衛門督皇太子學士勘解由長官但馬守菅野朝臣真道

左中辨兼左近衛少將阿波守秋篠朝臣安人

從五位下行大學助兼越前權介中宿禰臣都雄

と見えたり。「合三十卷、名曰官曹事類、」といひ、「其目如右、」とあるによれば、始に、「目錄一部三十卷、」と記したるは、「一部三十卷目錄」の誤なる事を知るべし。なほこの書は、延曆十六年二月、菅野真道等の上りたる續日本紀の表文に、「所有舊案三十卷、語多米鹽、事亦疎漏、」といひ、また「細語常事、理非書策者、並從略之、」といへるものにして、その卷數もあへり。編者菅野真道等の事は、續日本紀の下に記せり。

この書今傳はらず。西宮記、政事要略、明文抄、年中行事抄、年中行事秘抄、撰慶裝束抄等の諸書に引載したるもの十條あり。蓋し第二、第三の齋王部、第四の佛事部、第五の齋會部、第七の供御部、第十五の朝儀部、服色部等に入るべきものなり。この中、政事要略卷二十四、伊勢奉幣の條に引きたるものは、符案として、養老五年九月十一日奉幣の紀事をのせたり。即ち菅野真道等の續日本紀表文に、舊案と云へるを指したるものならんか。また西宮記正月朝拜の條に引きたる大寶二年正月一日の紀事は、續日本紀にもあれど、多少の詳略あり。明文抄に引きたる天平二年正月十六日の紀事は、續日本紀と同文なれば、これによりて推測するに、この書は、必ずしも、續日本紀に收めざるもの、みを以て、撰修したるものとは斷し難かるべし。

この書は、醍醐天皇延喜十一年の官符によりて、編修したる交替式所載の官符校正の爲に、勘解由使に附したる事、類聚符宣抄に見えたり。なほ、この書に就いては、伴信友の

比古婆衣に、政事要略殘缺二十七卷中、この書を引けるは、唯一條のみ、政事要略の著者令宗允亮は、一條天皇頃の人なり、早く全本は世に有がたくて、抄書などの世に傳はりけん、

といひ、小中村清矩博士の陽春廬雜考の説もまた同じ。されど、本書は、一條天皇の頃、缺逸したる明證もなく、また抄書したる確證もあらず。一條天皇以後になりたる、明文抄以下に引きたるものも、尠からざるによりて、その然らざる故を推知すべし。尙この書の事は、明衡往來に、「古事記、官曹事類、本朝

月令等候哉、如此之書以秘藏爲先、」と見え、

愚管抄には、官曹事類とかやいふ書もあんなれど持ちたる人もなきとかや、蓮華王院の寶藏には、おかれたりときこゆれど、取り出して見んといふ事だにもなし、

と記せり。蓮華王院は、後白河法皇の御建立にて、寛元四年六月、京都大火の際焼亡したれば、その頃までは、現存したるものなり。

外官事類目録 十一卷 起自大寶元年、盡于延暦二十二年、

官曹事類と同じく、文武天皇大寶元年より、桓武天皇延暦廿二年までに於ける、地方官の取扱ひたる吏務の記録を分類したるものなり。これも、續日本紀編修の際に於ける餘材ならん。目録の二字は、法家文書目録によりたるものなるべき事、官曹事類と同じきものなるべし。群書類従本、及びその他、外記事類目録六十一卷としたる本あり。いづれも誤なり。

この書の事も

本朝法家文書目録に、外官事類目録十一卷、起自大寶元年、盡于延暦廿二年、

- | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|-------|-----|------|------|-------|----|------|----|----|------|----|-------|
| 第一職掌 | 國郡 | 第二寺僧尼 | 大帳 | 第三衛士 | 仕丁 | 事力 | 交替 | 第四田園 | 田租 | 地子 | 第五正稅 | 雜稻 | 第六 |
| 池澤 | 交易 | 春米 | 例進物 | 公廩朝使 | 第七四使 | 第八飛驒工 | 正倉 | 第九下馬 | 相撰 | 器仗 | 第十郡司 | 貢蘇 | 第十一雜事 |
| 外官事類目録 | | | | | | | | | | | | | |

と見えたり。「目錄十一卷」は、官曹事類の例によりて、類推するに、「十一卷目錄」とあるべきを顛倒したるものならんか。

この書は、世に傳はりたるものなく、また古書に引載したるものだになければ、そのさま詳ならず。

事抄 九卷 自延暦二十三年、盡弘仁二年、

官曹、外官の兩事類の續編ともいふべきものにや。其の年次も、同事類を承けて、延暦二十三年より、嵯峨天皇弘仁二年に至る七年間のものなり。これも、

本朝法家文書目錄に、事抄九卷、自延暦廿三年、盡弘仁二年、

- 第一朝儀 外議 第二雜補 第三考選 上日 第四出身 叙位 第五位祿 馬料 同根 第六廢位 任官 第七郡事 第八雜事 第九解由 國忌 公文

と見えたれど、今傳はらず。また古書に引きたるものも見えず。

次事抄 五卷 自弘仁三年、盡天長元年、

事抄のあとをついで、編纂したるものにて、嵯峨天皇弘仁三年より、淳和天皇天長元年に至る十二年間のものなり。

本朝法家文書目錄に、次事抄五卷、自弘仁三年、盡天長元年、

- 第一雜義 彈事 第二廢位 郡事 第三雜補 第四叙位 位祿 馬料 同根 第五

とあり。これも今傳はらず。

新抄 五卷 自天長二年、盡承和十五年六月十二日、

次事抄について、撰修したるものにて、天長二年より、仁明天皇承和十五年に至る二十三年間のものなり。

本朝法家文書目錄に、新抄五卷、自天長二年、盡承和十五年六月十二日、

- 第一雜義 擬使 彈事 第二雜補 第三廢位 郡事 第四考選 位祿 馬料 同根 第五雜事

とあり。これも今傳はらず。

續新抄 五卷 自嘉祥元年、盡貞觀三年、

新抄のあとをついで、撰修したるものなり。嘉祥元年より、清和天皇貞觀三年に至る十三年間に亘れり。

本朝法家文書目錄に、續新抄五卷、自嘉祥元年、盡貞觀三年、

とありて、第一より、第五までを記して、篇目を掲げざるは、脱落したる故か、或は新抄と卷數も同じく、その内容も大差なきにより、これを省略して、載せざりしものならんか。この書も、今傳はらず。

擬潜夫論 一卷

後漢王符の著潜夫論に擬して、作りたるものなり。類聚に、橘廣相の撰なるよし見えたり。今は世に傳はりたるものなく、唯

樵談治要に、もろこしに神といふは、多くは先祖の靈をまつりて、神といふ御靈などの如きなり、かくのごとき神のたゝりをなすことあらば、いかにも其子孫尋ねて、官位をもさづけ、祭のことをなさしむべきよし、橘の博覧が擬潜夫論といふものにかかり、

とあるのみ。

著者廣相は、左大臣橘諸兄五世の孫にて、若狹守峯範の子なり。陽成、光孝、宇多の三朝に歷仕し、正四位上、參議、左大辨となり、寛平二年薨じ、中納言、從三位を贈られたる事、公卿補任に見えたり。

十三箇條意見 一卷

何人の意見か詳ならず。世に知られたる三善清行の意見なるべけれど、清行の意見は十二ヶ條なれ

ば、十三は十二の誤寫ならんか。清行の意見は、醍醐天皇延喜十四年二月十五日、公卿諸臣に意見を徵されし時、上りしものなり。同十二箇條意見は、本朝文粹、及び群書類從に收めたり。

卷始に、臣某言、伏讀去二月十五日詔、遍令卿大夫伯牧宰、進諮議盡謨謀、改百王之澆弊、極萬民之塗炭、

とあり。十二箇條の條目は左の如し。

應消水旱求豐穰事 請禁奢侈事 請勅諸國隨見口數授口分田事 請加給大學生徒食料事

請減五節妓員事 請依舊增置判事員事 請平均充給百官季祿事 請停止依諸國少吏並百姓

告言訴訟差遣朝使事 請置諸國勘籍人定數事 請停以贖勞人補任諸國檢非違使及弩師事

請禁諸國僧徒濫惡及宿衛舍人凶暴事 重請修復播磨國魚住泊事

三善清行は、淡路守氏吉の子なり。清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に仕へ、大内記、大學頭、式部大輔を経て、參議に任せられ、延喜十八年、年七十五にて薨じたり。

律 養老二年 十卷

「贈太政大臣不比等奉勅作、今世行是」と註したる本あり。「不比等撰、今世行是」と記したる本あり。

大寶の律を修正したるものなり。養老二年のものなれば、大寶の律に對して、これを養老の律と稱す。

弘仁格式の序に、養老二年、復同大臣不比等、奉勅更撰律令、各爲十卷、今行於世律令是也、應撰定令律問答私記事に、平城朝廷、養老年中、同太政大臣復奉勅刊修律令、各爲十卷、

本朝法家文書目錄に、律一部十卷、十三篇、

第一 上名例
 第二 下名例
 第三 職制禁
 第四 戸婚
 第五 擅厩庫
 第六 賊盜
 第七 闘訟
 第八 詐僞
 第九 雜
 第十

この書、今は全篇傳はらず。群書類從卷七十五に收めたるものに、名例第一、職制第三、賊盜第七、及び衛禁律の殘闕あり。近年九條公爵家所藏古寫延喜式卷廿六の紙背より、鬪訟律三條の斷簡を發見し、これを古簡集影に收めたる外、名例律下、及び戶婚、廐庫等、大部分缺佚し、古書舊記に引證したるものあり。

九關政折跌人支體及賠其一目者後三年折支者折骨跌體者骨差跌失其常要卓內平復者各減二等餘條折跌平復准此

同國政折跌人支體謂手足折其手足或跌其骨髓及賠者謂折四支之骨跌體者謂骨髓差跌失於骨

金章曰平復者計於跌人支體及賠目於下文

立章限內骨節平復者及目得見物並於本罪上減二等

後平注云餘條折跌平復准此謂於諸條尊卑貴賤等關及故折折跌

章曰平復並減二等雖非支體於餘骨節平復亦同

吊損二事以

(藏所氏秀道條九爵公) 律 訟 圖

り。石原正明、その逸文を抄纂して、律逸一卷を著したり。古代法典、及續々群書類從に收めたるもの是なり。

この書の古寫本は、延喜紙背闕
訟律の外、東京帝國大學所藏名例律
(伯爵田中光顯氏舊藏)前田侯爵所藏
古寫本の模寫あり。東京帝國大學所
藏本は、奥書に、「以外戚證本、垂露已
畢、敢無一說之有隣」とあり。有隣は
小野氏にて、院政時代のものなり。

養老律の註釋なり。

本朝法家文書目錄に、律附釋一部十卷、

- 第一名例上 第二名例下 第三衛禁 第四職制 第五戶婚 第六廐庫 第七賊盜 第八鬪訟 第九詐僞
第十捕亡 第十斷獄

と見えたり。今傳はりたるものなし。諸書に引載したるものは、名例賦役令集解、政事要略八十二、法曹至要抄註、衛禁二平戸記寛元三年四月の條、戸婚政事要略八十の條、二古寫本律、賊盜政事要略廿九、詐僞官衛令集解、の五篇あり。但し諸書に釋として引きたるものあり。この書以外に、律釋と名づけたるものありて、それに附屬したるものか。釋といひ、附釋といふも同じく、一は略稱にてもあらんか。釋とあるものは、名例律裏書、政事要略八十二、同八十、戸婚政事要略廿九、六、賊盜平戸記寛元三年四月の條、鬪訟政事要略八十四、捕亡同上九にあり。是等の古書に引載したるものは、律集解の中に見えたるもの多きによれば、同書より以前のものなるを知るべし。

律集解 三十卷 直本撰

これも、養老律の註解なり。

本朝法家文目錄書に、律集解一部三十卷、

とありて、第一より、第六まで名例、第七第八衛禁、第九より、第十まで職制、第十一より、第十四まで戸婚、第十五廐庫、第十六擅興、第十七より、第二十一まで賊盜、第二十二より、第二十四まで鬪訟、第二十五詐僞、第二十六、第二十七雜、第二十八捕亡、第二十九、第三十斷獄、なるよし見えたり。

この書の事は、平戸記寛元三年四月十四日明法博士の勘文に就いて、議定の中、菅原爲長の説に、「我律令集解疏之釋、皆出自經史、法家先賢定了知歟、」と見えたり。

この書も今傳はらず。政事要略、中右記、嘉承元年、平戸記、寛元三年、法曹至要抄、同書註、裁判至要抄、律古寫本、律裏書に引載したるものに、名例、衛禁、職制、戸婚、廐庫、賊盜、鬪訟、雜、捕亡、斷獄の十篇あり。令集解と同じく、「律疏」釋「附釋」古答云「物記云」穴記云「私記云」春記云「春云」物云「額云」張云「朱云」讚云「簡云」抄云「五云」など、律の註解書、及び諸家の説をあげ、この他多くの諸書を引きたり。この書に就いては、予の律集解逸文あり。

著者直本は、本姓秦公にして、秦始皇の後なり。讃岐國香川郡の人なりしが、元慶元年、兄明法博士直宗と共に、本貫を右京職に移し、同七年十二月、惟宗朝臣の姓を賜はりぬ。後里第にて、律令を講すべき宣旨を蒙りし事あり。彈正少忠、右衛門少志、明法博士たりし事、三代實錄、西宮記に見えたり。この外令集解の著あり。

律疏 三十卷

これも、養老律の註疏にて、

本朝法家文書目錄に、律疏一部三十卷、

とありて、その篇目を掲げたり。その次第は上の律集解に同じ。令集解、政事要略、法曹至要抄等に引載したる律文の下に、「疏云」と記したるもの頗る多し。されど、これを残存せる名例、衛禁、職制、賊盜の四律と對照するに、概ねその分註と、同文なれば、この律疏三十卷と同じからず。この書は、いかなるものか明ならねど、中右記永久二年六月の條に引きたる賊盜律疏、法曹至要抄に引きたる律疏、及び政事要略八十二に引きたる名例律疏、律古寫本に記入せる名例律集解中の疏の如きは、賊盜、名例律の註に見えざるものなり。蓋しその佚文ならんか。この書の考説も、瀧川政太郎氏の律令の研究に見えたり。

律 大寶元年

六卷

不比等大臣與令並作

彰考館一本、前田一本、靜嘉堂文庫一本、松井一本、後藤本、家藏一本に、「不比等集諸博士撰、謂之古律」と註せり。

文武天皇の御代に撰定せられたる大寶律なり。

續日本紀に、文武天皇四年三月甲子、詔諸王臣讀習令文、又撰成律條、六月甲午、勅淨大參刑部親王、直廣壹藤原朝臣不比等、直大貳栗田朝臣真人、直廣參下毛野朝臣古麻呂、直廣肆伊岐連博得、直廣肆伊余部連馬養、勤大壹薩弘恪、勤廣參土師宿禰男、勤大肆阪合部宿禰唐、務大壹白猪史骨、追大壹黃文連備、田邊史百枝、道君首名、狹井宿禰尺麻呂、追大壹鍛造大角、進大壹額田部連林、進大貳田邊史首名、山口伊美伎大麻呂、直廣肆調伊美伎老人等、撰定律令、賜祿各有差、

大寶元年八月癸卯、造三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等、從四位下下毛野朝臣古麻呂、從五位下伊吉連博德、伊余部連馬養等、撰定律令、於是始成、大略以淨御原朝廷爲准正、仍賜祿有差、二年二月戊戌朔、始頒新律於天下、七月乙未、始講律、十月戊申、頒下律令于天下諸國、とあり。即ち四年六月より、大寶元年八月まで、一年二ヶ月にして完成し、後七ヶ月にして、これを天下に頒布せられたり。

この書の卷數は、六卷なりし事、本朝法家文書目錄にも見えたれど、所載の篇目は、記したるものなれば、明ならず。

撰者の中、刑部親王は、文武天皇の皇子にましくて、慶雲元年薨じ給へり。藤原不比等の事は、律十卷の下にあり。下毛野古麻呂は、右大辨、兵部卿、式部卿に歷任し、和銅二年卒去せり。伊吉博德は、齊明天皇の御代、入唐し、天智天皇の御代百濟に、持統天皇の御代新羅に使し、後從五位に叙せられたり。伊余部馬養は、持統天皇の御代、撰善言司を拜し、後皇太子學士となり、從五位下に至れり。

この書は、養老二年に至り、不比等これを修正して十卷となし、大寶律を古律といひ、養老律を新律と稱したり。養老律は、即ち現行法律なれば、世に行はれたるは論なく、この古律は、いつしか亡びて、今は傳本なく、僅に三代實錄貞觀十三年十月五日の條に、その遺文の一節を引きたるものあるのみ。なほこの書に就いては、佐藤誠實博士の律令考、及び瀧川政太郎氏の律令の研究に詳説あり。

令 養老二年 十卷 興律並作

大寶の令を修正したるものにて、即ち養老令と稱するものなり。續日本紀天平寶字元年五月丁卯の勅に、「去養老年中、朕外祖故太政大臣、奉勅刊修律令、宣告所司早使施行、」と見え、類聚三代格の弘仁格式序に、「養老二年、復同大臣不比等奉勅、更撰律令各爲十卷、今行於世律令是也、」とあるものなり。なほ本朝法家文書目錄に、令一部十卷、卅篇、

養老二年興律並作、天平勝寶九年五月廿一日、勅令施行、延暦十一年六月、又令施行、天長十年二月十五日、右大臣清原夏野等、奉勅撰義解、同年十二月、又上表義解、承和元年十二月八日、又令施行、

第一 官位一 第二 職員令二 後宮職員令三 東 第三 神祇六 第四 戸八 田九 第五 選叙十二 繼嗣十三
 第六 宮衛十六 第七 儀制十八 衣服十 第八 公式 第九 倉庫廿二 廩牧廿三 醫疾廿 第十 關市廿七 捕亡廿八
 軍防十七 替結二十 假寧廿五 喪葬廿六 獄廿九 雜三十

と見えたり。

この書は、大寶令を修正したるものなれど、唐の永徽令に據りたるものなる事は、佐藤誠實博士の律令考にいへり。かくて、この後、右大臣吉備朝臣眞備、大和國造大和宿禰長岡等、律令二十四條を制定したるを、延暦十年三月、詔して、始てこれを行ひたる事、續日本紀に見え、同十年六月、大納言神王等の制定したる令格四十五條を遵用せしめられたる事、類聚國史に見えたり。

この書は、久しく世に行はれたるものにして、續日本紀天平寶字元年五月の勅書、及び令義解、令集解などによれば、大寶令に對して、新令と稱し、また今令ともいへり。然るに、いつしか醫疾、倉庫の二令亡びたるを以て、塙保己一、律疏、續日本紀、令集解、類聚三代格、政事要略などによりて、の逸文を編輯したり。この書に就いては、瀧川政太郎氏の律令の研究に、その考説あり。

令釋 七卷

養老令を解釋したるものなり。

本朝法家文書目錄に、令釋一部七卷、卅篇、

第一 官位 職員 後宮職員 東宮職員 第二 戸 田 賦 第三 選叙 繼嗣 第四 宮衛 軍防 儀 第五 公式 第
 一 家令職員 神祇 僧尼 六 倉庫 廩牧 醫疾 假寧 第七 獄
 喪葬 關市 捕亡 第七 雜

と見えたり。

この書今傳はらず。令集解に引載したるもの頗る多く、或は「穴云、診候具_三於令釋_一也、」_{卷三職}或は「朱云、令釋云、」_{卷九戸令}令釋云、延暦六年格云、_{卷二十}三祿令などあり。佐藤誠實博士の律令考にいへるが如く、穴は、法曹類林弘仁五年六月の勘文に署名せる穴太内人なるべく、朱云は、朱書にして、太宰九國三島の文_{卷十九}考課令あり。三島は、壹岐、對島、多櫛にして、淳和天皇天長元年、多櫛島を廢して、二島としたれば、こ

の書の弘仁を下らざるものなるを證すべしといへり。また「釋云」と記したるもの、毎卷各條に見えたるは、令釋の事なるは言ふをまたず。その中には、前令によりて、解釋したるものあり。また「新令釋云」卷十、田令と見え、或は「朱云、新令釋」と記したるものあれば、令釋と稱するものに、大寶令の釋と、養老令の釋とあるを見るべし。また「穴云、附釋云」卷二十二、考課令と記したるは、令釋か、令釋の附錄の如きものにか、また令釋後記卷十、戸令とあるは、令釋の後に記したるものなるべく、この外、令釋問答卷廿二、考課令等あり。なほこの書に就いては、佐藤誠實博士の律令考、國學院雜誌、卷五、卷六、瀧川政太郎氏の律令の研究、及び同氏と三浦周行博士の大寶律と養老律との異同を論ずる論文四篇史學雜誌、卷三十九の八、十、十一、十二に、その考説あり。

令義解 十卷 右大臣夏野奏進

養老令の註疏なり。

本朝法家文書目錄に、令一部十卷、世篇、並序

天長十年二月十五日、右大臣清原夏野等、奏進、

とあり。その篇目は左の如し。

- | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----|
| 第一 <small>官位、職員、東宮職員、家令職員</small> | 第二 <small>神祇、僧尼</small> | 第三 <small>田賦</small> | 第四 <small>選叙、職別</small> | 第五 <small>宮衛</small> | 第六 <small>儀制、葬祭</small> | 第七 |
| 第八 <small>倉庫、廩收</small> | 第九 <small>假寧、喪葬</small> | 第十 <small>假寧、喪葬</small> | | | | |

この書は、明法博士額田國造今足の解文により、淳和天皇の勅を奉じて、撰びたるものにて、五年の星霜を経て、完成したるものなり。そのさまは、

令義解に、太政官符

應撰定律令問答私記事

右得彼省解僞、大學寮解僞、明法博士外從五位下額田國造今足解僞、謹檢舊記、律令之興、年代浸遠、沿革隨時、損益因世、藤原朝廷御宇、正一位藤原太政大臣、奉勅制令十一卷律六卷、博士正四位下下毛野朝臣古麻呂、贈正五位上調忌寸老人、正五位下守部連大隅、正五位下道公首名、從五位上伊吉連博德、從五位下伊豫部連馬甘等、至于大寶元年、修撰既訖、施行天下、平城朝廷養老年中、同太政大臣、復奉勅刊修律各爲十卷、博士正四位下大和宿禰長岡、從五位下陽胡史眞身、外從五位下矢集宿禰虫麻呂、外從五位下鹽屋古麻呂、外從五位下山田連白金等、自爾以來、諸博士等相承教授、文略義隱、情理難通、既無不由先儒舊說、而彼舊說、或爲問答、或爲私記、互作異同、未詳誰作、後學者等、屬意彼此、每有論決難塞、夫古之刑書、鍾鼎鑄之、金石銘之、所以塞異端絕異理也、望請命當時博士等、撰先儒之舊記、省彼迂說、取此正義、勒成卷帙、以備解釋、庶傳學者易解、與奪莫異者、省依解狀、謹請官裁者、正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良峯朝臣安世宣、奉勅依請者、宜承知依宣行之、

天長三年十月五日

類聚國史、律令格式の條に、淳和天皇長十年二月壬申、右大臣清原真人夏野、中納言直世王、源朝臣常、藤原朝臣愛發、權中納言藤原朝臣吉野、參議南淵朝臣弘貞、文室朝臣秋津、藤原朝臣常嗣、侍殿上、校讀新撰令釋疑義起請、

令義解序に、臣夏野等聞、春生秋殺、刑名與天地俱興、陰慘陽舒、法令共風霜並用、犯之必傷、蠱炷有爛蛾之危、觸之不漏、蛛絲設黏蟲之禍、昔寢繩以往、不嚴之教易從、畫服而來、有耻之心難格、隆周三典、漸增其流、大漢九章、愈分其派、雖盈車溢閣、半市之姦不勝、鑄鼎銘鐘、滿山之弊已甚、降及澆季、頽濫益彰、上任喜怒、下用愛憎、朝成夕毀、章條費刀筆之辭、富輕貧重、憲法歸賄貨之家、嚴科所枉、劔戟謝其銛利、輕比所假、君父愆其溫育、故令出不行、不如無法、教之不明、是爲樂刑、伏惟皇帝陛下、道高五讓、勤劇三握、類金玉而垂法、布甲乙而施令、芟春竹於齊刑、銷秋荼於秦律、孔章望斗之郊、無復冤牢之氣、黃神脫桎之地、唯看香楓之林、猶慮法令製作、文約旨廣、先儒訓註、案據非一、或專守家素、或固拘偏見、不肯由一孔之中、爭欲出二門之表、遂至同聽之獄生死相半、連案之斷出入異科、念此辨正、深切神襟、爰使臣等集數家之雜說、舉一法之定準、臣謹與參議從三位行刑部卿兼信濃守臣南淵朝臣弘貞、參議從四位下守右大辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣、正四位下行左京大夫兼文章博士臣菅原朝臣清公、從四位下行勘解由長官臣藤原臣雄敏、從四位下行刑部大輔兼伊豫守臣藤原朝臣衛、正五位上行大判事臣與原宿禰敏久、正五位下行阿波守臣善道宿禰眞貞、太宰少貳從五位下臣小野朝臣眞、

從六位下行左少史兼明法博士勘解由判官臣讚岐公永直、從八位上守判事少屬臣川枯首藤成、明法得業生大初位下臣漢部松長等、輒應明詔、辨論執議、陳家古壁之文、探而無遺、于氏高門之法、訪而必盡、其善者從之、不以人棄言、其迂者略諸、不以名取實、一加一減、悉依法曹之舊言、乃筆乃削、非是臣等之新情、猶有五劔難名兩壁易似、必稟皇明、長質疑滯、有巢在昔、大莊成其棟宇、網罟猶秘、重離照其佃漁、今乃成之聖日、取諸不遠、臣等遠愧虞皐、近慙荀賈、牽拙歷稔、僣俛甫畢、分爲一十卷、名曰令義解、凡其篇目條類、具列于左也、深淺水道、共宗於靈海、小大公行、同歸於天府、謹序、

天長十年二月十五日

續日本後紀に承和元年十二月辛巳、施行天長年中所新撰令義解、下詔曰、納諸軌物、王道所先、制以度量、皇猷斯在、故知弼成五教、銜勒萬方、垂拱而理、其法令乎、後太上天皇修機玄扈、比德丹陵、事勳遠圖、慮存長策、以爲法令文義、隱約難詳、前儒註釋、方圓遞執、豈使三家異說、輕重參差、二門殊闕、舞文弄法、永言於此、固切宸冲、爰勅在朝、迺令討覈、稽之於典籍、參之以古今、迄于滯疑祇稟聖斷、咸辨析、已盡會通、裁爲十卷、名令義解、屈飛龍之眇轡、顧汾陽之眇轡、未有施行、藏之祕府、朕以寡昧、臨馭寰宇、思通明謨、遵揚景業、宜頒天下、普使遵用畫一之訓、垂於萬葉、

とあるにて、明なり。

この書の撰者中、専ら事に當りたるは、與原敏久と、讚岐永直なるが如し。敏久は、弘仁格の撰にも關

たり。南淵弘貞は、從四位下坂田奈

互麻呂の子にて、光仁天皇以下五朝

に仕へ、天長十年薨す。年五十七。藤

原常嗣は、中納言葛野麻呂の子にて、
從三位參議となり、承和七年薨す。

仲春祈年祭

祇官祭之。

春饗花宗謂大神狹井二祭已在
春饗所前之時受神命

孫にて、刑部卿繼彦の子なり。藤原
衛は、右大臣内麻呂の子にて、天安元
年卒す。年五十七。善道眞貞は、伊賀

守伊與部家守の子なり。桓武天皇以下五朝に仕へ、從四位・東宮學士となり、承和中卒す。小野篁は、參議・峯守の子なり。從三位・參議、右大辨に至り、仁壽二年薨す。年五十一。

この書の古寫本は、猪熊信男氏所藏の神祇令、及び僧尼令あり。昭和五年古簡集影に收めて複製し同八年、重要美術品に認定せられたり。刊本は、慶安三年のもの最も古く、三十篇の中、倉庫、醫疾、問市

この書に關する註釋書、參考書は左の如し。

一條兼良

一條冬良

新井白蛾

速水房常

壺井義知

同

三二九

講令備考	二〇	神村正興
令義解集解	一〇	河村秀根
新釋令義解	三四	菰田守良
令義解新抄	一	中院通富
令書聞書	一	同
讀令雜筆	一	同
令考	一	同
令義解筆記	三	篠崎維章
令義解或問	一	色川三中
令義解註	二	未詳
令圖解	三	越智通貫
律令圖解	一	未詳
講令筆記惣論	一	狩谷望之
標註令義解	一一	近藤芳樹
令講義	三	栗原信充
令義解講錄	三	新井祐光

四〇

令義解疏證	同	小中村清矩
令義解講義	一	同
首書神祇令集解	一	河村秀興
神祇令和解	一	稻葉通邦
官位令講義	一	未詳
選叙令私考	一	荷田在滿
考課令故事	一	滋野井公麗
選叙令結階私考	一	大塚嘉樹
選叙令准折略解	一	狩谷望之
結階私考	一	荷田在滿
令三辨	一	同
戶令俗解批考	一	狩谷望之

令
天智天皇
元年

廿二卷 近江令是也、

天智天皇の御代編修せられたる令なり。即ち

類聚三代格、格式序に、降至天智天皇元年、制令廿二卷、世人所謂近江朝廷之令也、

と見え、本朝法家文書目錄にも、二十二卷とあり。この書の制定には、大織冠藤原鎌足の關係したる事、鎌足公傳に、先此、帝令大臣撰述禮儀、刊定律令、通天人之性、作朝廷之訓、大臣與時賢人、損益舊章、略爲條例、一崇敬愛之道、同止奸邪之路、理慎折獄、德洽好生、至於周之三典、漢之九篇、无以加焉、とあり。但し刊定律令とあれど、官位令集解に、「上宮太子并近江朝廷、唯制令而不制律、」とあれば、この時は、令のみ制定せられたるが如し。この後、この書を改定したる事は、

日本紀に、天武天皇十年二月甲子、天皇皇后、共居于大極殿、以喚親王諸王、及諸臣、詔之曰、朕今更欲定律令改法式、故俱修是事、然頓就是務、公事有闕、分人應行、

持統天皇三年六月庚戌、班賜諸司令一部廿二卷

と見えたり。天武天皇の御代改定せしめられしが、持統天皇の御代、これを諸司に班付して施行せられたり。内容に變更あれど、卷冊はもとのまゝなりしものか、この近江令は、我邦法典の基礎となりたるものなれば、深くこれを重んぜられ、元明天皇以來の即位式の詔勅には、必ずこの近江令によりて、政をしき給へるよしを宣し給へり。この書に就いては、瀧川政次郎氏の律令の研究に其の考説あり。

令集解 三十卷 直本撰

令に關する古來の註釋を引載し、諸家の考説を併記したるものにて、註解を集成したるものなり。卷數三十卷とあれど、刊本に、「右令集解、舊本凡五十卷、」とあり。蓋し分本したるものなるべし。今傳にりたるは、官位、職員、後宮職員、東宮職員、家令職員、神祇、僧尼、戸、田、賦役、學、選叙、繼嗣、考課、祿、宮衛、儀制、衣服、營繕、公式、厩牧、假寧、喪葬、の二十三篇、三十六卷あり。この外、軍防、倉庫、醫疾、關市、捕亡、獄、雜の七篇は亡佚して、僅に政事要略、法曹至要抄、令抄等に、軍防、關市、捕亡、雜の文を引ききたるところあるのみ。これ等集解の文を纂録したる子の令集解逸文一卷あり。

この書に引載したる令の註釋書は、釋、令釋、附釋、令釋後記、令釋問答、新令釋、新令私記、新令問答、讀新令、新令說、別記、古記、二卷私記、古私記、先私記、跡私記等あり。諸家の考説には、「原大夫云」「大屬尾張淨足說」「民博士說」「山田大和說」「古說云」「古師說」「堂說」「物說」「讀貞說」「跡記」「師記」「物記」「棕哲所述」「明法博士鹽井連吉麻呂答與大夫云」「後度貞云」「後反云」「先人云」「簡云」「基問云」「額云」「中云」「生云」「決云」「伴云」「穴云」「朱云」「貞云」「貞反云」「跡云」「額大夫云」「先云」「栗宗云」「伊云」「大夫云」「張云」「民云」「江云」「桑按」「基按」等あり。諸書には、古令、前令、古假寧令、古律、律私記、衛禁律、詐僞律、附釋、別式、神祇官式、主鈴式、式部式、刑部式、民部省例、治部省例、刑部省例、彈例、八十一例、格後

郭女入直丁二人
内兵庫大同三年正月五日詔觀時役故更夏分職檢送非同求に變通何常準之有也思欲省司合吏少收多手致人於清閑期官僚於同要共内兵庫所尤右此司為郭針設者未明
正一人掌准兵庫頭佐一人令使一人使郭十人直丁一人
令集解卷第五

清希齋

(藏所氏網信木々佐)

勅、刑部格、道僧格、日本書紀、古事記、唐令、唐令私記、唐令釋、開元令、開元格、開元式、雜抄、永徽令、唐律、唐式、法例、釋例、紀氏傍通、唐格、六典などにて、世に傳はらざるもの多し。著者惟宗直本の事は律集解の條に載せたり。

この書の寫本は、内閣所藏の金澤文庫本、神習文庫所藏の（井上頼圀博士舊藏）金澤文庫本の模寫あり。佐々木信綱博士所藏船

橋秀賢の校本（清居齋舊藏）四冊等あり。刊本には、明治四五五年の頃、石川介の校定して、木活に附したるもの三十六冊あり。同四十五年、三浦周行博士等の校定本を以て、國書刊行會にて、刊行したるものあり。

この書の事は、佐藤誠實博士の律令考、及び三浦周行博士の校訂令集解の刊行に就きて、にその考説を載せたり。またこの書の註釋書は左の如し。

定本
令集解釋義

三浦周行
瀧川政次郎

令 大寶元年 十一卷 不比等大臣、與律並作、

彰考館一本、前田一本、松井本、後藤本、家藏一本に、「不比等集諸博士撰、謂之古令」と註せり。

近江令を修正したるものなり。今は傳本なく、目錄にも見えざれば、所掲の篇目詳ならず。この書の事は、

類聚三代格格式の序に、建文武天皇大寶元年、贈太政大臣正一位藤原不比等、奉勅撰律六卷、令十一卷

と見えて、世にこれを大寶令といへり。なほ

續日本紀に、文武天皇四年三月甲子、詔諸王臣讀習令文、六月甲午、勅淨大參刑部親王、直廣壹藤原朝臣不比等○中撰定律令、賜祿有差、

大寶元年三月甲午、始依新令、制官名位號、四月庚戌、遣右大辨從四位下下毛野朝臣古麻呂等三人、始講新令、親王諸臣百官人等、就而習之、六月壬寅朔、令正七位下道君首名、說僧尼令于大安寺、己酉、勅凡其庶務一依新令、是日遣使七道、宣告依新令爲政、及給大租之狀、八月癸卯、遣三品刑部親王、正三位藤原朝臣不比等、從四位下下毛野朝臣古麻呂、從五位下伊吉連博德、伊余部連馬養等撰定律令、於是始成、大略以淨御原朝廷爲准正、仍賜祿有差、

など見えたり。これによれば、天武天皇の御代判定せられたる近江令二十二卷を准正となし、これを修正して、十一卷とせられたるが如し。殊に四年六月、律令撰定の勅を蒙り、翌大寶元年八月に至り、一年二ヶ月にして、これを完成したるなり。師光年中行事二月位祿定の條に、「文武天皇大寶元年八月丁未、撰令所處分」の文あるによれば、律令撰修の爲に、特に撰令所を置かれたるを見るべく、同三月には、未完なるにかゝはらず、修正せしめられたる部分より、實施せられたるにて、その間これを講習せしめられしなり。この後、明法博士を六道に遣はして、新令を講せしめ、翌大寶二年七月にも、内外文武官をして、新令を講習せしめたること、續日本紀に見えたり。一條禪閣兼良の令抄には、唐の開元令に准據して、この書を制定せられたるものなるよし見えたれど、佐藤誠實博士の律令考には、唐の永徽令を本としたるものといへり。元正天皇養老二年、この令を改定して、施行せらるゝに至り、この令を前令とも、古令ともいひ、養老令を新令と稱したる事、令義解、令集解等によりて知るを得べし。新令は、缺卷となりて、世に傳はりつれど、この前令は、いつの頃、亡佚したるにか。三寶院所藏の無題目録に、「大寶二年四月令一局」と見えたるは、この書の事なり。今は唯、令義解、令集解等に引載したるものによりて、その片鱗を窺ふを得べし。この書に就いては、瀧川政次郎氏の律令の研究に、その考説あり。

三十卷抄 三十卷 明兼抄

今傳はらねば、いかなるものか明ならず。著者明兼は、坂上是則六世の孫明法博士中原範政の子にて、鳥羽、崇徳、近衛の三代に仕へたる著名の明法家なれば、蓋し養老令三十篇の註釋ならんか。

弘仁格 十卷 大納言藤原冬嗣等奏進、

群書類從本、及びその外の諸本十一卷としたるものあり。

格は、令義解に、「臨時詔勅也、」とありて、臨時に下されたる詔勅、または太政官符を編修したるものなり。この書は、律令を制定せられたる大寶元年より、弘仁十年までのものを集めたるものなれば、弘仁格といひしなり。

この書は、格式序、及び本朝法家文書目録にも、十卷とし、その篇目を、同目録に、第一神祇、中務、第二、第三式部、第四治部、第五、第六、第七民部、第八兵部、第九刑部、大藏、宮内、彈正、京職、第十雜としたり。この書の編纂に就いては、

類聚三代格に載せたる格式序に、蓋聞律以懲肅爲宗、令以勸誠爲本、格則量時立制、式則補闕拾遺、四者相須足以垂範、譬猶寒暑遞以成歲、昏旦迭而育物、有沿有革、或輕或重、寔治國之權衡、信馭民之

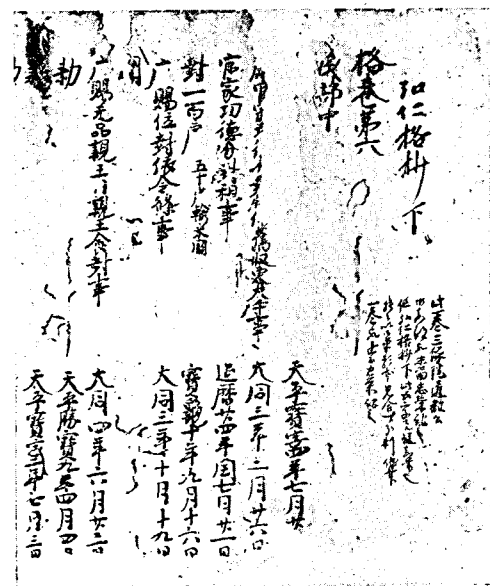
轡策者也、古者世質時素、法令未彰、無爲而治、不肅而化、暨乎推古天皇十二年、上宮太子親作憲法十七ヶ條、國家制法自茲始焉、降至天智天皇元年、制令廿二卷、世人所謂近江朝廷之令也、爰逮文武天皇大寶元年、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等奉勅、奉勅撰律六卷、令十一卷、養老二年、復同大臣不比等奉勅、更撰律令各爲十卷、今行於世律令是也、故去天平勝寶九歲五月廿日勅書稱、頃年選人依格結階、人々高位不便任官、自今以後宜依新令、去養老年中、朕外祖故太政大臣奉勅刊修律令、宜仰所司早令施行、先帝德合壽載、明齊照臨、四海有截、八紘無事、然而凝情政體、聘想治術、以爲律令是爲政之本、格式乃爲守職之要、方今雖律令頻經刊修、而格式未加編輯、稽之政道、尙有所闕、乃詔贈從一位行左大臣藤原朝臣內麻呂、故參議從三位行常陸守菅野朝臣眞道等、始令撰定、草創未成、遭時遘密、寢而不爲、天朝以聖承聖、資明繼明、敷景化於寰中、暢仁風於海外、然而顧先緒之未遂、切堂構於宸襟、爰降綸旨、尋令修撰、申詔大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使臣藤原冬嗣、故正三位行中納言臣藤原朝臣葛野麻呂、參議從三位行近江守臣秋篠朝臣安人、參議從四位上春宮大夫兼左兵衛督式部大輔臣藤原朝臣三守、從五位下守左近衛少將臣橘朝臣常主、從五位下大判事兼行播磨大掾臣物部中原宿禰敏久等、上遵徽旨、下考時宜、探官府故事、撫諸曹之遺例、商略今古、審察用捨、以類相從、分隸諸司、隨時制宜、已經奉勅者、卽載本文、別編爲格、或雖非奉勅、事旨稍大者、奏加奉勅、因而取焉、若屢有改張、向背各異者、略前存後、以省重出、自此之外、司存常事、或可裨法令、或堪爲永例

者、隨狀增損、總入於式、若事類班雜、不得指附者、各爲雜篇、次之於末、其所司所行、彼此參差、或因循雖久、不便於事、若斯之流、難以取則、具錄其狀、伏聽天裁、至如米鹽魚肉兩數紛紜、及鋪設雜器功程多少等類、事既輕碎、臣等商量、務從折中、不煩上聞、其朝會之禮、蕃客之儀、頃年之間、隨宜改易、至於有事例、具存記文、今之所撰且以略諸、又交替式者、延曆年中、勘解由使撰定奏聞、遵行已久、仍舊而存、不加取捨、但年代浸遠、京都屢遷、諸司文案、多或墮失、雖加採索、猶有未備、上起大寶元年、下迄弘仁十年、都爲式四十卷、格十卷、辭簡而事詳、文約而旨暢、庶使覽之者易曉、施之者易行、布之象魏、與天地而無窮、銘之量鐘、將金石而不朽、臣等學非稽古、才闕當今、猥稟明詔、敢事銓緝、雖聲庸淺、恐多錯紕、凡其篇目列之如別、

とあり。なほ類聚國史にのせたる天長七年十月、藤原三守等の奏言にも、「先朝廷延曆年中、降綸言於卿相、揮折簡於英髦、」とありて、桓武天皇の御代、勅を奉じて編修に著手し、嵯峨天皇弘仁十年に至りて、完成したるもの、如し。前掲の格式序にのせたる編者藤原冬嗣、秋篠安人、藤原三守等の官位は、いづれも弘仁十一年なるを以て、これを證すべし。但し貞觀格序に、「弘仁十一年四月十一日、施行格十卷、」とあれど、本朝法家文書目錄に、「弘仁十一年四月十一日、大納言藤原冬嗣等奏進、」とあれば、貞觀格の序に施行とあるは、奏進の誤なるべし。なほこの後、天長七年十月、編者の藤原三守が上奏して、これを中外に宣布し、盡く遵行せしめられん事を請ひ、同年十一月、神祇、八省、彈正、左右京、春宮、勘解由、六衛、左

右兵庫の格式を頒行せられたる事、類聚國史に見えたるにて明なり。この後、仁明天皇承和七年四月、その紕繆遺漏を修正して、更に頒行せられたる事、續日本後紀、類聚三代格に見えたり。

この書の撰者中、藤原冬嗣の事は、日本後紀の條に、秋篠安人の事は、續日本紀の條に記したり。この



(藏所氏秀道條九爵公)

外藤原葛野麻呂は、大納言小黒麻呂の子にして、弘仁九年薨す。年六十四。藤原三守は、參議巨勢麻呂の子なり。右大臣、從二位に至り、承和七年薨す。年五十六。橘常主は、兵部大輔島田麻呂の子にして、參議、從四位下に至り、天長二年、年四十にて卒去せり。

この書は、世に傳はりたるものなく、本朝月令、政事要略、明文抄等の書に、「弘民格」「弘刑格」など、記載し、類聚三代格に、「弘五民上」「弘十雜」「弘四治」など、標記したるものあるのみ。但し近年世に出でたる弘仁格抄一卷は、即ちこの書の細目にて、九條公爵家の所藏なり。

貞觀格 十二卷 大納言藤原氏宗奏進

弘仁格の後をうけて、弘仁十年より、清和天皇貞觀十年に至る、四十九年の間に於ける詔勅官符を編修したるものなり。本朝法家文書目錄に、「貞觀格一部十二卷十八篇」と見えて、同目錄に載せたる篇目は、第一神祇、中務、第二より第四まで式部、第五、第六治部、第七、第八、民部、第九兵部、刑部、大藏、宮内、彈正、京職、第十雜、第十一、第十二臨時なり。

この書編修の次第に就いては、

三代實錄に、貞觀十一年夏四月十三日庚子、撰貞觀格畢、大納言正三位兼行皇太子傳藤原朝臣氏宗、參議民部卿正四位下兼行春宮大夫伊豫守南淵朝臣年名、參議正四位下左大辨大江朝臣音人、從四位上守刑部卿菅原朝臣是善、散位從五位下上毛野朝臣永世、勘解由次官從五位下紀朝臣安雄等、詣闕奉進其都序曰、律曰、斷罪須引律令格式正文、令曰犯罪未斷決、逢格改者、然則格者律令之條疏、政教之軌軌、君與百姓共之者也、君不可失之於上、臣不可違之於下、出言而千里斯應、含和而萬類曲成、時險則峻法以取平、時泰則寬綱以將化、我國家遐邇承德、天下無虞、風教大同、車馬共道、而未能焚符破璽、施無事於群情、設象除刑、馳不犯於比屋、故嚮者弘仁十一年四月廿一日、施行格十卷、此乃公卿百官、奉詔簡舊史之凡要、抄新制之大綱、推民意而分規、量時宜而立範、不刑之典遵行眇焉、仍舊之圖、

蹤跡斯在、聖上不出戶而知天下、不因教而辨物情、以爲虞夏共有其國、刑德斯殊、秦漢不易其民、弛張非一、俗化之本、理有固然、蓋取義於隨時、匪欲期於相反、如今時歷五代、年及六旬、文質暗遷、沿革自至、詔草盈於臺閣、文案溢於縑囊、非所以法止滋章、令除頻變、卽詔故右大臣贈正一位藤原朝臣良相等、令因循舊格、綜緝新符、未及成功、歲月遷往、大納言正三位兼行皇太子傳臣藤原朝臣氏宗等、前與右大臣共承冲旨、詳悟深規、仍與參議民部卿正四位下兼行春宮大夫伊豫守臣南淵朝臣年名、參議正四位下行左大辨臣大江朝臣音人、從四位上守刑部卿臣菅原朝臣是善、散位從五位下臣上毛野朝臣永世、勘解由次官從五位下臣紀朝臣安雄、大外記正六位上臣南淵朝臣興世、正六位上行左少史臣大春日朝臣安永、正六位上行彈正少忠臣布瑠宿禰道永、正六位下行大學大屬臣山田宿禰弘宗等、上起弘仁十載之明年、下至貞觀十年之晚節、撰成規於州郡、搜故實於官曹、事與先格異者、舉而取之、理與舊制同者、推而棄之、凡格者蓋以立意爲宗、不以能文爲本、故省其繁麗之文、增其精微之典、隨官分類、先勅後符、概皆據古之前模、非爲今之新意、唯一部之內、事有兩存、頗涉重構、不以爲例、勘解由使所奏、新定内外官交替式所載數事、亦復准之前例、不煩取捨、臣等雖非明于溫故、博於前聞、猶欲令之必行、禁之必止、賞一人而海內欣、罰一人而天下懼、謹因詔撰貞觀格十卷奏聞、若理輕作格、事足爲儀、專棄之如遺、兼取之似碎、更撰爲兩卷、同以奏上、准開元留司格、號貞觀臨時格、并一帙十二卷、象十有二月以成歲、但前格存而如舊、後典續而增新、覽古知今斯焉在矣、猶慙庸心所集、有違戾於宸襟、管

見攸裁、無協應於徽旨、典章不能自舉、待教令而舉之、教令不能自行、待誠信而行之、斯文不墜、百代可知、謹序、九月七日辛酉、新撰貞觀格十二卷頒行内外、

この中に、「詔故右大臣贈正一位藤原朝臣良相等、」とありて、良相の薨じたるは、貞觀九年十月十日なれば、これによりて、それより以前に、編修の勅書を下されたるを知るべし。

類聚符宣抄の文譜事に、右大臣宣、外記公文隨撰格式所請、宛行之者、

貞觀五年五月廿七日

少外記善淵愛成奉

とある撰格所は、この書を編修したところなれば、貞觀五年の頃、既に編修に着手したるものなる事を推知すべし。なほ撰格所の事は、類聚三代格の第一、第五、第七、第九、第十七、第十九の六卷中、處々に、貞觀十年撰格所起請の文あるにて、知るを得べし。

この書の撰者中、南淵年名、大江音人、菅原是善の事は、文德實錄の條(六八)にのせたり。この外、藤原氏宗は、中納言葛野麻呂の子にして、右大臣、正三位に至り、貞觀十四年、六十五歳にて薨去せり。

この書の事は、通憲入道藏書目錄にも、「一合第十八櫃、貞觀格四帙」とあれど、今は弘仁格と同じく、傳本なく、政事要略、明文抄などに、「貞兵格」「貞民格」「貞彈格」など、して引載し、類聚三代格に、「貞民下八」「貞式中三」「貞十雜」など、標記したるものあるのみ。

延喜格 十卷 右大臣藤原時平等奏進

群書類従本、及び諸本の中十二卷としたるものあり。

貞觀格の後をついで、編修したるものなり。貞觀十一年より、延喜七年に至る三十九年間に於ける格文なり。弘仁、貞觀の二格と併せて、これを三代格といへり。

本朝法家文書目錄に、延喜格一部十卷十一篇並序

上起自貞觀十一年、下至于延喜七年、凡三十九年、延喜七年十一月十五日、左大臣藤原時平等奏

進、

第一神祇中務 第二式部上 第三式部下 第四治部上 第五治部下 第六民部上 第七民部下 第八兵部

第九刑部大藏宮内 第十雜臨時上

彈正京職

臨時下

とありて、卷數を延喜臨時格の序文には、「延喜格十卷、延喜臨時格二卷」と見えて、十二卷とし、且つ類聚三代格の頭書には、一神、二式上、三式下、六民上、七民下、八兵、九刑、十雜、十二臨時下など、あるによれば、十二卷といへるも誤にあらず。

この書編修の次第は、

延喜格序に、易曰、天垂象聖人則之、文曰、大人者與天地合其德、乃知、陰陽寒溫天道所以成歲、政令

寬猛人君所以導民、隨時立教、或革或沿、觀風制法、世輕世重、然則金科玉條、不可用之於尤厚之俗、草纓艾鞮、不能施之於僇野之人、若不達變通之道、則何辨理亂之方者乎、我朝家道出混沌、境同華胥、無爲之功、未假號令、不言之化、豈用章條、於是朴往彫來、步盡驟至、前帝後王、雖俱存一面之綱、重規疊矩、不能廢三章之科、故教而不誅、制甲令於先、誅而不怒、張丙律於後、近者弘仁格十卷、貞觀格十二卷、亦是聖主降其綸言、賢臣施其筆削、搜舊章於臺閣、擇新制於詔命、察此民情、適彼俗化、垂納軌之弘典、立經國之大規、方今膺千季之期運、承百王澆醜、時風加而茂草靡、震雷動而蟄虫驚、將欲禁溢浪以隄防、馭遐駕以轡策、流淳化於比屋之封、反薄弊於太庭之俗、而制格以來、歷年漸久、或數代之中、弛張屢變、或一事之上、抑揚遞殊、或同本而異末、或分源而會流、斯乃雖協其時宜、匪故相反、而綜其事迹、無所適從、爰詔左大臣正二位兼行左近衛大將臣藤原時平、故從三位守大納言兼右近衛大將行春宮大夫陸奥出羽按察使臣藤原朝臣定國、中納言從三位兼行民部卿春宮權大夫臣藤原朝臣有穗、參議正四位下行左兵衛督臣平朝臣惟範、參議左大辨從四位上兼行讃岐守臣紀朝臣長谷雄、從四位上行式部大輔兼侍從春宮亮備前守臣藤原朝臣菅根、左京大夫從四位下臣藤原朝臣興範、從四位下行文章博士兼備中權守臣三善朝臣清行、從四位下行民部大輔臣大藏朝臣善行、正五位下守右中辨兼行勘解由次官臣藤原朝臣道明、從五位下行大內記兼周防權介臣三統宿禰理平、外從五位下守大判事兼行明法博士備後權介臣惟宗朝臣善經、正六位下守右大史臣善道朝臣有行、正六位上行兵部少錄臣弘世

連諸統等、憲章前條、綜糾此典、起自貞觀十一年、至于延喜七年、其間詔勅官符、搜抄撰集、除其滋章、刪其煩雜、若祖述先格、事有增損者、撫而無遺、若改張恒規、理無補益者、廢而不採、以官分隸、以類相從、皆依舊目、無加新意、亦其條貫綦錯、難爲區分者、准之雜令、便號雜格、勅爲十卷、曰延喜格、又有理非大典政出權時、雖不足爲龍鼎之銘、而猶可限雞肋之弃、如此之類、別爲延喜時臨格二卷、合爲十有二卷、依歲紀而取爲、法星次而分篇、率由前摸不敢殊製、臣等專存溫故之意、頗立改弊之文、新舊分條、縱有吹萬之響、先後同法、庶成畫一之願、但冲旨既邇、愚管難覃、招嗤同周鼠之珍、懷慙類遼豕之獻、謹序、

日本紀略に、延喜元年八月十九日戊戌、(時平)左大臣等上延喜格十卷、五年十一月某日、施行延喜格、八年十二月廿七日、被下可施行延喜格之宣旨、九年十月廿三日、今日捺印延喜格、

岩崎文庫本符宣抄に、

太政官符 五畿内七道諸國司

願下延喜格事

右中納言從三位源朝臣湛宣、奉勅宣、施之内、外、盡使遵行者、諸國宜承知依宣行之、符到奉行、

延喜八年十二月廿七日

太政官符 五畿内七道諸國司

應寫請延喜格事

右太政官延喜八年十二月廿七日、頒件格之狀、下符已了、右大臣宣、宜仰下國宰、令早寫請者、諸國宜承知依宣行之、仍須付左京使等、來十月以前寫請之、符到奉行、

延喜十年七月一日

とあり。序文に年月なけれど、撰者の中、藤原菅根の侍從に任せられ、藤原興範の左京大夫となりたるは、延喜七年二月廿九日にて、藤原有穂は、同年十二月廿一日薨じたれば、七年三月より、十二月までの間に於けるものなり。本朝法家文書目錄に、「延喜七年十一月十五日奏進、」とあるは、蓋しこの序文をさしたるものなり。また日本紀略によれば、元年奏進し、五年施行し、八年施行の宣旨を下さるとありて、七年奏進の事なく、施行兩度に及びたるが如し。卷数の如きも、序文とあはざれば、日本紀略を編纂したる時、切續などに誤謬ありたるにか、或は元年は雜格まで十卷を奏進し、五年施行せられつれど、尙修正すべきところありて、七年までの格を收め、新に臨時格二卷をそへて、十二卷となし、同年十一月奏覽し、更に八年施行の宣旨を下され、九年捺印し、十年諸國に命じて、謄寫せしめられたるものならんか。されど、序文には、元年奏進の事も、五年施行の事も見えざれば、なほ考究を要すべし。

この書の撰者中、藤原時平、大藏善行、三統理平の事は、三代實錄の條(七三)に載せたり。その外、藤原定國は、内大臣高藤の子にして、延喜六年、年四十にて薨じ、藤原有穂は、備前守直道の子なり。清和天皇

以下五朝に仕へ、七十歳にて薨じたり。平惟範は、大納言高棟王の子にして、延喜九年薨す。年五十五。紀長谷雄は、彈正忠貞範の子なり。清和天皇以下五朝に仕へ、中納言、從三位に至り、延喜十三年薨す。年六十八。藤原菅根は、右兵衛尉良尙の子なり。參議、從四位上に至り、延喜八年卒す。年五十三。藤原興範は、因幡介正世の子なり。清和天皇以下五代に仕へ、參議、正四位下に至り、延喜十七年薨す。年七十四。藤原道明は、相摸介保蔭の子なり。大納言、右近衛大將に至り、延喜二十年、年六十五にて薨去せり。この書も、弘仁、貞觀の二格と同じく、早く亡佚して世に傳はらず。本朝月令、政事要略、明文抄等に引載し、類聚三代格等に採録したるものあるのみなりき。

類聚三代格 三十卷

弘仁、貞觀、延喜三代の格を併せ、これを分類したるものなり。弘仁格十卷、貞觀格十二卷、延喜格十二卷にて、三代格は三十四卷なるに、この書の三十卷なるは、蓋し三代格とは、その分類のさま、同じからざるが故なり。三代格は、各神祇官以下官省の次第に別ちて、外に雜と、臨時格とをそへたるに、この書は、神社事、佛事等、事物を以て分類したれば、全くその趣を異にし、おのづから卷冊にも増減ありしものなるべし。且つその量の多少によりて、或は分冊し、或は合本としたるものもありしなるべし。即ち右文故事に引きたる書目には、三十二卷とし、享祿本は、二十卷としたれば、卷數は、寫本によりて、一

致せざりしならんか。

この書は、いつの頃、何人の類聚したるものか詳ならず。その書名の見えたるは、後二條師通記寛治二年四月五日の條の裏書に、「類聚三代格第二云、」とあれば、白河天皇の御代を下らざるものなる事を知るべし。なほこの書は、本朝法家文書目錄に見えて、同目錄は、既に通憲入道藏書目錄にも掲げたれば、これによりても、そのなりし時代を推測するを得べし。この外、賴長の

台記に、久安四年四月十六日癸卯、今日於舟中見類聚三代格第一、書要文目於別紙、

と見え、通憲の子俊憲の貫首祕抄にも、「予案、爲職事之者、必可持之文、」として、この書を載せ、吉田經長の吉續記文永五年六月十八日の條にも、「不出仕、見類聚三代格、」など見えたり。以てこの書が、分類正しく、吏務をとるものは、必ず參考すべき良書なるを知るべし。

この書、今は缺卷となりて、完全なるものあらず。寫本の中、最も古きものを、東寺本とす。即ち

卷五與書に、文永五年四月十八日、申請大判事殿章職本校點了、法曹末學彈正少忠中原職宗(花押)

本云、貞應三年八月廿一日、以判官殿御本合點了、誂他人定有□□

これに亞ぐものは、享祿本にして、その他の諸本互に出入あり。刊本は、弘化の刻本十六卷、享祿本六卷、國史大系本の三種あり。弘化の刻本十六卷は、尾張侯所藏本を原本として、伴信友校本、齋部親成本、村井敬義本、稻葉通邦本、岡田啓本、村尾元融本等を以て、校正したるものなり。植松茂岳、野村正徳、高橋

廣道、神谷元平これにあづかれり。即ち第一上^{一之}第二下^{二之}第三^{古本}第四上^{三之}第五下^{三之}第六上^{五之}第七下^{五之}第八^七

類聚三代格卷第十

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

弘化元年正月

三年五月十五日書寫了、とあるによれば、原本は、治承の寫なりしが如し。これを刊本と對照するに、

(藏所氏爲利田前爵侯)

上^{一之}第九下^{七之}第十上^{八之}第十一上^{八之}第十二上^{十二}第十三下^{十二}第十四^{古本}第十五^{古本}第十六^{古本}第十七^{古本}第十八^{古本}第十九^{古本}第二十^{古本}卷あり。享祿の寫本にて、奥書に、

享祿元年九月廿八日寫書之了、以竹園御本寫之、件本以外虫損、仍如形摸之、蠹食之分闕如之、以他本可書加之、

卷十

享祿元年臘月十三日都督郎卷四

享祿三六一日了卷七上

などあり。都督郎は、太宰帥なり。享祿元年、三條西公條、權大納言にて、太宰權師を兼ねたり。この書は、三條西家の舊藏なりし事、如賀松雲公に見えたり。また「以竹園御本寫之」とあるは、伏見宮邦高親王の御筆なる、伏見宮家の御藏本を以て、公條の書寫したるよしなり。卷四の末に、「本書治承

第二上、第四、第六、第十、第十七、第十八の六冊は、弘化刻本に缺けたり。仍りて明治十七年、前田侯爵家にて、これを印行し、川田剛、栗田寛の兩博士、及び飯田武郷氏、其の校訂にあづかれり。國史大系本は、弘化刻本と、享祿本とを併せ、更に宮内省本、内藤廣前本、前田夏蔭本、黒川春村本等を以て校定して、二十卷となし、明治三十三年刊行したるものなり。その所載の篇目を檢するに、諸本各區々なり。

本朝法家文書目錄に、類聚三代格目錄

- 第一 神事上 序事 神社事 神封並租稅地子事 祭主幣帛事 神叙位並託宣事
- 第二 神事下 齋王事 神主嗣宣事 科祓事 神郡雜務事 神社公文事 在諸國四度使事 勅畢致事
- 第三 佛事上 造佛名事 經論並法會諸僧事 修法事
- 第四 度者事
- 第五 佛事下 國分寺事 定額寺事 僧綱員位階並僧位階事 諸國講師事 僧尼禁忌事 家人事
- 第六 國忌事 供御事 廢置諸司事 加減諸司官員事

第七以下は、目錄缺けたり。これを弘化刻本、及び享祿本と對比するに、異同あれば、蓋し別本なるべし。但し弘化刻本にも、古本あり。享祿本もまた、異るところあれば、今便宜により、享祿本の目錄を掲げて、弘化刻本等の異同を註す。

卷第一

序事 神社事 神封並租地子事 祭並幣事 神叙位並託宣事 齋王事 神宮司神主
禰宜事戸座猿女等附出 科祓事 神郡雜務事 神社公文事

卷第二 佛事上

造佛々名事 經論並法會請僧事 修法灌頂事以上弘化刻本缺 年分度者事弘化刻本佛事中にあり

卷第三 佛事下

國分寺事 定額寺事 僧綱員位階並僧位階事 諸國講讀師事 僧尼禁忌事 家人事

卷第四

廢置諸司事 加減諸司官員並廢置事弘化刻本缺

卷第五

分置諸國事 加減諸國官員並廢置事雜任附出 定官員並官位事 定内外五位等級事 定秩限

事 交替並解由事弘化刻本缺

卷第六

位祿季祿時服料馬事 要劇月料事 公解事 事力並交替丁事 公糶事 賻物事弘化刻本缺

卷第七

公卿意見事 牧宰事 郡司事

卷第八

農桑事實賜力田勸農民事在農官部 調庸事 封戶事神封在神事部、梵釋寺封在寺田部 不動々用事

卷第十

釋奠事 國忌事 供御事弘化刻本缺

卷第十二

諸使並公文事弘化刻本、此下に四度使並公文事、進青苗簿帳本、在損田部の十七字あり 隱首括出浪人事弘化刻本、此下に、微浪人調庸事在調庸部、免除事在細免部、の十七字あり

正倉官舍事

卷第十四

出舉事 借貸事 雜米事 義倉事 填納事 鑄錢並銅鉛事

卷第十五

校班田事驛戸口分田授一處事、在借貸部 損田並租地子事神田租地子事在神事部 易田並公營田事 墾田並佃事 寺田

事 諸司田事島、勸學田、要劇田、月新田、射田 職田位田公廨田事

卷第十六

閑廢地事 道橋事 船瀬並浮橋布施屋事 山野藪江河池沼事 堤堰溝渠事

卷第十七

國諱追號並改姓名事 蠲免事 赦除事 募賞事 文書並印事(弘化刻本缺)

卷第十八

軍穀兵士鎮兵事 統領選士衛卒衛士仕丁事 健兒事 器仗事 關並烽候事 夷俘並外

蕃人 相撲事 國飼並牧馬牛事 驛傳事 材木事(弘化刻本缺)

卷第十九

禁制事

卷第二十

斷罪贖銅事諸司无故不上者放還本貫事在調庸部

この享祿本二十卷は、全部の卷數なるか、この目録に記したるが如く、三十卷の中の二十卷までなるか明ならず。但し二十卷の中、既に卷九、卷十一、卷十三の四卷を逸したれば、その缺卷の勘からざりしは、言ふをまたす。よりて檢校塙保己一、その逸文を諸書より抄出して、編修したるもの五卷あり。名づけて格逸といふ。後黒川春村、更に格逸に漏れたるもの三條を集めて、格逸々といへり。格逸、及び格逸々は、續々群書類從法制部に收めたり。

この書に就いて、參考すべきものをあぐれば、左の如し。

偽類聚三代格考	五	荷田春滿
三代格集解	七	河村秀根
享祿本類聚三代格考	一	未詳
類聚三代格考		佐藤誠實

古格 廿三卷

今傳はらず。古書に引きたる逸文もなければ詳ならず。或は弘仁格の撰進前、何人か、格文を集録したるものならんか。

諸本の中には、二十卷とし、二十二卷とし、三十卷とし、三十二卷としたるものあり。本朝法家文書目録にも二十三卷とあれば、これに従ふべし。

天長格抄 三十卷 起延暦十一年、靈後太上天皇十年、

日本後紀撰修の時、編修したるものにて、延暦十年より、天長十年に至る格文を收めたり。後太上天皇は、淳和天皇の御事なり。この書のこととは、

勘解由使、撰式所に貸附せしなり。なほ前田侯爵家所藏の西宮記卷十臨時丁に、「奉公之輩可設備文書」として、掲げたる禮儀政理の書中に、この書を入れたり。かゝるに、この書も、今は世に傳はらず。西宮記、政事要略、年中行事秘抄、河海抄、などにこれを引載したるものあるのみ。中に天長格としたるものあり。蓋しこの書なるべし。

格後抄

三代格以後の格、即ち延喜八年以後の官符等を撰修したるものなり。通憲入道藏書目錄にも、「一合第八十九櫃格後抄」とあれど、卷數詳ならず。この書も世に傳本なく、古書にこれを引用したるものは、左經記に、長元七年十一月廿九日乙卯、大夫史義賢朝臣持來出羽附交易絹解文二枚、○中云、左大辨御消息云、日來足下有所勞不出仕、可令奏者、令聞給留之由、義賢申云、武藏立野御馬、期日任例數可牽進之由、夜部奉宣旨、件御牧年貢數無所見、爲之如何者、即引勘格後抄、延喜九年給彼園口狀云、芳飼十五疋、毎年八月廿五日可進云々、即示此旨、とあるのみ。なほこの書の事は、

後二條師通記に、寛治七年正月十二日、送民部卿許消息有返事、予至于今年、不能數度勤仕公事、格後抄只白地所借請也、至于今未設之、去年之比、或人可獻出、所令申也、

永長元年五月四日、奉造木像觀音、但造初日可轉讀也、格後抄見之、下知諸國云々、など見えたり。

格後事類

内閣本、神宮文庫本、前田本、神智文庫本、徳富本等、格後事類抄としたるもの多し。

今傳はらざれば、明ならねど、格後とあれば、これも延喜格撰定以後のものにて、官曹事類、外官事類の如きものなるべし。延喜十九年九月、撰式所の請によりて、事類を勘造するにより、年代、並に體例を尋勘するために、天長格抄三十卷を貸附したる事、類聚符宣抄に見えたり。○本文天長格抄の條に掲げたり。これによれば、延喜の末の頃、編修したるものなるべし。この書も今傳はらず。通憲入道藏書目錄に、「一合第八十七櫃、格後類聚抄十帖」とあるものは、書名稍似たれば、この書と同じきものならんか。

弘仁式 四十卷 弘仁十一年奏進、大納言冬嗣卿撰、

群書類従本、及び諸本中三十卷としたるものあり。

式は官省諸司の政務を管掌する心得を書きたるものなり。嵯峨天皇の御代、官省諸司に備へたる大寶以來の文案をとりて、編修したるものなり。故に内裏式の七日會式の際には、これを諸司式といへり。

始め桓武天皇の御代、左大臣藤原内膳、參議菅野真道等に勅して、格式を撰定せしめられしが、天皇の崩御によりて中絶したり。嵯峨天皇の御代に至り、内膳の子大納言藤原冬嗣、及び中納言藤原葛野麻呂、參議秋篠安人等に勅して、再び格式を編修せしめられたり。類聚三代格卷三、卷四、卷六に、弘仁十年造式所の名見えれば、蓋しこの書編修の爲に置かれたるものなり。同十年に至りて完成し、同年四月、格十卷、式四十卷を施行せしめられたり。淳和天皇天長七年閏十二月七日、勅して更にこれを修正せしめて、中外に宣布せられたり。同月造式の功によりて、物部宿禰敏久を正五位下に叙し、八年十月、山上朝臣國守等四人、造式所に候したるを以て、位一階を進められたる事、類聚國史に見えたり。仁明天皇承和七年四月廿三日、勅して、弘仁格式の遺漏紙謬を補正せしめ、これを施行せられたり。詳なる事は、類聚三代格、本朝文粹に載せたる格式序、及び續日本後紀、享祿本類聚三代格等に見えて、本文弘仁格の條に載せたり。その篇目は、左の如し。

本朝法家文書目錄に、弘仁式一部四十卷弘仁十一年四月廿二日、與格奏進、

- | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 第一 <small>神祇一
四時祭</small> | 第二 <small>神祇二
臨時祭</small> | 第三 <small>神祇三
大時祭</small> | 第四 <small>神祇四
春宮</small> | 第五 <small>神祇五
踐祚大嘗會</small> | 第六 <small>神祇六
祝詞</small> | 第七 |
| 神祇七
神名一 | 第八 <small>神祇八
神名二</small> | 第九 <small>神祇九
神名三</small> | 第十 <small>神祇十
神名四</small> | 第十一 <small>太政官</small> | 第十二 <small>中務
主計</small> | 第十三 <small>式部
式部上</small> |
| 第十三 <small>中宮
圖書</small> | 大舍人 | 第十四 <small>經殿</small> | 第十五 <small>内膳</small> | 第十六 <small>陰陽</small> | 第十七 <small>内膳
主計</small> | 第十八 <small>式部
式部下</small> |
| 第十九 <small>式部下</small> | 第二十 <small>大學
敎位</small> | 第二十一 <small>治部
主計</small> | 第二十二 <small>民部
主計上</small> | 第二十三 <small>主計上</small> | 第二十四 <small>主計下</small> | |

- | | | | | | |
|------------------------------|-------------------------------|------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 第廿五 <small>主稅上</small> | 第廿六 <small>主稅下</small> | 第廿七 <small>兵部</small> | 第廿八 <small>造兵
人</small> | 第廿九 <small>刑部
判事</small> | 第三十 |
| 大藏 <small>掃部</small> | 第卅一 <small>宮内</small> | 第卅二 <small>大膳</small> | 第卅三 <small>木工
大炊</small> | 第卅四 <small>典藥</small> | 第卅五 <small>正親
内膳</small> |
| 第卅六 <small>采女
主水</small> | 第卅七 <small>驛正
左右京</small> | 第卅八 <small>六衛府</small> | 第卅九 <small>左右近衛
左右衛門</small> | 第四十 <small>左右
馬</small> | |
| 左右兵庫 | | | | | |

この書は、弘仁十三年撰ばれたる内裏式に、諸司式として掲載し、續日本後紀以下の書に引きたれど、今は亡佚して、纔に第十九式部下と、第廿五主稅上の二卷のみ存せり。この二卷も、近年九條公卿家所藏の古寫本延喜式の紙背より發見せられたり。二卷とも、首尾缺けて、書名なかりしが、これを延喜式と對照するに、その體裁、諸司の式にして、延喜式と本文に異同あり。その内容によりて、貞觀式にあらず、この書の殘卷なるを證するを得たり。即ち

甲 第十九式部下は、紙背に延喜式主稅下を書寫したるものにて、元正朝賀條以下三十三條あり。卷首缺けて、書名見えざれど、これを弘仁式とする徵證は、次の如し。

一 弘仁十一年正月、内掃部司と合併して、掃部寮となりたる類聚國史に見えたり。掃部司の名の處々に散見したるによれば、弘仁十年以前のものなる事を證すべし。

二 天長元年七月七日、平城上皇の崩御によりて、同三年七月七日相撲儀を七月十六日と改定したる事、類聚三代格に見えたり。この書は、内裏式（下にあり）と同じく、七月七日を相撲儀としたり。以

て天長以前のものなる事を知るべし。殊に貞觀式撰定の頃は、概ね七月下旬に相撲の儀を行ひ、延喜式には、相撲儀を七月廿五日としたれば、この書の弘仁式なる事は明なり。

三 貞觀十年、相撲儀を式部省より、兵部省に移管したる事、三代實錄に見えたり。この書には、相撲儀を式部省の所管のものとしたるによれば、貞觀式以前のものなる事は、言ふを俟たず。

弘日賀明神部司設輔以下坐於便處檢五位以上如賀正儀錄率史生省掌置太常省南邊段位辰日檢點五位以上司供備各如掌儀式每羊大嘗會辰日賀明神部司設輔以下就座五位以上就座受領式四孟月告朔前一日省置龍尾道以南段位告朔大夫預習儀式其日賀明省令省掌置漆案於中庭式

(藏所氏秀道條九爵公) 上部式式仁弘

四 新嘗會を毎年大嘗會と記して、本朝月令、小野宮年中行事等の諸書に引載したる弘仁式に、毎年大嘗會と記したるにあへり。且つ年中行事秘抄に引きたる貞觀式、及び貞觀儀式には、延喜式と同じく、これを新嘗會と記したるに

よれば、この書の弘仁式なる事は、疑なかるべし。

五 天長四年、秀才生の號を改めて、文章得業生としたる事は、本朝文粹に見えたり。この書の中に、秀才進士の號を用ひて、文章得業生の文字の見えざるによれば、天長以前のものなる事を知るべし。

乙 第廿五主税上は、關詔律、後漢書の斷簡と繼ぎ合せて、その紙背に、延喜式二十六主税上を記したるものなり。諸國出舉、正税、公廩雜稻以下四十八ヶ條あり。これも卷首缺逸して明ならざれども、これを弘仁式とする理由は次の如し。

一 弘仁十四年二月、越前國江刺加賀の二郡を割きて、加賀國を置かれたる事、類聚三代格に見えたり。然るにこの書には、越前國、能登國、越中國とありて、加賀の國名見えす、以て弘仁のものなる事を證すべし。

二 天長元年、多櫛島を停めて、大隅國に隸したる事、類聚三代格に見えたり。然るに、この書には、壹岐島、對馬島、多櫛島と列記したるところ三所あり。その天長以前のものなる事は、疑なかるべし。

三 陸奥國の公廩稻の數量、六十萬八千二百束とあるを、天長八年、承和十一年の兩度に増加したる事、類聚國史、類聚三代格に見え、延喜式に至りては、八十萬三千束餘に及べり。以てこの書に載せたるは、弘仁の數量なるを推測するを得べし。

四 出羽國の正税を十四萬束、公廩稻を二十萬束としたりしが、天長七年、正税六萬束、公廩稻十四萬束を増加したる事、類聚國史に見えたり。これを合せば、延喜式の正税二十萬束、公廩稻三十四萬束にあへば、この書に見えたるものは、弘仁の制なるを知るに足れり。

此の如く、延喜式と對比し、その本文によりて、甲を式部式の下とし、乙を主税式の上とし、これを弘仁

式の殘簡なりと推斷するを得たり。この二卷は、昭和三年及び同四年、東京帝國大學史料編纂所にて、寫眞版として古簡集影に收め、同六年、表面の延喜式と共に、國寶に認定せられたり。

この書の世に傳はりたるは、式部、主税の斷簡二卷のみにて、他は悉く亡佚して、諸書にこれを引載したるものあり。明治二十八年の頃、余はその逸文を抄纂して、一卷となし、式逸と名づけて、同三十九年續々群書類從の法制部に收めたり。但し世に弘仁式と題したる寫本三十卷あり。卷數同じからず。且つ古書に引載したるものとはその本文もあはざれば、偽書なる事は言ふを俟たず。なほ日下部勝皇の弘仁式考にそのよしを辨せり。

貞觀式 二十卷

貞觀十三年奏進、右大臣氏宗公撰

弘仁式に繼いで、清和天皇の御代編修せしめられたるものなり。貞觀十三年八月廿五日奏進し、同十月廿二日頒布して、施行せしめられたるものなり。そのさまは、

三代實錄に、貞觀十三年八月廿五日己亥、是日撰貞觀式畢、正三位守右大臣兼行皇太子傳藤原朝臣氏宗、參議民部卿正四位下兼行春宮大夫近江守南淵朝臣年名、參議正四位下行左大辨兼勘解由長官大江朝臣音人、從四位上行式部大輔菅原朝臣是善、勘解由次官從五位下兼行下野介紀朝臣安雄等、詣闕奉進、其都序曰、昔唐虞曆錄、稽古建官、襲拊龍言、弼予弘化、自後司存倍百、職事滋事、流例委

波、政津難涉、雖復偃德敬風、懷才蒞事、不緣溫故、難得允登、夫然、舊儀彰於漢代、要錄著于梁時、事之不以可已、蓋其在此乎、粵若弘仁聖帝、風超踐翼、化軼滋源、憲章日新、文物成秩、爰降冲旨、以修撰作諸司式四十卷、雖機杼已遠、衣被無窮、然自燕而視、有不盡矣、況復帝裁彌久、風猷積億、譬夫調琴瑟、有時當改張焉、伏惟今上陛下、遂元孚象、廸哲重光、臨衢室而凝神、御法宮而軫慮、思夫所以銜策无闕、璣衡克齊、除梗溢於政途、隆輪奐於堂構、近故右大臣贈正一位藤原朝臣良相、知聖旨欲有興作、與太政大臣從一位藤原朝臣良房定議、奏可撰格式之狀、詔令右大臣正三位兼行皇太子傳藤原朝臣氏宗、參議民部卿正四位兼行春宮大夫近江守臣南淵朝臣年名、參議正四位下行右大辨兼勘解由長官臣大江朝臣音人、從四位上行式部大輔臣菅原朝臣是善、與勘解由次官從五位下兼行下野介臣紀朝臣安雄、右大史正六位上臣大春日朝臣安永、正六位上行彈正少忠臣布瑠宿禰道永、正六位下行大學大屬臣山田宿禰弘宗等、商榷古今、折衷文武、詳其流變、補彼舊章、設有取捨之宜、未知其辨、卽請雌黃於上臺之口中、更忝天聽、式終筆削、然史舊式卷軸前修久爲代典於後、以芟夷斟酌、且恐似不率由、故准據、其誤謬遺漏、及變古宜今者、別錄爲二十卷、名曰貞觀式、方冀新舊兩存、本枝相待、不掩美於前覺、將垂裕於後昆、行之可久、用而無窮、猶兩儀之貞觀、歷千古而景式、至若朝會宴饗蕃客祭禮諸儀注等、文繁事碎、不載於斯、然厥辭意紛錯、式妨履行、詳加討論、用從修正、欲其與式參酌雙流於世、臣等才非博物、業謝通機、徒感江籙之從風、却慙玉繩之垂象、謹序、

文中良房、良相の兄弟が、「定議、奏可撰格式之狀、」とあり。良相の薨去は、貞觀九年にあれば、それより以前に奏聞したるものなり。類聚三代格卷五、卷六、卷八などによれば、貞觀十二年の頃、造式所あり。蓋し、この書編修の爲に特に設けられたるものなり。但し「新舊兩存、本枝相待、不掩美於前覺、將垂裕於後昆、」とありて、舊來の弘仁式と並び行ひ、本篇枝冊として、施行せられしものなり。蓋し弘仁式施行以後、年序を歴て變改したるものあるを以て、編修したるものにして、前式に對して、卷冊の少きは、その故あるべく、「別錄爲二十卷、」とあるにても、これを證すべし。またこの書を頒行せられたる事は、享祿本類聚三代格に、太政官符

頒行貞觀式事

右從三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣、奉勅宣施之内外、盡使遵行、

貞觀十三年十月廿二日

と見えたり。所藏の篇目は、左の如し。

本朝法家文書目錄に、

貞觀式一部廿卷貞觀十三年八月廿五日奏進、

- | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|-------------|----------------|--------|--------|-------|
| 第一 神祇一 | 第二 神祇二 | 第三 神祇三 | 第四 神祇四 | 第五 神祇五 | 第六 太政官 | 第七 中務 |
| 監物 主帥 中宮
大舍人 圖書 縫殿 | 第八 内藏
内匠 典藥 | 第九 式部
大掌 | 第十 治部
主書 諸陵 | 第十一 民部 | 第十二 主計 | |

- | | | | | |
|--------|-----------------------|--------------------------------|--------------|-----------------|
| 第十三 主稅 | 第十四 兵部
軍人 刑部 大藏 | 第十五 宮内
大炊 主殿 木工 | 第十六 典藥
持部 | 第十七 正觀
造酒 内膳 |
| 采女 主水 | 第十八 彈正
左右京 勘解由 東西市 | 第十九 左右近衛
左右馬 左右兵衛 左右衛門 左右兵衛 | 第二十 雜 | |

この書撰者の中、藤原氏宗の事は、貞觀格の條に、南淵年名、大江音人、菅原是善の事は、文德實錄の條にのせたり。

この書も、今世に傳はらず。本朝月令以下の諸書に援引したるものあるのみ。よりて、明治二十八年の頃、予はその逸文を抄纂して、一卷となし、弘仁式逸文と併せて、式逸と名づけ、後これを結々群書類從法制部に收めたり。

延喜式 五十卷 延長五年、右大臣忠平等奏進

弘仁貞觀の二式を併省し、開元、永徽の式例に準據して、編修したる諸司の式なり。弘仁、貞觀の二式と併せて、三代式といへり。延喜五年編纂に著手し、延長五年に至りて、これを奏上せり。そは藤原時平、同清貫、大中臣安則、伴久永、阿刀忠行等の

上延喜格式表に、

臣忠平等言、竊以、天覆地載、聖帝則之育民、陰慘陽舒、明王象之馭俗、雖則朴盡彫至、馳騫之迹、古今不同、然而立法垂規、勸誡之道、夷隆一致、嵯峨太上天皇化周天壤、澤覃淵泉、制格式之明文、貽簡冊

於昆季、六典詳其綱紀、百寮无所依違、斯固納軌之楷模、經國之准的者也、貞觀先帝繼受寶命、誕膺洪基、救百王之澆漓、導萬民於富壽、憲章所以疊矩、凡例由其重規、暨乎年代稍遐、質文遞起、莫不變通之道、南北分岐、號令之流、淺深別派、皇帝陛下、道四三皇、德六五帝、灑甘雨以遍普天之澤、扇淳風而拂率土之塵、重賞輕刑、雲應之酬忘驚、省徭薄賦、野鹿之群不驚、然猶恐惠化未周、頑民陷法、遂降冲旨、彌繕隄防、增損往策之科條、裨補前修之殘缺、臣等謹奉綸命、忽履薄冰、於是搜古典於周室、擇舊儀於漢家、取拾弘仁貞觀之弛張、因修永徽開元之沿革、勒成二部名曰延喜格式、但格十二卷、筆削早成、往年奏御、式五十卷、撰集纔畢、今日上聞、臣等誠非老彭、勤在祖述、聊窺其臆理、寧達彼膏肓、伏願、洪慈曲降照鑒、特垂允容、謹詣闕拜表以聞、臣忠平等誠惶誠恐頓首頓首謹言、

延長五年十二月廿六日

同書序に、蓋聞、蒼精黃神之聖、觀人文以化天下、伊川竭水之靈、則乾象而垂法度、故百官以理、自有高枕之君、萬民以治、乃見擊壤之叟、弘仁聖主、德照龜圖、化隆鳥運、君唱臣和、風雲之契斯得、上安下樂、魚水之符克諧、爰降綸言、作諸司式冊卷、所謂國之權衡、民之嚮策者也、貞觀天朝、亦降容旨、商榷古今、撰式廿卷、新舊兩存、本枝相待、然猶後式攸錄、事多漏略、今上陛下、體元履正、御斗提衡、以爲貞觀十二年以來、炎涼已久、文案差積、加以前後之式、章條既同、卷軸斯異、諸司觸事、檢閱多岐、因茲延喜五年秋八月、詔左大臣從二位兼行左近衛大將藤原朝臣時平、遣從三位守大納言兼行右近衛大

將春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣定國、中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣有穗、參議大藏卿正四位下兼行播磨權守平朝臣惟範、參議左大辨從四位上兼行讃岐權守紀朝臣長谷雄、從四位下行式部大輔兼春宮亮備前守藤原朝臣菅根、從四位下行文章博士兼備中權守三善朝臣清行、民部大輔正五位下兼行勘解由次官但馬守大藏朝臣善行、權左少辨正五位下兼行勘解由次官藤原朝臣道明、從五位上行神祇大副大中臣朝臣安則、從五位下行大內記兼周防介三統宿禰理平、外從五位下行明法博士惟宗朝臣善經等、准據開元永徽式例、併省兩式、削成一部、撰定未畢之間、公卿大夫、頻年薨卒、仍同十二年春二月、勅從三位守大納言兼右近衛大將行春宮大夫藤原朝臣忠平、從四位下守左大辨兼勘解由長官橘朝臣澄清等、共隨先業促其裁成、至延長三年秋八月、重遣大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣清貫、與前奉詔者大中臣朝臣安則、及從五位上行勘解由次官兼大外記臣伴宿禰久永、外從五位下行左大史臣阿刀宿禰忠行等、同催撰輯、責其成功、爰蒙明制、參詳斟酌、搜符案於官曹、撫文記於臺閣、究本尋源、編新隸舊、至如祭祀宴饗之禮、朝會蕃客之儀、大小流例、內外常典、事存儀式、不更載斯、我后留情庶官、屬想衆務、論王道之興衰、驗時俗之厚薄、屈太陽之洪暉、照萬問於螢燭、枉溟渤之巨浪、酌下言於牛溲、有利於人可舉行者、有害於物可革去者、悉以制置、垂範來裔、凡起弘仁舊式、至延喜新定、前後綴叙、筆削甫就、惣編五十卷、號曰延喜式、庶使百川之流、皆歸於海、萬目之紀、俱理於綱、臣等勤非簡要、道謝清通、雖猥銜慈綸、陶淳風於甲合、然恐僭嚴制、致肅霜於秋官、謹序、

とあり。即ち延喜五年、左大臣時平等に勅して、編修せしめられしが、同六年には、藤原定國、同七年には、藤原有穂、同八年には、藤原菅根、同九年には、時平、及び平惟範等薨去したれば、同十二年二月、藤原忠平等に勅して、その撰修を促がさしめ、延長三年に至り、重ねて督責せしめられ、五年二月、これを奏したりしなり。なほ忠平の貞信公記延長二年九月十日、同十二年、同十六日、同廿五日、十月六日、同十二年、十一月六日、同十三日、十四日、十五日、三年三月廿五日、廿六日、九月十日、十一日、十八日、十月八日、同十一月一日、同十二月、十一月二十三日、同十二月一日の各條に、「定式」と記したり。同二年十一月十五日の條には、この外「新作式今日定了、但有可相定事、」と見え、三年八月三十日の條には、「新式附久永宿禰、送民部卿許、」同年閏十二月一日の條には、「戸部來定式事、」など見えたり。戸部は、民部卿の唐名にして、民部卿は、序文に見えたる藤原清實なり。久永宿禰は、大外記伴久永にて、序文にあり。この式撰定に就いては、忠平最も心を竭したりしが、編修に關係したるものは、撰式所に出仕して撰録したるが如し。撰式所の事は、類聚符宣抄卷六にのせたる延喜十四年、同十九年の符によりて、これを徵すべし。此の如く、延長五年二月に至りて完成し、これを奏進したりしが、村上天皇天曆元年八月の頃まで、撰式所を置かれたる事、日本紀略に見えたり。そのこれを頒布せられしは、冷泉天皇の御代にあり。それは岩崎文庫所藏の

符宣抄に、太政官符 五畿内諸國司

頒下延喜式事

右從二位行大納言兼民部卿藤原朝臣在衡宣、奉勅、宣施之内外國使遵行者、諸國承知依宣行之、符到奉行、

從五位下守左少辨平朝臣偕行

從五位下行右大史兼伊豫介物部安國

康保四年十月九日○日本紀略作七月

日本紀略に、安和元年正月十七日辛丑、今日諸卿著結政座、請印延喜式五十卷、

など見えたり。延長五年より、四十年の後、康保四年に至り、始めて、施行せられたるは、如何なる故か。奏進の後、醍醐天皇は程なく崩御せられ、その後、朱雀、村上二代の間、高閣に束ねられ、康保四年五月、村上天皇崩御の後、年を超えすして、これを施行せられたるは、深き理由あるべけれど、微すべきものなければ詳ならず。この書の篇目は左の如し。

卷第一 神祇一 四時祭上	卷第二 神祇二 四時祭下	卷第三 神祇三 臨時祭	卷第四 神祇四 伊勢太神宮	卷第五 神祇五 齋宮祭	卷
第六 神祇六 齋院司	卷第七 神祇七 踐祚 大嘗會	卷第八 神祇八 祝詞	卷第九 神祇九 神名帳上	卷第十 神祇十 神名帳下	卷第十
一 太政官	卷第十二 中務省 主鈴 典鑰	卷第十三 中宮職 圖書寮	卷第十四 大舍人寮	卷第十五	卷第二十
內藏寮	卷第十六 陰陽寮	卷第十七 內匠寮	卷第十八 式部省上	卷第十九 式部省下	卷第二十
大學寮	卷第廿一 治部省 玄蕃寮 諸陵寮	卷第廿二 民部省上	卷第廿三 民部省下	卷第廿四 主計寮上	

卷第廿五 主計寮下

卷第廿六 主稅寮上

卷第廿七 主稅寮下

卷第廿八 兵部省
判部省卷第廿九 刑部省
判部省

四獄司

卷第卅 大藏省
縫部司

卷第卅一 宮内省

卷第卅二 大膳職上

卷第卅三 大膳職下

卷第卅四

木工寮

卷第卅五 大炊寮

卷第卅六 主殿寮

卷第卅七 典藥寮

卷第卅八 掃部寮

卷第卅九 正親
司

内膳司

卷第四十 造酒司
采女司

卷第四十一 彈正寮

卷第四十二 左右京職
東西市正

卷第四十三 春宮坊

卷第四十四 勘解由使

卷第四十五 左右近衛府

卷第四十六 左右衛門府

卷第四十七 左右兵衛府

卷第四十八 左右馬寮

卷第四十九 兵庫寮

卷第五十 雜

この書の撰者中、藤原時平、大藏善行の事は、三代實錄の條に、藤原定國、藤原有種、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、三善清行、藤原道明の事は、延喜格の條にのせたり。この外藤原忠平は、昭宣公基經の子なり。從一位、關白、太政大臣に至り、天曆三年薨す。年七十。橘清澄は、信濃守良基の子なり。中納言、從三位に至り、延長三年薨す。年六十五。藤原清貫は、參議保則の子なり。大納言、正三位に至り、延長八年、年六十四にて薨去せり。

この書撰定以後、復撰式の事聞えざれば、永く世に行はれて、西宮記、北山抄、政事要略以下の諸書に引用せられたるもの多く、

三長記に、建久七年十一月八日癸未、^(兼實)參殿下、次參内大臣殿、和漢御談移時、^(良經)二條關白殿出仕之時、延喜式一部被入御車云々、是御談也、

とありて、大二條敦通は、參内の時、この書を車に入れて、閱讀したるよしなり。また左大臣頼長の

台記には、久安四年正月六日乙丑、延喜式五十卷亥刻見了首付、自去々年冬之比初見之、漢家學際、及在問所之時見之、仍今日、^(今夜表)書、

とありて、頼長もまた、これを閱了して、標書を施したり。また日野資宣の

仁部記には、文永十二年二月五日、或人云、昨日延喜式被講云々、殿下、前右府、内府、二條大納言入道、治部卿、別當右衛門督殿、左右辨宮内卿等也、大丞讀申之、職事辨官隨御過、可相聽衆云々、^(加力)とあり。攝政一條家經、前右大臣花山院通雅、内大臣同師繼等集りて、この書を講じたり。近くは、大正十五年十一月十三日、國學院大學に於いて、延喜式撰上記念講演、及び展覽會を開催せられたり。

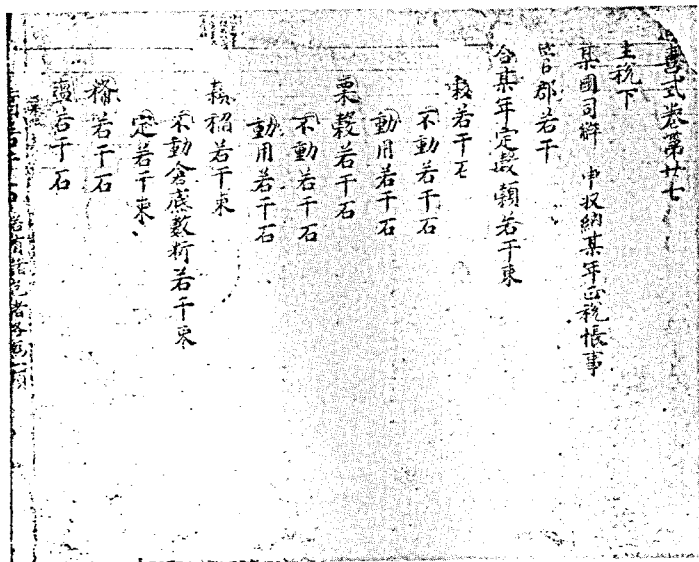
この書書寫校定の事は、

金澤文庫本奥書に、文永三年十月三日、以原内武衛之本書寫校合畢 越州刺史平(花押)
本云安貞二年四月九日書寫了 圖書允豊原奉重

同十三日交點了

とあり。また甘露寺元長は、この書を手寫したる事、元長卿記文龜四年正月十二日の條に見え、中御門宣胤が、三十六卷書寫したる事、宣胤卿記永正元年五月の條に見えたり。

この書の寫本の世に傳はりたるは、九條公爵家所藏の二十八卷本を最も古しとす。平安朝に於ける



(公卿九條道秀氏所藏)

し、明暦三年、その關卷を補刻し、寛文七年、松下見林神名帳を訂正して、舊刊の文字を補し、享保八年、更に刻字を補正したり。されど、上木の時より、享保まで、終始一板にして、別に彫板したることなく、唯

刪補訂正を施したるのみなりしが如し。その後、文政十一年、雲州松江の城主松平出羽守齊貴、父齊恒の遺志をうけて、これを上木したり。世に雲州版と稱するものはなり。別に考略七卷、同附録三卷をそへたり。附録には、延喜式考、延喜式序考證、及び諸本の序跋、祥瑞考をのせたり。後これを國史大系に收め、また撰上一千年記念として、皇典講究所全國神祇會にても、これを校訂して刊行したり。

この書の註釋書、參考書は頗る多しといへども、全部に亘りたるものは稀にして、概ね一部分に關するものなり。殊に神祇式の中祝詞、及び神名帳最も多し。

延喜式集解	一	河村秀根
首書大神宮式	一	度會延住
齋宮式考證	一	御巫清直
祝詞式正訓	一	平田篤胤
祝詞考	六	賀茂真淵
祝詞略註	三	同
祝詞講義	二	小野高潔
延喜式祝詞外誌	一五	鈴木重胤
延喜式	二	松本秀業

祝詞切幣	一	物集高世
祝詞略解纂補	六	久保季茲
祝詞正解	二	青柳高韜
頭註延喜祝詞諺解		水野秋彦
祝詞要義	三	秋山光條
延喜式祝詞通義	四	越智通平
祝詞演義	二	船曳鐵門
祝詞解	二	桂山枝
祝詞講義	一	春山頼母
祝詞新講	一	次田潤
この外大被、出雲國造神壽等のものは略す。		
延喜式神名帳頭註	一	未詳
延喜式神名帳秘釋	一	同
延喜式神名帳略註	一	同
延喜式神名比保古	一五	大山爲起
神名帳考證	二	桑原弘雄

この外各國の官社式社の考説等甚だ多し、今これを省略す。

延喜式神名帳考證	一七	伴信友
延喜式神名帳檢錄	四	未詳
神名帳考證土代	六	伴信友
神名帳叢説並附註	一五	黒川春村
この外各國の官社式社の考説等甚だ多し、今これを省略す。		
延喜式備忘太政官	一	未詳
讀式翼	五	日野資矩
延喜式馬品考	一	下田師古
式内染鑑	一	松岡辰方
延喜式藥品考	一	黒田伴存
延喜式祥瑞考證	三	河村秀根
延喜式工事解	三	春田永平
延喜式工事通解	一	同
同圖翼	一	同
木工寮式土工葺瓦工考	一	狩谷望之
延喜式東把考	一	未詳

延喜式名物類聚

一

未詳

延喜式索引

一

皇典講究所
全國神職會

弘仁儀式 十卷

群書類從本、及び二三の本に、十二卷としたるものあり。

恒例臨時に行はる、朝儀の次第を記したるものなり。嵯峨天皇の御代撰ばれたるものなれば、これを弘仁儀式といへり。今世に傳はらず、また古書に引載したるものも見えず。本朝法家文書目錄に載せたる篇目は左の如し。

第一 踐祚大嘗祭儀上

第二 踐祚大嘗祭儀中

第三 踐祚大嘗祭儀下

第四 即位儀 讓國儀

立皇后儀

立太子儀

皇太子加元服儀

任僧綱儀

叙内親王

以下儀 任參議以上儀

内裏任官儀

任女官儀

奏銓擬郡領儀

太政官叙位郡領儀

太政官廳任出雲國造儀

出雲國造奏壽詞儀

第五 正月七日儀

正月八日講最勝王經儀

正月八日賜女王祿儀

正月十五日於宮内省進新

儀 十六日踏歌儀

十七日觀射儀

第六 正月廿二日賜馬料儀

二月十日申春夏季祿目錄儀

二月十日於太政官廳申三省考選目錄儀

二月十一日列見成選主典以上儀

二月廿二日賜春夏季祿事

賜位祿儀

三月一日於兵庫

寮試生等儀

四月七日奏成選短冊儀

四月十五日授成選位記儀

第七 四月廿八日牽駒儀

五月五日觀騎射儀

五月六日儀

七月廿五日相撲儀

第八 八月十一日太政官定考儀

九月九日菊花宴儀

十一月進御曆儀

十一月中丑日奏御宅

田稻數儀

進御藥儀

奉山陵幣儀

奏年終斷罪儀

毀位記儀

舉哀儀

弔喪儀

賜品位儀

大饗

第九 明堂儀

告朔儀

五位以上上表儀

飛驒儀

固關使儀

驛傳儀

奏詔書儀

捺印五位以上位記儀

少納言尋常奏儀

兵庫覆奏儀

賜進鈴儀

行幸時賜進鈴儀

百

官上賀表儀

衛府兵衛奏儀

衛士交替儀

第十 賜將軍節刀儀

將軍進節刀儀

遣唐使進節刀儀

渤海國使進王啓並進物儀

賜渤海

客饗儀

賜渤海客宴儀

この儀式には、賀茂祭の儀をのせず。内裏式、貞觀儀式に至りて、始めてこれをのせたり。賀茂祭儀の中祀に列せられたるは、弘仁十年三月なれば、以て本書は同年以前になりしものなるを知るべし。

貞觀儀式 十卷

恒例臨時の儀式を記したるものにて、清和天皇の御代撰ばれたるものなり。卷數は、本朝法家文書目錄も十卷としたり。同日錄に載せたる篇目は左の如し。

第一 新年祭儀 春日祭儀 大原野祭儀 園並韓神祭儀 平野祭儀 松尾祭儀 賀茂

祭警固儀 同祭儀 奏御卜儀 神今食儀 大殿祭儀

第二 踐祚大嘗祭儀上

第三 同祭儀中

第四 同祭儀下

第五 正月八日講最勝王經儀 鎮魂祭儀 新嘗祭儀 五節舞儀 二季晦日御贖儀 大祓

儀 九月十一日奉伊勢大神宮幣儀 奏御卜儀 讓國儀 天皇即位儀 立皇后儀 立

皇太子儀

第六 元正受朝賀儀 元日御豐樂院儀 禮服儀 上卯獻御杖儀 正月二日朝拜皇后儀

第七 正月七日儀 十六日踏歌儀 十七日觀射儀 二月上丁釋奠講論義

第八 四月廿八日牽駒儀 五月五日節儀 同六日儀 相撲節儀 九月九日菊花節儀 正

月八日叙内親王以下儀 同日賜女王祿儀 任官儀 任僧綱儀 任女官儀

第九 正月十五日於宮内省進御薪儀 同月廿二日賜馬料儀 二月十日於太政官廳申三省考選目

錄儀 同月十一日列見成選主典以上儀 二月十日申春夏季祿目錄儀 二月廿二日賜季祿儀

朝堂儀 三月一日於鼓吹司試生等儀 四月一日奏成選短籍儀 四月十五日授成選位記

儀 奏銓擬郡領儀 太政官廳補任郡領並授位記

第十 八月十一日太政官定考儀 十一月一日進御曆儀 同廿三日賜位祿儀 同月中丑奏御宅

田稻數儀 奉頒山陵幣儀 追儺儀 太政官曹司應任紀伊國造儀 飛驒儀 固關使儀

驛傳儀 賜遣唐使節刀儀 遣唐使進節刀儀 賜將軍節刀儀 將軍進節刀儀 毀位

記儀 弔喪儀 賜品位儀

この書、今傳はりたるは、題簽に儀式とありて、貞觀の二字なく、且つ弘仁、延喜の儀式も共に十卷なれば、そのいづれなるか明ならざりしが、享保の頃、荷田春滿考査して、これを貞觀儀式となし、下田師古、淺井奉政等これに従へり。然るに、その頃林笠翁儀式考十卷仙臺叢書別集卷一を著はして、貞觀儀式にあらざるよしを論せり。その理由は、この書籍目錄に、弘仁、貞觀、延喜三代の儀式以外に、儀式十卷を載せたるもの、即ち今の本なりと推斷し、同本は、貞觀儀式に基きて、延喜儀式撰定の際に於ける未定の草按なるべしと論じ、この儀式の篇目は、貞觀儀式と同じと雖ども、この儀式各卷の始に擧げたるものと異同

あるを指摘し、且つ卷十奉願山陵幣儀の陵墓の名號の傍註に、清和外祖母とありて、御追號を記したれば、貞觀のものにあらずといへり。平田篤胤もまた、古史徵開題記に、今の世にあるものは、やがてこの目錄に儀式十卷とあるもの、事にて、桃華藥葉にも、十卷とあるにあへば、これとは、またく別のものにて、貞觀の字は、荷田在滿が加へたるものなるよし論じたり。されど、栗田寛博士の貞觀儀式考^{栗里先生雜著 卷十二所載}には、卷十荷前の墓數をのせたるものによれば、年代の貞觀なるべきは明にして、また政事要略に引きたるものと同文なる事、本朝法家文書目錄に載せたるものと、卷數目次あひたりといふ、三つの徵證を列舉して、同書なるよしを辨じたり。なほ同博士は、この書の制定を、貞觀十三年九月より、十四年十二月の間にありとしたり。これによりて、世に傳はりたる儀式十卷の貞觀儀式なる事は、明瞭となれり。但しその制定の年月を貞觀十四年十二月以前としたれど、卷十奉願山陵幣儀によれば、寧ろ同十四年十二月以後のものとすべきが如し。そは貞觀十四年十二月十二日、十陵を改定して、大枝山陵を除き、後山階山陵を加へられたる事、三代實錄に見えしが、この儀式卷十に、後山階山陵を記したるを以て、これを證すべし。

この書は、天保五年山田以文の校定したる刻本、及び昭和四年故實叢書に收めて、刊行したるものあり。この書の註釋書は左の如し。

儀式集解

河村秀根

貞觀儀式鼓吹司試生儀解
貞觀儀式鼓吹司陣法式

一 荷田在滿
一 未詳

延喜儀式十卷

延喜の頃、撰定せられたる恒例臨時の朝儀なり。今世に傳はらず。卷數は、本朝法家文書目錄と同じく十卷なり。同目錄に載せたる目錄は左の如し。

第一 祈年祭儀 春日祭儀 大原野祭儀 園並韓神祭儀 釋奠講論儀 平野祭儀 松

尾祭儀 賀茂祭幣固儀 同祭儀 奏御卜儀 月次祭儀 神今食儀 大殿祭儀

第二 踐祚大嘗祭儀上

第三 同祭儀中

第四 同祭儀下

第五 即位儀 讓國儀 立皇后儀 立皇太子儀 皇太子加元服儀 任僧綱儀 叙内親

王以下儀 任參議已上儀 内裏任官儀 任女官儀 奏銓擬郡領儀 太政官應叙任郡領儀

太政官應任出雲國造儀 出雲國造奏壽詞儀

第六 元正朝賀儀 元日御豐樂院儀 禮服制儀 正月二日朝拜皇后儀 同日拜賀皇太子儀 上卯

延喜儀式

日進御杖儀 正月七日儀 正日八日講最勝王經儀 同日賜女王祿儀 正月十五日於宮内
省進御薪儀 正月十六日踏歌儀 正月十七日觀射儀 同二十三日賜馬料儀
第七 二月十日申春夏季祿目錄儀 同日於太政官廳三省申考選目錄儀 同月十一日列見成選主
典已上儀 廿三日賜春夏季祿儀 廿五日授成選位記儀 廿八日駒牽儀 五月五日觀騎射
儀 五月六日儀
第八 七月廿五日相撲儀 八月十一日太政官定考儀 九月九日菊花宴儀 十一日奉伊勢大神
宮幣儀 十一月一日進御曆儀 中丑日奏御宅田稻數儀 鎮魂祭儀 新嘗祭儀 大歌並
五節舞儀 二季晦日御贖儀 大祓儀 進御藥儀 奉山陵幣儀 奏年始斷罪儀 十二
月大饗儀 毀位記儀
第九 朝堂儀 告朔儀 五位以上表儀 飛驒儀 固關使儀 驛傳儀 奏詔書儀 捺
印五位以上位記儀 少納言尋常奏儀 兵庫覆奏儀 賜進饗儀 行幸時賜進鈴儀 百官
上賀表儀 衛府兵仗奏儀 衛士交替儀
第十 賜將軍節刀儀 將軍進節刀儀 賜遣唐使節刀儀 遣唐使進節刀儀 渤海國使進王啓
並信物儀 賜渤海客饗儀 賜渤海客宴儀 舉哀儀 弔喪儀 贈品位儀
これを弘仁、貞觀兩儀式にのせたるものと對照するに、弘仁儀式にありて、貞觀儀式になきもの廿三

條、延喜儀式になきもの三條あり。貞觀儀式にありて、弘仁儀式になきもの三十條、延喜儀式になきもの
六條あり。また延喜儀式にありて、貞觀儀式になきもの二十五條、弘仁儀式になきもの三十二條あり。
これによりて、延喜儀式は、弘仁、貞觀の兩儀式を併合して、撰定したるものなる事を推知すべし。序文
傳はらざれど、蓋し延喜式の項に述べたるが如く、弘仁、貞觀二式を併省して、延喜式を制定したると同
じきものなるべし。されば、藤原俊憲の貫首秘抄に、「予案、爲職事之者、必可持之、」として、この書名を
あげたり。然るに、貞觀儀式は、傳本あれど、延喜儀式は、いつしか亡佚して傳はらず、井上頼圀博士の舊
藏玉簾に收録したるものに、儀式二卷あり。卷五、卷六にして、下に延喜と註したり。これを前掲の篇
目と對照するに一致したれば、この書の斷簡なる事明なり。但し卷六は、禮服制儀までにて、その大部
分缺逸せり。

奥書に、右藤貞幹所校延喜儀式二卷、借道家大門藏本寫、明治十九年丙戌三月井上頼圀、
とあり。また圖書寮藏本に、延喜儀式と題したるもの十卷あれど、その篇目延喜式と合はず、貞觀儀式
と同じきものなり。

この書を古書に引載したるものは、第一賀茂祭、鴨脚第二踐祚大嘗祭儀の中御祓、北山抄第五立后、中右記寛
治七年二月第六の中元日御豐樂院儀、江次抄正月七日儀、江次抄正月八日講最勝王經儀、江次抄五月十七日觀射儀、江次抄第
九告朔儀、年中行等等あり。

内裡式 三卷 右大臣冬嗣等、奉勅撰

禁中にて行はる、恒例臨時の儀式を記したるものなり。卷數本朝法家文書目錄も同じく、三卷にて世に傳はれり。

この書は、嵯峨天皇弘仁十二年正月三十日、藤原冬嗣、良峯安世等、勅を奉じて撰定し、淳和天皇天長十年二月十九日、清原夏野、藤原吉野、紀長江、春澄善繩等、勅を奉じて、儀式の中、更革變改せるところあるをば、斟酌取捨して、増損を加へ、繆を正し闕を補ひて、修正せしものなり。そは

序文に、蓋儀注之典、其所由來久矣、所以指曉於與人納于軌物者也、皇上雖以樽酌、節文未具、覽之者多岐、行之者滋惑、乃詔正三位守右大臣兼行左近衛大將藤原朝臣冬嗣、中納言從三位兼行左衛門督陸奥出羽按察使臣良峯朝臣安世、權中納言從三位兼行春宮大夫左兵衛督臣藤原朝臣三守、從四位下行中務大輔臣朝野宿禰鹿取、皇后宮大夫從四位下兼行近江守臣小野朝臣峯守、文章博士從五位下兼行大内記臣桑原公腹赤、從五位下行大内記臣滋野宿禰貞主等、令修定焉、於是抄撫新式、採綴舊章、類要修緝、斯朝憲、取捨宜斷於天旨、起于元正訖于季冬、所常履行、及臨時軍國諸大小事、以類區分、勅成三卷、庶其升降之序、隆殺之儀、披文即曉、臨事靡滯、各修厥職、守而弗忘、衆聞書義近於此、卷下末尾に、内裏雖指曉之躰往日既定、而折旋之儀頃年頗革、或有節會供張出入門闌、徒記舊時、未

着新變者、聖上鑒其踳雜、斯盡會通、斟酌隨宜、取捨先斷、廼詔臣等四人、令綴緝焉、謹稟衷旨、詳加増損、刊補繆虧、繕寫甫就、

天長十年二月十九日

正三位守右大臣兼行左近衛大將臣清原真人夏野

と見えて、藤原吉野、紀長江、春澄善繩の連署あり。その篇目は、左の如し。

上卷 元正受群臣朝賀式並會

七日會式

八日賜女王祿式十一月同

上卯日獻御杖式

十六日

踏歌式 十七日觀射式

中卷 奏成選短冊式 賀茂祭日警固式 奏銓擬郡領式 五月五日觀馬射式 五月六日觀馬射式

七月七日相撲式 七月八日相撲式 九月九日菊花宴式 十一月進御曆式 十一月奏御宅

田稻數式 十一月新嘗會式 十二月進御藥式 十二月大饗式

下卷 敍内親王以下式 任官式 任女官式 詔書式

中卷十一月進御曆式に「自承和十年、依右大臣宣、聞司退出、即少納言率内豎六人、入自日華門、令舉机而出、省侍臣以下之机、」と見え、新嘗會式にも、「自承和年中、」と註したるもの三ヶ所あり。以て仁明天皇の御代にいたりて改定せられたるところあるを見るべし。但し本朝月令に「六月十日奏御卜事、見内裏式」晦日神祇官奉荒世和世御贖物事、見内裏式とし、新儀式將軍賜節刀の事の儀に、「見内裏式」と註し、飛驒事の中に、「内裏式載南殿儀、」其儀皆見内裏式、並儀式等也、とあるものは、この篇目中に見えず。是等は、い

づれも、次の内裏儀式一卷の中にのせたるものなり。但し新儀式皇太子加元服事の中に、或は内裏儀式と註し、或は内裏式と註したるによれば、儀式の儀を略したるものなるべし。且つ

晴富宿禰記に、文明十一年十二月廿二日、自禁裏被借召之間、内裏儀式三卷進上之、付妙蓮了、但直可進之由被申之間、付戸部了、

とある内裏儀式は三卷にして、下の内裏儀式一卷とあるにあはず。以て内裏式をば内裏儀式とも稱したるを見るべきなり。

この書は、朝儀を行はるゝをり、筥に納めて、御座の側に置きたる例にて、これを式筥といへり。そは春記に、長久元年十月十八日庚子、參右府申給内裏式上中下卷、是關白御定也、内裏式已焼亡、仍欲書寫之處證不候、可申右府之由依被仰、○中内裏式以御書所衆等、可令書寫之由、仰藏人資成了、其本奏事由、同給資成了、十一月四日乙卯、初出御南殿日也、○中予置式筥於西置物机、件式上中下三帖也、入筥蓋以之、暫移其身也、雖非指故實、只隨近代而已、又新書寫也、

この式の撰者、藤原冬嗣、良峯安世、朝野鹿取、小野峯守、清原夏野、藤原吉野の事は、日本後紀の條に、春澄善繩の事は、續日本後紀の條に、藤原三守の事は、弘仁格の條にのせたり。

この書は、享和三年の刊本あり。群書類從卷七十九に收め、近年故實叢書に收めたるものあり。この書の参考書は左の如し。

内裏式圖考

二

内裏儀式 一卷

こゝ禁中にて行はるゝ恒例臨時の儀式を記したるものにて、一卷あり。本朝法家文書目錄に、「内裏儀式一卷」とありて、その篇目をのせたり。即ち

兵部覆奏式	大駕鹵簿	飛驒式	冊命皇后式	冊命立太子式	齋内親王參入伊勢式
出雲國造奏神壽詞式	敍位式	衛府兵杖奏式	衛士交替式	告朔式	百官上賀表式
五位以上上表式	賜遣唐使節刀式	入唐使進節刀式	賜將軍節刀式	賜鎰並進式	行幸
時賜鈴並進式	少納言尋常奏式	六月奏御卜式	十二月同式	六月神今食祭式	十二月
同	六月御贖式	十二月同	九月十一日奉幣伊勢太神宮式	十二月別貢諸陵幣式	晦日
進御麻式	正月朝拜天地四方屬星及山陵式				

とあり。今世に傳はりたるものの篇目は左の如し。

正朔拜天地四方屬星及二陵式	賜鎰並進式	行幸時賜鈴並進式	元正受群臣賀式並會	少
納言尋常奏式	七日宴會式	八日賜女王祿式新嘗會同	上卯日獻御杖式	十六日踏歌式
十七日觀射式	每晦日進御麻式	賀茂祭日警固式	奏成選短冊式	五月五日觀馬射式

今試に本朝法家文書目録に載せたる内裏儀式の篇目と、この書の傳本をのせたる篇目とを對照するに、法家文書目録の賜鑰並進式より、少納言尋常奏式に至る三篇、晦日進御廡式、及び次の正月朝拜天地四方屬星及山陵式の二篇は、傳本と合ひ、その他法家文書目録の廿四篇、及び傳本の九篇は、各異なり。なほ法家文書目録の内裏儀式の篇目と、内裏式の篇目とを對照するに、同一なるものなく、内裏儀式の傳本の篇目中九篇、即ち法家文書目録の篇目と合はざるものは、悉く内裏式の篇目の中にあへり。なほ古書に引載したるものを見るに、飛驒式、新儀冊命皇后式、新儀北山告朔式、年中行五位以上上表式、新儀賜遣唐使節刀式、新儀六月御贖式、本朝月令六月奏御卜式、本朝月令九月十一日奉幣伊勢大神宮式、西宮記北山正月朝拜天地四方屬星及山陵式、江次第讓位式、北山抄皇太子加元服式、新儀等あり。讓位及び皇太子元服の外は、いづれも、法家文書目録に見えたるものなり。この書の傳本にあるものは、正月朝拜天地四方屬星及山陵式等のもの、み、未だ傳本にありて、法家文書目録になきものを、内裏儀式として引きたるものあるを見ず。前掲の如く、法家文書目録にのせたる篇目は、内裏式の篇目と同じきものなきを見れば、内裏儀式は、内裏式の補遺として制定せられたるものなるべく、世に傳はりたるものは、内裏式と内裏儀式の殘篇とを併せたるものならんか。されば九條年中行事、新嘗會の條に、内裏儀式にありとして、引きたれど、新嘗會は、内裏式にありて、内裏儀式になければ、これを混じたるにてもこれを證すべし。

この書は、いつの頃撰定したるものか、壺井義知の頭書したるものには、

或人間云、内裏儀式與内裏式、其成先後以何爲先哉、答云、此儀式先成、而次内裏式成歟、内裏式七日篇註、舊例大臣先喚内暨、令喚内藏寮允已上得之、依此文知其前後也、

と記せり。蓋し内裏式七日會式に、「内藏寮允已下、史生已上、共舉机退出、舊例、大臣先喚内暨令喚、内藏寮允已上得之、」とあるを、傳本の内裏儀式には、「大臣喚内暨、稱唯出跪、大臣宣喚内藏寮、内暨稱唯出、喚允已上一人、」と見えたるによれり。この外傳本の内裏儀式と、内裏式との篇目同じきものを見るに、互に異同あり。殊にこの七篇の如きは、内裏式修正、内裏式に修正更革ある事上にのせたり。以前のものによりたるならんか。またこの書に就いては、藤貞幹の内裏儀式疑義あり。これに對して、山根輝實の辨あり。貞幹は、この書の信用すべからざるよしを論じ、宇多天皇の御代に始まりたる四方拜の儀を載せたるによりて、後のものとなせり。四方拜は、宇多天皇以前に聞えざれど、この書は、これを卷末に掲げたれば、或は後年これを補足せられたるものか、江次第四方拜の條にも、式の宮に内裏儀式を納めたるよし見えたり。

儀式 十卷

今世に傳はりたる儀式十卷は、貞觀儀式と、篇目一致したれば、貞觀儀式なる事、上に記したる如し。この書はこれと同名にして、卷數も同じく、本朝法家文書目録に見えざれば、蓋し貞觀儀式の重出なるべし。もと弘仁、延喜の兩儀式も、貞觀儀式と同じく、儀式とのみありて、年號を冠せざるものなるべく、

それをば、三代の儀式とは、別のものとして、この目録には、採録したるもの、如し。

新儀式 六卷

内閣一本、前田一本等の諸本、一卷としたり。

恒例臨時の朝儀を記したるものなり。この書のことは、

江次第抄開題に、延喜之時、撰儀式二卷、自今視之、猶古禮也、故天曆撰新儀式一卷、用當世之禮、とあり。これによれば、新儀式は、延喜式の後、新に撰定したるよしの稱なるが如し。但しこの目録の諸本、及び江次第抄に、卷數を一卷としたるは誤なり。

この書のなりしは、江次第抄に、村上天皇の御代の勅撰としたりしが、他に明證なし。但し

野行幸條の小註に、同八年、先是仰立大床子於東廂、此後移御之、應和三年

召雅樂寮物師等、令奏音樂舞等事條の分註に、應和三年三月、雲林院塔會試樂等也、

とあるによれば、應和三年三月以後のものなり。もとは六卷ありしかど、いつしか散逸して、今は四五の二卷のみ世に傳はれり。その篇目は左の如し。

第四臨時上 奉加神位階事

伊勢大神遷宮事

造住吉布瑠等大神社事

祈年穀事

祈雨祈

霽事

天皇加元服事

付皇太后奉加號並神祇編立
祝諸寺僧尼等給位一階事

奉賀天皇御算事

天皇奉賀上皇御算事

天

皇賀太后御算事

勅書事

天皇遷御事

御讀書事付奏宴

天文密奏事

野行幸事

行幸神泉苑競馬事

行幸朱雀院召文人并試擬文章生事

花燕事

召雅樂寮物師等令奏音樂

舞等事

付諸寺法會試樂并召
試樂所管絃等事

御庚申事

殿上侍臣賭弓事

童相撲事

後院事

第五 臨時下 冊命皇后事

付告山陵並
並任職司

皇后移徙事

皇后產事

付他皇
子生誕

冊命皇太子事

皇太子初謁見事

皇太子加元服事

皇子給親王號事

親王初謁見事

親王加元服事

內親王初謁見事

內親王初拜事

給皇子源朝臣姓事

源氏皇子初謁見事

源氏皇子加元服事

女源氏皇子初拜事

任大臣事

充封戶事

充品位田事

定檢非違使事

定諸司史

生諸衛府生事

諸司諸所人不上事

任女官事

付補女
職事

任僧綱事

付法務僧綱內供奉十禪師
延曆寺座主阿闍梨僧位事

將

軍賜節刀事

付進節
刀事

飛驒事

官奏事

論奏事

五位以上上表事

付致仕
修國史事

封

防鴨河事

朔旦冬至事

太宰帥大貳奏赴任由事

諸國受領官奏赴任由事

殿上小舍人加元服事

雷鳴陣事

搜盜事

諸陣勅許事

觸穢事

恩赦事

貶退

常平所事

賑給並施米事

試經事

造御願寺事

御修法事

修御諷誦事

御

屬星並諸祭並御禊等事

大唐商客事

服錫紵事

付吊問事遣國關使事、不視事
大臣以下散一位三位以上喪事

薨卒人加諡號並

贈官位事

私修追福法事

內藏寮修御諷誦事

雜事等

親王大臣有別勅、聽乘輦車出入

宮中帶劔事

禁制深紅事

新儀式

但し卷四の中、奉賀天皇御算事以下は、もと缺けたる事、壺井義知校正本に、「自是以下十五條、本文欠、」と記して、目錄のみを挙げ、阿波の光源元寛の

新儀式補遺御讀書事の識語に、新儀式卷第四、奉賀御算儀以下、凡十五篇逸亡已尙矣、嘗聞卜部兼方釋日本紀、而獲御讀書儀全文、然謬舛頗多、竊定其可知者、以補其一云

と記せるにて知るべし。後塙保己一、群書類従を校刊するに際し、紅葉山文庫本を以て、その缺文を補ひ、これによりて四、五の二巻は完本となれり。されど、一、二、三、六の四巻は、その殘簡だに傳はりたるものあらず。その古書に引きたるものを見るに、正月元日四方拜、江次第抄、朝賀、北山第抄、十六日踏歌節會、北山第抄、源氏物語奥入、河海抄、十七日觀射、北山第抄、二十日内宴、河海抄、三月御燈、江次第抄、四月二孟旬、江次第抄、源氏物語奥入、河海抄、賀茂祭、鴨脚文書、六月十日奏御卜、江次第抄、十日神今食、江次第抄、七月相撲、讓位大嘗會、江次第抄、等あり。卷四、五の二巻は、臨時上下なれば、この逸文によるに、一、二、三の三巻の恒例なるべきは、言ふを俟たず。卷六はいかなる事を載せたるものにか、恒例臨時の朝儀以外の事なるにや。讓位の儀は、臨時の上下にも收めざれば、或は踐祚、即位、大嘗會などの如き大儀をば、特に、卷六に記したるものか。

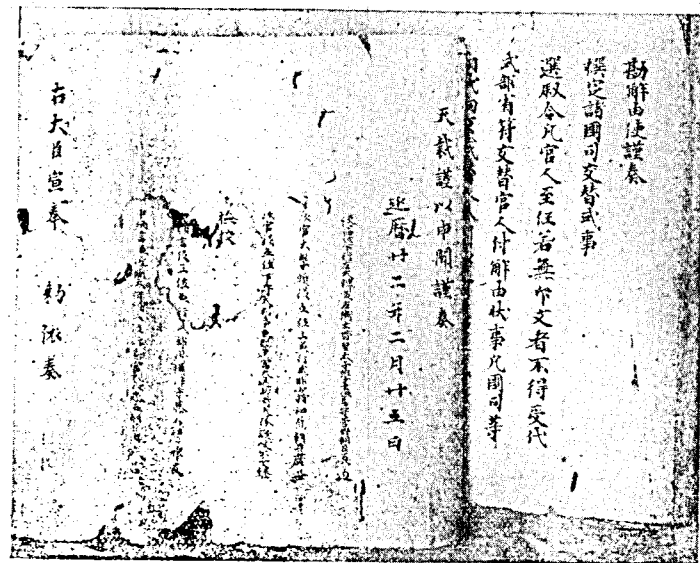
中右記嘉保二年十月十二日の條に、但故院後三條院也敕命云、西宮記、四條納言の記等、加之、諸家日記之中、主上御作法全不見也、新儀式と云日記中、頗相見者、然者且又可御覽新儀式也とあるによれば、讓位等大儀の外、主上の御行事、御作法等を記したるものならんか。

この書は、後光嚴天皇延文四年六月二日、洞院公賢に勅して、批點せしめられたる事、公賢の園太曆に見えたり。そはもとより缺卷のものにあらず。完備したるものなるべく、それより後、缺卷となりしものにか。

交替式 二卷 延曆年中、勘解由使撰奏聞、

國司の遷替等に就いての法規を制定したるものなり。これを延曆交替式といふ。この書に引載したるは、田、選敍、厩牧、軍防、倉庫、雜の六令、及び詔勅、官符、官宣、官奏、民部省例、朝集使起請、明法司解、問答等にして、處々に、今案を附したり。卷數は、本朝法家文書目錄にも二卷とあれど、卷尾にのせたる勘解由使奏文には、「成一軸」と記せり。或は岸本由豆流のいへるが如く、分本したるものか、貞觀交替式には、「成一軸」を「成兩軸」とあれば、これも兩軸の誤にや。桓武天皇の御代、勘解由使の撰定したる事は、卷首に「勘解由使謹奏、撰定諸國司交替事、」とありて、

卷尾に、以前從政之方、法令爲本、守職之道、格式爲先、是以行違故實、向途而迷、事乖舊章、面墻而礙也、方今、或人私抄古來勅書、官符、省例、問答等、名曰交替式者、見有數卷、未審誰撰、而聞見互異、取捨不同、事或既停、卒爾難悟、以此爲政、所失寔多、國吏之迷莫不由矣、伏惟聖朝、仁逾解網、恩跨泣辜、明黜陟於群僚、顯褒貶於庶類、殊置勘解由使、令諸冤屈之徒、開憤懣於此庭、辨是非於正理也、然



交替式 (石山寺藏)

使臣等、聽訟之聰、遙謝往烈、決爭之智、定闇當年、奉綸旨以屏營、荷里任而戰越、雖盡忠誠於愚管、還懼與奪之有違焉、故今撰集法令格式、應預交替之事者、以類相隨、令易披閱、但其中承前之格、與法抵牾、指歸未明、並官省處分、未經奏畫、相承爲例、如此之類、實難播依、是以至有所論、殊附今案、以決古今之疑滯矣、勒成一軸、名曰撰定交替式、伏望、仰畿内七道朝集使、各寫一本、藏之府庫、庶令諸國、遵奉以不失、使司勘據而無疑、謹錄事狀、伏聽天裁、謹以申聞謹奏、

延暦廿二年二月廿五日

とありて、勘解由使菅野真道、次官和氣弘世、讃岐千織等、及び檢校藤原雄友、同内麻呂等連署し、右大臣神王の宣をのせたり。

この書は、政事要略によるに、私記あり。何人の書きたるものか詳ならねど、次の貞觀交替式の私記と同時のものにて、延喜の頃のものならんか。

この書の撰定に關係したる藤原内麻呂は、大納言眞楯の子にして、右大臣左近衛大將に至り、弘仁三年薨す。年五十七。同雄友は、右大臣是公の子なり。大納言、正三位に至り、弘仁三年薨す。年五十九。和氣廣世は、民部卿清麿の子なり。菅野真道の事は、續日本紀の條にのせたり。

この書の古寫本は、石山寺の所藏にて、明治三十年國寶に指定せられたり。天保九年の頃、下鴨の社人林康滿、及び狩谷接齋の模寫したるものによりて、岸本由豆流これを刊行し、卷尾に考異を附したりしが、明治三十三年、これを國史大系に收めたり。

新定内外官交替式 貞觀年中、勘解由使新定奏、

京官、及び國司の遷替に就いて、制定したるものなり。

三代實錄に、貞觀十年閏十二月廿日己酉、新定内外官交替式二卷、撰修甫就、勅頒天下並令遵行、と見えて、これを貞觀交替式といへり。但し延喜交替式の奏文には、「至于貞觀九年、續亦抄内後事、往々如案解釋疑義、改號新定内外官交替式、今之所行則斯文焉、」とありて、貞觀九年としたり、九年は、撰修に着手し、十年に至りて、完成したるにか、或は九年は、十年の誤寫にてもあらんか。

この書は、弘仁格式について、貞觀格式を撰定せられたる例とは同じからず。延暦の交替式を原本として、更に増補修訂を施したるものなり。延暦交替式と同じく、勘解由使の手にて、編修したる事は、

三代實錄に、貞觀十一年四月十三日、勘解由使所奏、新定内外官交替式所載數、

と見え、本朝法家文書目錄にも、「貞觀年中勘解由使新定奏聞」とあるによりて、これを證すべし。

この書は、同目錄にも一卷とあれど、今傳はりたるものは、下卷のみなるによれば、三代實錄に、二卷

新定内外官交替式卷下

倉庫貯積雜物處出給事

官物及及未納物處檢事

朝集使起請六條事

禁斷任用官物事

禁任用官物名公文事

禁官交易物大數檢事

國司出單收納以次事

應徵先前司任用欠積官物事

未得解由外官任用借使依法斷罪事

應作及違令填未納雜官物并欠物事

應國司印可出作及違法填納交替雜官物事

應遣代支及違違令及且款解由事

新定内外官交替式

(藏所氏爲利田前爵侯)

とあるを正しとすべし。下卷によれば、

倉庫、軍防等の令、詔勅、官符、官宣、官奏、朝集使起請、明法曹司解等、延曆交替式に引きたるもの、外、延曆以來の詔勅、官符及び弘仁式をのせ、今案を附し、更に新案をそへたり。今案は、貞觀當時のものなるべけれど、新案は、その後仁和、寛平の際、附加したるものの如し。政事要略によれば、この書もまた、延曆交替式と同じ

く、私記あり。いつの頃、何人の記したるものか、年代明ならねど、同書卷五十一に引きたるものに、寛平八年九月の符あり。卷五十六に引きたるものには、寛平六年九月の符あれば、寛平以後のものなる事は明かなり。或は延喜交替式撰修の際になりしものならんか。

この書は、世に傳本のありし事きこえざりしが、近年に至りて發見せられたり。そは三條西家所藏の古寫本を、加賀藩主前田綱紀に譲られたるものにて、明治三十四年、國史大系に收めて刊行したり。

内外官交替式

延喜廿一年正月廿五日、勘解由使奏進、

貞觀の交替式に續いて、醍醐天皇の御代、京官及び國司遷替の法規を制定したるものなり。これを延喜交替式と稱す。この書は、延喜十一年五月四日の宣旨によりて着手し、材料として、天長格抄、官曹事類、大同抄などをかりて、參考したる事、類聚符宣抄に見えたり。後延喜式編修に關係したる藤原清貫、橘清澄等撰者となり、延喜廿一年に至りて、これを完成したり。即ち

卷首に、勘解由使謹奏

内外官交替式事

右交替式者、延曆 中所撰、其文咸出律令、

所以壹吏耳目、斷官諍訟也、至于貞觀

九年、續亦抄内後事、往々如案、解釋疑義、改號新定内外官交替式、今之所行則斯文焉、爾降時更四代、歲踰五旬、或弛或張、隨事多變、加以伏見先後所撰、抄略數書、混成一部、名雖稱式、實是似格、況一事重出、兩案並存、又其撰修頗有遺漏、披閱之處、暗移圭陰、行用之間、互起管見、仍叙由緒、先本處分、而後搜集遺文、勒新制、准之諸司式、每條立凡例、約成一軸、名曰内外官交替式、使等學滯一隅、

才味三尺、叨備司存、敢事筆削、還恐丹寸之攸不及、猶使黃中而有未通、辱以上聞、伏俟聖斷、謹奏、
延喜廿一年正月廿五日

參議左大辨從四位上兼行長官播磨權守橘朝臣清澄
從五位上行 次官丹波介藤原朝臣久貞
次官從五位下 藤原朝臣 諸蔭
大納言正二位兼行民部卿藤原朝臣清貫

猶使黃中而有未通、辱以上聞、伏俟聖斷、謹奏、
延喜廿一年正月廿五日

奉詔於大納言正二位上兼行長官播磨權守橘朝臣清澄
從五位上行次官丹波介藤原朝臣久貞
次官從五位下藤原朝臣 諸蔭
大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣清貫

内外官交替式

凡官人至任者無印文者不得受代其内官詔書於日即得相
代

凡國司歷四年為限但陸奥出羽兩國大宰府并管内諸國
五年為限

凡諸國博士醫師是定六年還任并非有四年為限但

治三十四年、延暦貞觀の兩式と共に、國史大系に收めて刊行したり。

内外官交替式 (藏所氏爲利田前爵侯)

とあり。この書と延暦貞觀の兩式とは、
その體裁を異にし、詔勅、官符などの原
文を列舉せず。延喜式の如く、毎條に
凡云々と條文をたて、同式に倣ひた
るものなり。

この書も、貞觀交替式と同じく、從來
世に傳はりたるもの知られざりしが、
近年これを發見せられたり。三條西家
舊藏の古寫本にして、前田家に移り、明

この書の撰者、藤原清貫、橘澄清の事は、並に延喜式の條にのせたり。

新定酒式 一卷 井序、式部大輔菅清公撰

飲酒に就いて、式法を撰定したるものなり。本朝法家文書目錄に載せたるものも同文なり。西宮記に
は、「凡奉公之輩可設備文書」として、政理部の書を列舉したる中に、この書を挙げたり。

この書亡佚して傳はらず。西宮記臨時八依新定酒式、王卿飲罰酒事の條に三條を引き、令行節會等飲
酒事の條に二條、獻物事に一條を引き、江談抄六に、酒式として引きたるものあるのみ。

撰者菅原清公は、遠江介古人の子なり。清公、桓武天皇より、仁明天皇に至る五朝に歷事し、從三位、
文章博士に至り、承和九年十月、年七十三にて薨去せし事、續日本後紀に詳傳あり。

左右檢非違使式 一卷 貞觀十七年四月廿七日、中納言南淵年名等撰進、

檢非違使の事務作法、その他の事どもを記したるものなり。本朝法家文書目錄も、一卷として、貞觀
十七年に撰進したる事も同じ。その「年名等撰進」とあるによれば、この外編修に關係したるもの數人
ありしなり。この書も、亡佚して傳本なく、古書に引きたるものは、西宮記に二條、政事要略に七條、法
曹至要抄に二條、令抄に一條あり。

撰者南淵年名の事は、文德實錄の條にのせたり。

古式 廿卷

本朝法家文書目録にも、古式廿卷とあり。今亡びたれば、いかなるものか、古式と稱したれば、その弘仁、貞觀兩式より以前のものなる事は推測するを得べし。されど、弘仁以前官撰の式ありし事なく、唯石川年足の撰びたる別式と稱するものあるのみ。この目録には、別式二十卷を擧げて、卷數も同じく、本朝法家文書目録にのせざるを見れば、別式と古式とは、同じきものなるが如く推考するを得べし。政事要略六十九に、古式として載せたるものあり。延喜式に對して、弘仁、貞觀の二式を併稱したるもの、如し。

親王儀式 二卷 延光卿撰

親王の朝儀に參仕し給ふ時の作法等を記したるものなるべし。この書も亡佚して傳はらず。北山抄に三條、撰集祕記に二條引きたるものあり。

撰者延光は、代明親王の御子なり。源姓を賜はり、從三位、權大納言に至り、貞元元年六月、年五十にて薨去せり。

北堂有司式 一卷

本朝法家文書目録にも載せたれど、今は亡びて傳はらず。如何なるものか明かならず。北堂は、大學寮内紀傳道の學舎都堂院の一名なれば、蓋し紀傳道の簡驗寮試、その他の事どもの儀式、作法などを記したるものなるべし。松井本に、「大納言橘廣相撰」としたり。他に徵すべきものなければ、明ならず、或は次の藏人式の註のまぎれ入りたるものならんか。

藏人式 一卷 橘廣相撰

藏人の職務、作法、及びその奉仕せる儀式等の事を書きたるものなり。今傳はらず。

中右記に、寛治元年十一月大嘗會の條に、藏人式二卷<sup>一帙、七月以後
相分爲兩卷</sup>

とあるによれば、二卷なるもありしが如し。橘廣相の撰なる事は、前田本西宮記、及び侍中群要、貫首雜要略に、「藏人式云、寛平二年、左大辨橘廣相奉勅作之、」とあり。殊に侍中群要の卷首には、

藏人式云、凡藏人之爲體也、内則忝陪近習、外則召仰諸司、職掌之尊誠可嚴重、朕虛眇之性、愚而又愚、寢食之間、日愼一日、藏人等、須叙位除目間奏議政之場、適所聞得、無是非慎勿外漏焉、翫月賞花、調曲吟詩之序、乘輿杖醉何無戲言、慎勿傳語焉、殿上非違、喧嘩濫惡、隨聞必加糾彈、慎勿隱忍焉

奉傳勅旨、宣下百官、若有違道必可忠諫、慎勿默止焉。召仰諸司之後、不廻時刻、當番日記事、無大小慎勿遺脫焉、臨時雜役應召如響、慎勿遲留焉、所中舊事、尋問蹤迹、一々興行、慎勿疎略焉、所中雜物、今別色目、明々宛用、慎勿違誤焉。細布紙墨等之類、宛公之餘依先例任用之、汝曹敬之戒之、勿疎勿輕、又諸聽昇殿者、可知此意矣、朕爲汝曹不敢隱情、今之所叙、慙不中道、汝曹祕於内而勿施於外、存於意而勿出於言、若出言施外令知之、非唯汝曹之不密、斯乃朕之大過也、

と見えたり。その「朕之大過也」とあるは、寛平遺誠の文に似たれば、宇多天皇特に宸筆を染め給ひて、藏人を訓誡し給ひて、これを卷頭に掲げしめ給ひしものなるべし。

かくの如く、この書は、宇多天皇の御代に撰定せしめられたるものなるに、

貫首雜要略には、天曆藏人式曰、凡藏人奉勅召仰、若事理頗重、稱典侍以上宣、

とありて、村上天皇の御代に撰ばれたるものもありしが如し。また、

江談抄に、又云、藏人式云、石清水臨時祭、安和□年三月中旬日所被祭始也、使大入道殿也、

とあるによれば、安和以後にも、藏人式を撰定せられたるにや。されど安和以後の藏人式は、そのさま他儀式の文と同じからねば、疑ふべく、殊に石清水臨時祭は、天慶五年より始まりたれば、この江談抄の紀事は、誤れり。また天曆藏人式の事も、他に見えざれば、なほ考究を要すべし。寛平の藏人式も、今は傳本なければ、古書に藏人式として引載したるもの頗る多く、上格子事、供御粥事、供朝夕御膳事、午一

刻御膳傳供事、奉御燈事、下格子事、正月小朝拜、内藏寮賜酒肴、御齋會、除目、射禮、内宴、四月奏銓擬郡司文、灌佛、六月月次、神今食、七月相撲召合、八月釋奠、十月殘菊節會、亥日餅、射場始、初雪見參、十一月新嘗祭、五節帳臺試、賀茂臨時祭、十二月荷前、御佛名、諸司供荒世和世御裝束、進主典以上秩滿帳、御讀書始等あり。藏人式逸文に纂錄せり。

撰者橘廣相の事は擬潜夫論の條に記せり。

廷尉式 一卷

廷尉は檢非違使なり。撰者明ならず。檢非違使式は、南淵年名の撰進したるものにして、その事は上に記せり。この書は、それより以後のものなるべし。西宮記、政事要略に、檢非違使式として引載したるは、この書か、南淵年名の檢非違使式か詳ならず。

刪定律令問答 一卷 上中下、蓮華王院

明法家の質疑應答したる律令の問答を刪定したるものなるべし。令の問答は、田令集解に、古問答を引き、職員、戸、繼嗣、考課、公式、厩牧、喪葬令等の集解に、新令問答を引き、法曹類林に載せたる令宗道成の勘文に、令問答を引きたるものあり。律問答は、通憲入道藏書目錄に、一合、第八十三櫃の中律問答

一冊あり。これ等令の問答、及び律の問答を抄纂して、刪定したるものならん。蓮華王院は、後白河天皇の御願によりて、建立したるものにて、同院の寶藏には、貴重なる典籍繪畫等を收められたれば、これも同寶藏に納められたるものなるべし。

法曹法林 七百卅卷

法曹勘文類集、加通憲今案、藤原通憲撰

群書類従本、及びその外二三の本には、二百三十卷としたり。

政務に關する事項を律令官符、及び明法家の考查したる勘文等によりて、抄纂分類し、これに案文を加へたるものなり。七百三十卷の大部分缺逸して、今傳はりたるは、卷百九十二、卷百九十七、卷二百、卷二百二十六の四卷のみ。卷百九十二、及び卷二百は、群書類従に收め、卷二百廿六は、續群書類従に收め、卷百九十七は、嘉元二年の古寫本あり。全部の目錄なければ詳ならねど、この四卷の中卷百九十二を寺務修行十七とし、卷百九十七を公務五とし、卷二百を公務とし、卷二百廿六を公務卅四としたるにあれば、卷百十六より、卷百九十二までは寺務執行にて、卷百九十三以下は公務なる事明なれど、卷一より、卷百七十五までと、卷二百二十七以下は、その篇目明ならず。且つ現存四卷の中、完全なるは、卷百九十七、及び卷二百のみにて、他は殘闕なり。殊に卷二百廿六は、吏務六にして、戸貫の項なるに、可令祈禱佛神除却諸難事、及び祥瑞の例あれば、他の部の混入したるものなるべし。卷百九十七は、金澤文庫の

此小文太改太不難檢事依病不上若過限
若依力職事非可解任而是所取一人傳取四
海和理陽陽之職也但王令其人難之可關檢
有其人非可曉而偏之依病不上豈可從解
退者有亦設官侍從之職乎如此事可省
分仍却中

天曆元年五月二日從五位上左京大夫兼右近衛少輔

惟實卿

法曹類林 (藏所氏爲利田前爵侯)

印ありて、奥書に、「嘉元二年六月一日書校合寫(畢貞顯カ)」とあり。卷二百の奥書に、「嘉元二年六月八日書寫校合畢、貞顯」と見えれば、金澤文庫に傳はりたるものなり。卷百九十七の卷首一葉は、内閣文庫の所藏にて、二葉以下は、前田侯爵の所藏なる、古寫本政事要略の中に混れしを、先年この書なる事を發見したり。この一卷は、昭和九年國寶に指定せられ、大正十四

年古典保存會にて複製したり。この書四卷は、新訂増補國史大系に收めたり。

法曹至要抄 三卷 明法博士坂上明兼撰

刑律禁制、賣買貸借、土地、牛馬、奴婢、禮節、遺產處分、喪服、雜穢等の事を律令、詔勅、官符、及び律令の註釋、問答等によりて、各條に頒ち、著者の考案を附したるものなり。その篇目左の如し。

上卷 罪科條五罪より、老少不禁に至る六十五項

法曹至要抄

中卷

禁制條 兵仗より、出棄路頭病人及小兒に至る十四項

買賣條 買賣約諾後不悔還より、行違短狹物に至る八項

負債條 負債不償

出舉條 私稻出舉可禁制より、

錢貨出舉以來

借物條 借物焼亡不辨より、被竊盜可辨に至る三項

質物條 以田宅不可爲質より、被竊盜可辨に至る四項

預物條 預物費用

荒地

條 荒地經官司可請開より、不依至依町段可領に至る三項

雜事條 和與物不悔還より、車馬從並服色人數に至る十七項

下卷

處分條 處分任財主意より、僧尼遺物弟子可傳領に至る十七項

喪服條 天皇御服より、五等親に至る四項

服假條 一年服假より、師喪假に至る二十三項

雜穢條 冊

穢より、五辛忌に至る十三項

各條項に律令格式等の文を引きて、著者の案文を加へ、檢非違使廳の例などをも附記したるもあり。制度の一般を考ふるに、最も便宜なるものなり。

この書の著者は、一條兼良の註にも、坂上明兼といへり。明兼は、坂上是則六世の孫にして、明法博士範政の子なり。大判事左衛門少尉となり、久安三年十月二十九日、年六十九にて卒去したるよし、坂上系圖に見えたり。然るに、

神宮文庫本の奥書には、法曹至要抄、一卷本云、明法博士明基權進子關東云々、

永仁三年七月書寫畢

とありて、明基の撰とせり。明基は明兼の孫にして、明法博士兼成の子なり。大夫尉、大判事、明法博士となり、承元四年五月七日、七十三才にて卒したる事、坂上系圖に見えたり。その明基の著なるに就いては、柏崎永以の説あり。即ち

法曹至要抄三卷、明法博士明基撰也、一説 平田琴菴本朝書籍目錄文 爲明法博士坂上兼明撰者誤乎、此下卷三十三條以有基云字、可知爲明基之撰也乎、

といへり。「基云」は、服假條の服假相累時の項の中に、「古記云、問云、○中 基云、問云、○中 讃答、」とありて、令集解にあるべき文なり。田令集解に、「基、問、」とある基と同じき人にて、平安朝初期の人なれば、以て明基の略稱ならぬを知るべし。また明兼の著としたるものは、群書一覽にして、井上頼國博士も、法曹至要抄作者の考説を己亥叢説にのせて明兼とし、且つその著作年代を研究して、

中右記に、永久二年六月卅日、内舍人重貞罪、令明兼勘申之處、解官外贖銅十斤者、信貞勘申も大略同此也、但於贖銅、刑部省法也、使應之習、贖銅之科、只令侯散禁計也、然者重召出重貞、暫可令侯也、仰云、只任法可行歟、

とある文をば、この書の減贖の條に註せざるによりて、永久以前になりたるものとせり。然れども、中卷出舉條、錢貨出舉以來辨時一倍利事の項に、

建久四年七月四日宣旨云、應自今以後永從停止宋朝錢貨事、右左大臣宣、奉勅云々、自非止錢貨之交關者、爭得定直法於和市哉、仍仰檢非違使並京職、自今以後永從停止者、同年十二月廿九日宣旨云、應錢貨出舉以來辨償利事、右得記錄所今月廿三日勘狀傳、錢直法任去年八月六日宣旨狀、一貫文別以米一斛爲正物、於利分者、依弘仁十年五月二日格、每六十日取利、不得過八分之一、雖過四百八十

日、不可過一倍歟者、左大臣宣、奉勅宜依勘申者、使宜承知依宣行之、と見えたり。建久四年を、一本に延久四年とせり。延久ならば、明兼の著とすとも、不可なしと雖も、建久ならば、明基の撰ならざるべからず。然るに宋錢停止の事は、延久年中に見えず、建久にはその事あり。即ち

書之食五事之時、烏僧侶雅集、其制之法、僧人見之、忘憚之文、若佛寺、令禁之、神社、令之、歟、仍、歟、應、經、并、具、奈、非、寺、文、者、云、滿、州、九、日、或、過、七、二、夜、雅、可、使、佛、書、師、說、云、朕、五、事、之、旨、以、見、香、火、之、期、其、從、清、治、之、末、秋、採、採、外、通、分、同、推、義、別、在、寺、之、旨、同、智、之、僧、也、

法曹至要抄一卷

本云明法傳亡明基撰進于明兼

庚辰三年七月 日 寺島雄

法曹至要抄 (藏所庫文宮神)

吾妻鏡に、建久四年正月廿六日甲午、去年十二月卅日、偏止贓貨之由有其沙汰之旨、一條殿被申送云々、玉葉に、建久四年二月廿六日、此日有記錄所評定、錢貨停止否間事云々、廿九日、丙寅、有記錄所評定、錢貨停止事也、

天皇延久元年置かれたれど、もと莊園濫置の禁壓と、整理の爲に設けられたるものにして、記錄莊園券契所の略稱なれば、何ぞ錢貨直法に關係する事あらん。後記錄所に於いては、莊園に關する事のみならず、錢貨停止の評定をもなすに至れり。これによりて、建久の正しく、延久の誤なる事を證すべく、隨う

て明兼の著にあらず、明基の著なる事を明にするを得べし。

この書の古寫本は、前に掲げたる神宮文庫所藏永仁の奥書あるもの最も古く、刊本には、寛文二十年十月、鶴飼石齋の點を附したる刻本、及び寛政八年の板本あり。また群書類從にも收めたり。

この書の註釋書は、左の如し。

法曹至要抄註

一條兼良

法曹至要抄愚註

著者未詳

法曹至要抄俗解

一〇 梁秀詮

法曹至要抄正解

一 三島敦雄

禁法略抄 一卷 右同

柴栗山の寺社寶物展覽目錄の中、高山寺外典目錄に、禁法略抄一卷とあるは、この書の事なるべく、寛政の頃まで、世に傳はりしが、今は聞えざれば、そのさま詳ならず。蓋し罪囚禁獄の事などについての事を書きたるものならん。

貞永式目抄に、白川院時禁方抄云、禁獄、廿謀叛殺、鬪殺、強盜、竊盜、放火、謀殺、未殺劫囚、人勾引、乖宣旨闖入、失囚、故縱逃亡囚、強奸、作宣旨、作位記、作返抄、刃傷流人未配、隱罪人、故殺牛馬、奏事不

實、落書、詐稱廳使、擯人、終身沒、政所禁九、闕竊盜不得財、知盜賊藏作官文書、賣佛像、拒國郡並諸司使、懷孕侏儒、禁中闕亂、便所禁、八未定闕亂、輕博戲、公役老少犯罪、保辜不用證人拷訊、

とありて、禁獄、政所禁、便所禁をあげたる禁方抄は、同書なるべし。「白河院時」とあるは、白河天皇御治世のものなるよしなり。但し著者を右同としたるは、法曹至要抄に註記したる作者と同じく明兼なるよしなり。

檢非違使私記 五卷

檢非違使に關する吏務を記したるものなるべし。

政事要略六十一に、檢非違使私記者、贈太政大臣諡時爲別當之時、曾祖父爲右衛門尉、應彼教所撰也、自爾以降、涼燠推移、改易有數、仍官符宣旨新制之條、經籍國史相類之増損、本自加載各部糾彈之事、可備鑑誡、

とあり。時平の檢非違使別當たりしは、寛平四年五月四日より、翌五年二月廿二日までなれば、その間になりしものなり。曾祖父は、政事要略の著者令宗允亮の曾祖父にて、惟宗直本なり。これによりて直本の撰びたるものなるを知るべし。政事要略には、弘仁、貞觀二式を列ねて、私案を附し、「已上二卷私記所載、」と註したるによれば、二卷のものにして、この書籍目錄と卷數合はず、或はこの私記と、直本撰のもの

のとは別本ならんか。

檢非違使至要抄 四卷

内閣一本、神宮文庫、前田一本等には、類聚檢非違使至要抄とあり。

檢非違使の心得べき事どもを記したるものなるべし。これも今傳はらず。

類聚檢非違使私記 三卷

前掲の檢非違使私記等と同じく、檢非違使の吏務などの事を分類したるものなるべし。今傳はらず。通憲入道藏書目錄に「一合、第八十一櫃、新定檢非違使私記、一結三局上中下」とあるは、卷數あへど、新定とあれば別のものなるべし。

類聚檢非違使官符宣旨 二十卷

檢非違使に下されたる官符、及び檢非違使別當宣などを分類したるものなり。小右記治安元年七月、萬壽二年十月の條、及び左經記長元七年十月の條には、檢非違使類聚と記したり。政事要略には、またこれを略して類聚としたり。前田本西宮記に、類聚檢非違使宣旨とあるによれば、延喜、天曆の御代の

間に、撰びたるものなるべし。なほこの書の事は、通憲入道藏書目録に「一合第八十一櫃、類聚檢非違使官符宣旨、一結八局、」と見えたるは、その一部分なるべし。今はその斷篇もなく、政事要略に、仁和二年、延長二年の宣旨をのせ、小右記萬壽二年十月三日の條に、仁和二年の宣旨をのせたるのみ。

この外、政事要略卷六十七に、「使廳續類聚云、」として、寛平七年の宣旨をのせたるは、この類聚檢非違使官符宣旨の續集ならんか。二中歴、貞觀格、延喜格序の位署を掲げたる次に、「別當參議從三位行右衛門督兼中宮大夫伊與權守藤原朝臣朝成續檢非違使類聚」とあるも、同書なるべく、蓋し朝成の檢非違使別當在官の際、編修したるものなるべし。朝成は、右大臣定方の子にて、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融の五朝に事へ、中納言に至り、天延二年、五十八歳にて薨去せり。その檢非違使別當たりしは、康保二年より、安和三年に至る六年間にて、この書は、その官歴によれば、天祿三年の頃、續集したるものなるべし。

類聚判集 百卷

内閣一本、後藤本、家藏一本等「惟宗允亮撰」と註したり。蓋し次の類聚律令官判問答私記の註より、混入したるものなるべし。

この書も今傳はらず、法曹類林百九十七公務の條に、「内外位者、各有所任、若依職事内外、可改任内外哉否事、」とある勘例に、類聚判集抄と註したるものあるのみ、明法家の考勘したるものを聚録したるものなり。

のなるべし。貫首秘抄に、「爲職事之者必可持之文、」として、「勘判集法家」と記したるものあり。蓋しこの書と同じきものならんか。勘判集も、法曹類林卷百九十七に數條引きて、「勘判集六十」とあり。承和七年、都貞繼の勘文を始め、延喜五年の惟宗直方以下、惟宗公方、及び令宗道成の長元二年の勘文などをのせたり。

類聚律令判官問答私記 一卷 惟宗允亮撰

今傳はらねば詳ならず。平戸記寛元三年四月十四日兼盛罪名勘文に就いての議定、權大納言土御門顯定の定申に、「今所引之問答者、允亮之所註歟、件意趣輕重任勅斷之由、尙顯然也、」と見えたるは、この問答私記の事をいへるにか。

法意簡要抄 一卷

律令の要點を擧げて説明したるものか、これも傳はらねば詳ならず。精訓享祿三年の撰にして、建武式目を註したるものに、「強盜、法意に、強盜以威力奪人財物云フ也云々、殺害、法意ニ、故殺、謀殺、鬪殺アリ云々」など數處に引きたるものあり。法意は、この書の略稱か、また玉條簡要抄といへるものあり。この書の一名にや、貞永式目抄に、「玉條簡要抄引戸令云、一處分女子財物無悔返法事、居夫家女子之財物、無悔返之法矣、」とあり。

家藏裁判至要抄大震災の時焼失の頭書に、玉條簡要抄を五條あげたり。中に天平六年の格、建久五年明基の註進等をのせれば、建久以後のものなるべし。この頭書は、享保乙卯、海北若冲の記したるものによりたるよしなれば、その頃までは、世に傳はりたるものか。

裁判至要抄 一卷 明法博士坂上明基撰

土地、家屋、家人、家畜等、財産の所有、賣買、貸借、遺財處分の事を記したるものなり。律令等の本文を列ねて、案を附したり。すべて三十三條あり。その篇目、左の如し。

荒地經官司可請開 田畠不依四至依町段可領 田畑宅地賣買 論田作毛 出舉利不過一倍
舉錢利不過半倍 以質券不可領宅地田園 負人逃死出舉 闕遺物並闕畜 家人奴婢子
可從母 馬牛財賣賣買 馬牛借用 和與乞索物 借物預物被強盜被燒亡不辨償 處分任
財主意 父遺財支配 母遺財支配 養子分法 妻財不入分法 未分以前死亡男子之子受
亡父分 僧尼不預父母遺財 不孝子不預父母遺財 前夫子不預後夫財 改嫁妻不預亡夫遺
財 亡妻財無子時夫可領 祖父母父母讓可用後狀 處分子孫財子孫死後輒不返領 處分有
夫女子財不悔還 處分外孫財不悔返 財主亡無子孫 僧尼遺財支配 僧尼遺財弟子可傳領
僧尼處分弟子物不悔還

この書は、土御門天皇の御代、後鳥羽上皇の院宣によりて、法曹至要抄と同じく、明基の撰進したるものなり。即ち

一 甚地經官司可請開
天平五年五月廿六日格云人爲開田三畝
就園中請開後用之不得目格請開百畝
地云自今以後任之不得目格
弘仁十年五月廿六日格云人爲開田三畝
是開後田畠事也
案之甚地請開官司可領其入爲延主
依後第千總了全領事
一 田畠不依四至依町段可領事
弘仁二年二月三日格云田地官請二輩傳限

(藏所氏爲利田前爵侯) 抄 要 至 判 裁

奥書に、以前條々事、抄出如右、抑法令者、治國之權衡、馭民之轡策者也、君不可告之於上、臣不可違之於下、明基才非陳寵、職既繼吳雄、恭奉院宣、粗勒憲章、悉載本文、無加新意、于時建永二年八月廿六日矣、書寫畢會赦校合了、今日進上之二條鳥丸藤長房卿奉之、表紙店紙紅梅、文軸、紫紐、細紫上三筋計懸之立、計弘七分也、委點之、亦被召之間、不點草之、以大判事明政之點本書寫之、則校點畢、御抄草加一見返獻之、恩借之條以外候、殊

悅思給、猶以每事期見參之次候也、恐々謹言

九月廿日

藏人中宮權大夫宗行この署名誤あらん

大判事殿

但し貞永式目抄に、裁判要決七十一ヶ條の中、「第五十三日、一夫妻共出財所買取田宅園圃處分事」として、戸令應分條を引き、説明を加へたるものあり。書名類似し、内容も稍同じきを見れば、もと七十一ヶ條にして、裁判要決とありしを、院宣によりて、これを、拔萃して、三十三ヶ條としたりしものならんか。この書の古寫本は、前田侯爵家所藏一卷あり。清原時定の筆にて、奥書に、「文明十年戊卯月十七日書寫之、朝散大夫清原」とあり。群書類從に收めたるものも、奥書同じきによれば、蓋しこの古寫本を轉寫したるものなるべし。

令惣記

養老令の註釋なるべし。今傳はらねば詳ならず。佐藤誠實博士の律令考には、「集解卷十、即ち戸令の第二は、一本には、令惣記と題せるものあり。本朝書籍目錄にも、集解には、卷數を擧げつるに、この書は、たゞ書名のみにて、卷數なければ、令集解の一名ならんか、」といへり。實隆公記に、「大永三年九月十九、于恒、令惣記^{十六}持來、」とあるによれば、卷數尠きものにあらざると雖も、果して令集解と同じきものなりや否や明ならず。よりて古書に令惣記として引きたるものを見るに、

北山抄卷六詔書條、御晝日の註に、月上已上内記書之、一日二日是御晝也、見令惣記、

とあり。公式令集解御晝日のところに、「朱云、御晝日、謂假云一日二日耳、」と記せり。また

江次第一元日宴會條國栖の註に、源戸部説曰、案令惣記曰、忌月制作樂之註、歌亦同之、

とあるは、儀制令國忌の註なるべけれど、令集解に見えず。

平戸記寛元三年四月十四日、兼盛罪名仗議の中、權大納言源通忠の論に、「情案公式令惣記、臨時之

大祀、又以一月齋歟、

とあり。同令集解論奏式大祭祀の下に、古記の問答を引いて、「臨時令大齋而齋一月者大祭祀耳、」と記せると意義あへり。是によるに、令惣記と、令集解とは、或は相似たるものあり、或は同じからざるものあれば、直に異名同書とする説には從ひ難し。殊に平戸記にのせたる勘文の仗議中、源通忠は令惣記といひ、菅原爲長は、律令の集解といへるによれば、同じきものにあらざるが如し。

朝筆要抄 一卷

今傳はらねばいかなるものか詳ならず。明法に關するものなるべし。

廷尉裝束抄 三卷

檢非違使の裝束を記せるものなるべし。これも今傳はらず。

上古問答 一卷

今傳らねば明ならねど、上古の法律に關する明法家の問答を録したるものなるべし。前掲の刪定律令問答中にも收められたるものならん。

八十一例 一卷

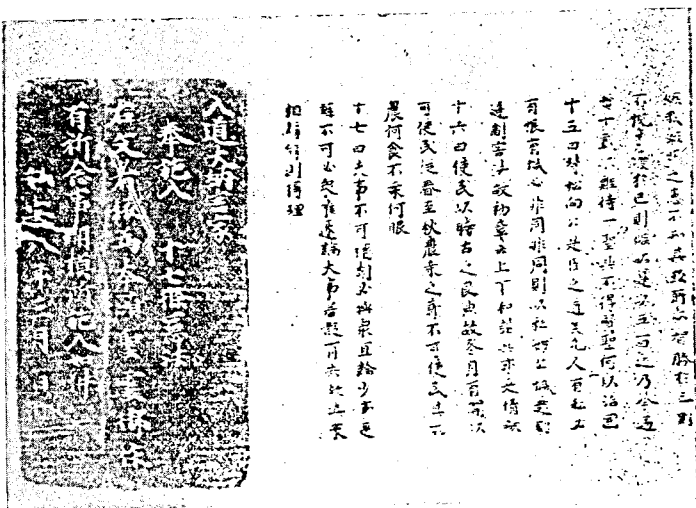
今傳はらねど、令集解、政事要略に引きたるもの十一條あり。これによれば、親王大臣以下の禮節、軍團、衛士、賻物、衣服の事などに就いての例規八十一條なるが如し。令集解廿四に引きたるものに、兵衛、中衛、衛門とあり。中衛は、弘仁二年十一月、衛門府と併せて、左右衛門府と改稱したるよし、日本後紀に見えたれば、それより以前のものなり。

六十一例 一卷

八十一例の如きものなるべし。古書に引きたるものだになれば詳ならず。

十七箇條憲法 一卷 上宮太子御撰

群臣、百僚、國造、及び國民を訓誡の爲に定められたる十七條の制法なり。各條に要綱を擧げて、これ



十七箇條憲法 (藏所寺隆法)

を説明せられたり。聖德太子の御撰なる事は、諸書一致したれど、制定の年月を日本書紀は、推古天皇十二年四月とし、上宮聖德法王帝説は、乙丑年(十三年)七月とし、一心戒文は、十年十二月として、同じからざれど、法王帝説の記するところ、正しきに似たり。津田左右吉博士の日本上代史研究には、この書を太子の御作にあらずして、大化以後のものなるよしあり。一の推定に過ぎず。なほこの書に就いては、史學雜誌卷二十七に載せたる岡田正之博士の考説以下抄からず、皇室御撰之研究にも記したり。

この書の全文は、日本書紀、及び聖德太子傳曆、拾芥抄等に記載せたり。刊本は、弘安八年の刻本ありて、法隆寺にその板木を所藏せり。

奥書に、入道大納言家

十七箇條憲法

奉施入 十七條憲法

右文者、依爲本願聖靈御作、有所念事、開摸所施入如件、

弘安八年三月 日

とあり。入道大納言家とは如何なる人か。文永五年、權大納言藤原資季、源雅家、同顯方出家し、建治三年、同藤原隆顯出家したれど、弘安八年以後まで生存したる事の明なるは、資季のみ。藤原隆顯も世にあるべき年齢なれど、薨年詳ならず。

この書の註釋は、平氏傳難勘文、上宮太子拾遺記、及び日本書紀の註釋書等に載せたり。その他單行のものは左の如し。

十七條憲法註	一	玄	惠
十七條憲法註	一	潮	音
憲法假名抄	一	未	詳
聖德太子憲法抄	一	未	詳

彈例 一卷

彈正臺にて施行したる條例にて、八十三條あり。

類聚國史職官の部に、延暦十一年閏十一月壬午朔、新彈例八十三條賜彈正臺、文多不載、と見え、西宮記臨時四に、「依大同二年八月十九日彈例、」とあるによれば、桓武天皇の御代撰定せられしを、平城天皇の御代に至りて、修正せられたるが如し。世に傳本なく、令集解、類聚三代格、本朝月令、政事要略、年中行事秘抄等に引きたるものあるのみ。

問答五條

今傳はらねば詳ならねど、蓋し律令などの問答なるべし。

吏途抄 八卷

今傳はらず。北山抄の吏途指南の篇と同じく、國司の事どもを記したるものなるが如し。

斷罪抄

これも今傳はらず。蓋し斷罪に關する例證などをかきたるものなるべし。

法家明句抄

今傳はざればいかなるものか詳ならず。法家は明法家にて、惟宗、坂上等、明法家の撰びたる法律に關するものどもを輯録したるものならん。

延久諸司實檢繪旨

内閣一本、神宮文庫一本等、二三の寫本には、延久諸司實檢繪旨抄とあり。

後三條天皇の御代、諸司に下されたる繪旨を集めたものなり。これも今傳はらず。

五氏族

帝王系圖 一卷 舍人親王撰

日本紀を撰び給ひしをりに編修し給ひしものなり。今世に傳はりたるものあるをきかず。但し古史微開題記には、釋日本紀にのせたるもの、即ちこの系圖なるよいへり。この書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

帝王系圖 一卷 菅爲長卿撰

この書、世に傳はりたるを聞かず、古書に引きたるものを見ざれば、そのさま詳ならず。著者菅原爲長は、大學頭長守の子にて、正二位、參議に進み、寛元四年、八十九歳にて薨じたる事、公卿補任に見えたり。この外文鳳抄の著あり。